

2012

IFRS 財団の評議員会に対する報告書

IFRS 財団スタッフの分析：SEC 最終スタッフ報告書「米国の発行企業に係る財務報告制度への IFRS の組み込みの検討に関するワークプラン」について

2012 年 10 月 22 日

This document is published by the IFRS Foundation.

30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7246 6410 Fax: +44 (0)20 7246 6411

Email: info@ifrs.org Web: www.ifrs.org

Copyright © 2012 IFRS Foundation®

All rights reserved. No part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

The Japanese translation of this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.

Please address publication and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘IFRS’, ‘IAS’, ‘IASB’, ‘IASC Foundation’, ‘IASCF’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘International Accounting Standards’, ‘International Financial Reporting Standards’ and ‘SIC’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

この文書は IFRS 財団が公表している。

すべての権利は保護されている。本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

コピーライト © 2012 IFRS Foundation®

本公表物の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。

出版及び著作権に関する事項は下記に照会されたい。

IFRS Foundation Publications Department
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASB Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IASCF の商標である。

目次

1. イントロダクション及び要旨	8
SEC スタッフ報告書の結論の分析.....	10
IFRS 財団及び IASB についての SEC の分析	10
ガバナンス.....	10
資金調達	11
デュー・プロセス.....	12
国際的な会計基準としての IFRS.....	13
包括性.....	13
維持管理	15
各国の基準設定主体.....	16
執行可能性.....	16
アドプション、エンドースメント及び移行に関する論点	17
組込みの方法	18
移行の取決め	19
米国における投資者の IFRS に対する理解	20
規制環境	21
人的資本の準備状況.....	21
移行のコスト	22
最終的なコメント	23
2. 国際的な会計基準設定主体としての IASB	24
監督.....	24
IFRS 財団及び IASB の人員構成.....	26
評議員会	26
IASB	26
専門スタッフ	26

資金調達.....	27
米国からの資金調達.....	28
基準設定プロセス.....	29
拡充されたデュー・プロセス	30
IASB による国際的な取決め	32
3. 国際的な会計基準としての IFRS.....	36
包括性	36
IFRS と US GAAP との間の差異	36
IASB の公開のアジェンダ協議.....	39
初度適用時の差異	40
US GAAP の業種特有の要求事項.....	42
原則ベースの基準.....	43
比較可能性、適用及び執行可能性.....	45
4. IFRS への移行: アドプションとエンドースメントの課題.....	48
エンドースメント・アプローチ	48
移行のアプローチ.....	52
5. IFRS への移行におけるその他の課題.....	56
規制環境.....	56
投資者の理解及び教育.....	60
会計上の事項に関する投資者及びアナリストの教育	60
IASB の投資者リエゾン・プログラム	61
小規模発行企業と大規模発行企業.....	63
人的資本の準備状況	64
移行のコスト.....	68
付録 国際的な会計基準の論拠：主張と証拠.....	72

断り書き：IFRS 財団スタッフが作成したこのペーパーは、国際的な基準設定主体としての IFRS 財団及び IASB の観点から SEC スタッフ報告書の分析を示している。SEC スタッフ報告書が記述したすべてのトピックを扱うことを意図したものではない。このペーパーは関心のある関係者への便宜として公表するものであり、IASB あるいは IFRS 財団の承認を受けたものではない。

1. イントロダクション及び要旨

SEC スタッフ報告書の公表は、SEC の数年にわたる国際財務報告基準（IFRS）の評価に関する重要なマイルストーンとなるものである。したがって、IFRS への国際的な移行を促進する上での SEC が果たしてきた歴史的な指導的地位との関連で読むべきである。

1973 年に、SEC は、米国公認会計士協会（AICPA）が IASB¹の前身である国際会計基準委員会（IASC）の創設に関与するのを支持した。1997 年の議会に対する報告書²において、SEC は、多国間の証券売出しにおける財務報告の枠組みとしての役割を果たすことのできるコアとなる会計基準のセットを開発するという IASC の取組みを激励した。

1999 年に、SEC は IASC の組織、ガバナンス及び資金調達に関する改革の設定において主導的な役割を担い、これが IASB の創立とその使命の重点の変更（現在では、高品質の国際的な会計基準の単一のセットを開発することであると定義されている）につながった。2002 年に、SEC は、多国間の上場での使用のために IASC のコア基準をエンドースするという証券監督者国際機構（IOSCO）の決定に主導的な役割を果たした。

2007 年に、SEC は、IASB の公表した IFRS を使用して報告を行う米国外の会社に純損益及び自己資本についての US GAAP への調整表を提供するよう求めていた規定の削除を全会一致で決議した。同時に、SEC は国内の米国会社に IFRS の使用を要求又は許容すべきかどうかを検討する意向も発表した。Casey 委員が 2011 年に講演で明らかにしたように、

「当委員会はすでに IASB が公表する IFRS は高品質であると判断している。この判断は、外国民間発行企業が IFRS に従って作成した財務諸表を US GAAP への調整なしに使用して当委員会に提出することを認めた 2007 年の決定に必要であった。」³

2008 年 11 月に、SEC は「ロードマップ」案を提示した。これは、さまざまな達成目標及び考慮事項の評価を行った上で、SEC が 2014 年から米国の発行企業に IFRS の使用を要求すべきかどうかを 2011 年に決定できる状態にすること、また、場合によっては特定の米国発行企業に 2009 年から早期適用を認めることを見越したものであった⁴。

¹ 1973 年 9 月に、SEC 議長 Ray Garrett は、SEC 主任会計官 John Burton が「世界中での財務報告の重要な差異を解消するため AICPA 及びさまざまな国際的な会計関係者のグループと協力している」と述べた (Zeff, 2012)。

² Report Pursuant to Section 509(5) of the National Securities Markets Improvement Act of 1996 on Promoting Global Pre-eminence of American Securities Markets (October 1997), <http://www.sec.gov/news/studies/acctgsp.htm>

³ 総務担当役員及びガバナンス専門家協会の第 65 回総会（2011 年 6 月 29 日）での基調講演。<http://www.sec.gov/news/speech/2011/spch062411klc.com> で入手可能。

⁴ <http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf> で入手可能。

2010年2月に、SECの委員会は声明を公表した。国際的な基準の単一のセットに対する強いコミットメントと、IFRSは米国での使用を含めて、当該セットとなるのに最も適した位置にあるとの認識を再確認したものである⁵。この声明は、このプロセスを支持するためのワークプランの開発及び実行をスタッフに指示した。

これらの決定と行動は、G20の声明に合致したものであった。2008年以後のサミットの宣言において、G20諸国の首脳は、金融安定理事会（FSB）⁶の支援を受けて、高品質でグローバルな会計基準の単一のセットの達成を各基準設定主体に求めてきた。

2012年7月13日に、SECのスタッフはIFRSに関する最終報告書（SECスタッフ報告書）を公表した。SECスタッフ報告書は、IFRSを米国の財務会計制度に組み込む可能性に関する論点を分析するためのスタッフのほぼ2年にわたる作業の成果である。

SECスタッフ報告書は、SECの委員会がIFRSを米国で適用すべきかどうか及びその場合にどのように適用すべきかを決定する際の情報を与えるために設計されたものである。SECスタッフの次のステップはIFRSに関する委員会への提案の作成であると理解されているが、この作業の完了予定は開示されていない。

SECスタッフ報告書の公表直後に、IFRS財団の評議員会が、SECスタッフ報告書の所見を入念に検討することを約束した声明を発表した。この文書は、それらの所見についてのIFRS財団スタッフの評価を要約している。

評議員会は次のことを要望した。

- (a) IASBと国際社会の両方にとっての分析の便益を最大化するため、IFRS財団スタッフは米国の調査研究を国際的な文脈で評価すべきである。
- (b) スタッフは他の信頼できる情報源に依拠すべきである。これには、学術研究のほか、すでにIFRSへの移行を完了した他の法域からの関連する文書や経験も含めるべきである。
- (c) スタッフは、SECスタッフ報告書と他の研究の両方の発見事項に基づいて、IFRS財団及びIASBの活動をさらに強化する機会を識別すべきである。

⁵ 2010年2月の、「コンバージェンス及び国際的な会計基準を支持する委員会声明」
(www.sec.gov/rules/other/2010/33-9109.pdf)。「国際的な基準の単一のセットに対する当委員会の強いコミットメントの再確認に加え、IFRSが米国の市場における当該基準セットとしての役割を果たすことのできる最も適した地位にあること、及び財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）との間で継続中のコンバージェンスのプロセスを認識して、この声明は、これらの要因のうち当委員会が2011年までにIFRSを評価する際に特に重要な特定の諸要因を概説している。」

⁶ FSBは、金融安定化フォーラムの後継機関として2009年4月に設置された。

SEC スタッフ報告書の結論の分析

以下では SEC スタッフ報告書で扱われた主要な論点の分析を示す。便宜のため、我々の分析を 5 つのセクションにグループ分けし、このイントロダクション及び要旨をセクション 1 とした。セクション 2 では、SEC スタッフが IFRS 財団及び IASB の機能に関して行った主要な所見を記載している。第 3 のセクションでは、国際的な基準としての IFRS に関する SEC の所見を分析している。第 4 のセクションでは、SEC スタッフが識別した IFRS への移行におけるアドプション及びエンドースメントの論点を扱い、第 5 のセクションでは、IFRS への移行を検討している法域が直面する他の課題に焦点を当てる。

IFRS 財団及び IASB についての SEC の分析

ガバナンス

SEC スタッフは、IFRS 財団のガバナンス構造の全体的な設計は、IASB への監督を提供することと IASB の独立性を認識し支持することとの間での合理的なバランスが取れていると述べている。さらに、IASB の客観性が外部の政治的影響により脅かされる可能性があるとは指摘しているが、こうした緊張関係は IASB に特有のものではない⁷。

IFRS 財団の独立性の保護に関し、我々は、特別の利害関係グループの嘆願は会計基準設定主体にとって避け難い現実だと認識している。実際のところ、フィードバックへの的確な対応と不当な政治的影響を受けることは紙一重である。時にはこの一線を越えようとする外部の試みがある。金融危機の間に、IASB と FASB の両者とも政治的圧力を受けていた。

我々のガバナンス構造の継続的強化が IASB の独立性をさらに保護するはずである。IFRS 財団の創立以来 11 年間に、当組織のガバナンスの取決めは、2 度の公開の定款見直し、評議員会の戦略的レビュー及び IFRS 財団モニタリング・ボードによるガバナンス・レビューの対象とされた。SEC の議長がモニタリング・ボードのメンバーを務めている。実際、モニタリング・ボード自体が、当財団の「公的な説明責任をさらに強化するために」2009 年に設置された⁸。それぞれの連続的なレビューで IFRS 財団のガバナンスと公的説明責任がさらに強化された。最新の戦略及びガバナンスのレビューの提言が現在実施の過程にある。

さらに、IFRS のコミュニティの同質的でない性質、IASB の国際的及び職業的に多様化した人員構成、及びモニタリング・ボードの設置はいずれも、特定の一つの法域又は特別の利害関係グループからの不当な圧力を薄めるのに役立っていると我々は考えている。それでもやはり、IFRS 財団と IASB は、会計基準設定の独立性の保護に常に警戒を怠らないようにしなければならない。

⁷ SEC スタッフ報告書、68 ページ

⁸ IASC 財団の制度的枠組みの強化のための覚書、前文、2009 年 4 月

資金調達

SEC スタッフ報告書では、IFRS 財団は、幅広い基礎を有し、強制力があり、拡張性があるが、各国固有である資金調達の仕組みの開発を進展させてきたと述べている。しかし、SEC スタッフ報告書は次のような指摘をしている。

- (a) IFRS 財団の大手会計事務所からの資金調達への継続的依存に懸念を示している⁹。
- (b) IFRS 財団の資金調達に貢献している国は 30 か国に満たないと述べている。
- (c) 評議員会が IFRS 財団予算の米国への割当分の資金調達を得るのに成功していないと述べている。
- (d) 米国の資源による IFRS 財団への「現物での」資金的貢献（US GAAP と IFRS のコンバージェンス・プロジェクトにおける FASB スタッフの労力など）を指摘している。

我々は、評議員会が上記の 4 つの特徴を満たす資金調達の仕組みの開発を進展させ続けてきたということに同意する。実際に、IFRS 財団の資金調達の過半が、現在では公的に支援された取決めから得られている。しかし、我々は SEC スタッフ報告書が示した所見に対して以下のことを主張する。

- (a) SEC スタッフ報告書が示した資金調達の取決めの分析は、欧州委員会（我々の予算に対する最大の拠出者である）が欧州連合（EU）の 27 の加盟国を代表している事実を見落としている。さらに、他の 19 か国からロイヤルティの支払を受けていることも認識していない。また、一部の国々による自発的な資金提供の取決めの中止が、すでに合意された公的支援スキームの導入を見越したものであることも考慮されていない。これらの要因を考慮すると、SEC スタッフが識別した 30 か国未満ではなく、69 か国が IFRS 財団の業務を直接又は間接に財政的な支援をしている。しかし、IFRS 財団がその予算に貢献する国々の数を引き続き拡大すべきだという SEC の指摘には同意する。
- (b) 我々は、FASB がコンバージェンス・プログラムに関連した共同の基準設定の取組みに多大の資源を提供してきたことを承知している。しかし、我々の考えでは、これは共同のプロセスであり、労力と資源を両方の審議会が均等に分け合う場合には、便益もそうである。したがって、スタッフの見方としては、こうした資源の共有は、確かに IASB と FASB の両者の作業に有用ではあるが、IFRS 財団の運営予算への米国の貢献を検討する際に考慮に入れるべきものではない。
- (c) 公的に支援された取決めは米国ではまだ実施されていない。その結果、任意の拠出への依存が米国で最も顕著である。米国の資金調達には公的支援（政府又は規制機関の直接的又は黙

⁹ SEC スタッフ報告書、6 ページ

示的な支援)があるべきだと我々は考えている。そうした取決めは評議員会の戦略レビューの原則と合致するからである。そうした取決めが米国で整備されたならば、任意の拠出が拠出全体に占める比率は大幅に低下するであろう。評議員会は、SEC と長期的な公的な資金調達の取決めを開始する可能性について 2009 年から議論しているが、まだ解決策は識別されていない。

- (d) 公的に支援された資金調達の取決めがないために生じているもう一つの結果として、米国は IFRS 財団の予算の比例的な負担分を現在までのところ拠出していない。現在、GDP (国ごとの資金調達の予想を評価するために IFRS 財団が使用している主要指標)に基づく米国の比例的な拠出額は 4 百万ポンド超となるが、2012 年の米国からの回収見込みは 1.3 百万ポンドしかない。IFRS 財団のさまざまな機関で約 20%から 25%の席を米国は有しているが、米国の拠出額は当財団の予算への各国の拠出合計額の 10%未満であることに我々は留意している。最終的に米国の公的な資金調達の欠如を解消できるのは、直接的にも間接的にも、米国の当局自身だけである。

デュー・プロセス

IASB のデュー・プロセスの包括的な性質という主題に関して、SEC スタッフは次の指摘をしている。

- (a) IASB のデュー・プロセスが主に基礎としているのは、協議並びに事実及び意見の収集、公開の審議、分析、決定についての一般への説明であると観察している。
- (b) IASB のメンバーの審議は広範囲の討議及び分析を伴っていると述べている。
- (c) IASB のメンバーは、プロジェクトにおける論点の解決に関し、技術的な利点と投資者その他の財務諸表利用者への全体的な有用性に基づいて決定をしていると考えている。

我々は SEC スタッフのコメントを歓迎している。さらに、2012 年中に、IASB は評議員会と共同で、報告、説明責任及びデュー・プロセスの要求事項をさらに強化するために作業している。こうした拡充の結果として、IASB は技術的決定の誠実性を守るために踏んだステップについて、各専門プロジェクトの存続期間にわたり報告を求められている。デュー・プロセスについての IASB の検討の報告及びこれらの活動に対する評議員会のレビューも、利害関係者がこれらの活動を監視できるようにするため、強化されている。デュー・プロセス監督委員会 (DPOC) を通じて、評議員会は次のことを行ってきた。

- (a) 基準設定プロセスの独立性の重要性を強調する活動の実施
- (b) DPOC の役割の強化 (IASB のデュー・プロセスが合意された枠組みに照らして運用されていることを定期的にチェックする役割)

- (c) DPOC の IFRS 諮問会議及び IFRS 解釈指針委員会との相互関係の強化 (IASB の機能に関して、より有意義で適切な情報に基づいたフィードバックを受け取るため)
- (d) デュー・プロセスの責任の管理を支援するための専任スタッフの任命

国際的な会計基準としての IFRS

SEC スタッフ報告書は、国際的な会計基準としての IFRS のさまざまな側面に関してコメントしている。我々はこれらのコメントに対して次のような所見を述べる。

包括性

IFRS の包括性を評価するために、SEC スタッフは IFRS を US GAAP と比較した。

US GAAP と IFRS の間に残っている差異

SEC スタッフ報告書では、10 年に及ぶコンバージェンス・プロジェクトの後にも、いくつかの差異が IFRS と US GAAP との間に残っていると指摘している。SEC スタッフ報告書が示唆しているのは、US GAAP と IFRS のいずれかがより適切な解決策を有しているというのではなく、単に両者が相違しているということである。それでも、これらの差異の米国にとっての重要性を軽視すべきではない。同時に、FASB との 10 年以上にわたる共同作業で IFRS と US GAAP を改善しコンバージェンスをもたらしてきたことにより、米国が埋めなければならない差異は、すでに IFRS を採用した他の主要国が直面した差異よりもずっと範囲が小さいことに我々は留意している。

さらに、これらの残った差異を考える際に、IFRS と US GAAP との間の現在の一致の水準を維持できるかどうかの考慮も重要である。IASB と FASB の双方ともそれぞれの MoU 後の作業計画を独自に検討している。米国が採用に関する決定をしない場合、10 年間のコンバージェンスに続くのが新たなダイバージェンスの期間となるというリスクがある。

業種特有のガイダンス

SEC スタッフ報告書は、IFRS に業種特有のガイダンスがないこと (業種に中立的な原則を IASB が好んでいるため) に関する一部のコメント提出者のコメントを記載している。SEC スタッフは、IASB がこうしたガイダンスを十分に評価して IFRS の欠落に対処する能力を得るまでは、業種別ガイダンスを US GAAP から除くべきではないと考えている。

IASB は常に、業種特有のガイダンスの開発ではなく、取引及び活動を業種にまたがって会計処理する財務報告の要求事項を支持してきた。保険契約や投資不動産など多くの特化した活動が、特化された業種に属さない広範囲の企業により行われている。我々は、こうしたアプローチにより、矛盾が生じるおそれのある業種特有の要求事項の増殖が避けられると考えている。さらに、

2008年にSECがPozen報告書¹⁰の発見事項を公表しているが、そこでは業種別ガイダンスをUS GAAPから除去して、回避可能な複雑性を低減すべきだと提言されていたことに我々は留意している。Pozen報告書はさらに、SECがIASBに将来の業種特有のガイダンスを制限するよう促すことも提言していた。

業種特有のガイダンスの問題は、IFRSへの移行の取決めの一部として対処する必要がある。

IFRSを改善し得る領域

SECスタッフ報告書では、次のようなSEC及びコメント提出者の指摘を記載している。IFRSのガイダンスは、共通支配下の取引の会計処理など多くの領域において限定的であり、保険及び採掘活動等の特定業種などについては欠けているとの指摘である。IFRSは広範囲の活動をカバーしているが、対処することができ、いずれ対処していくことになるいくつかの欠落が明確にある。IASBは最近、将来のアジェンダに関する協議の結果、これらの領域を識別し、優先順位を設定した。当面、IFRSが特定のトピックをカバーしていない場合に、基準が既存の国内の要求事項の使用を認めることが多いであろう。例えば、オーストラリア企業は、IFRSへの準拠を証明する能力を否定することなしに、保険契約に関する現行のオーストラリア会計基準を適用することができる。

我々は、あらゆる確立された会計基準のセットと同様に、IFRSを改善し得る領域があることに同意する。こうした改善を時とともに行うさまざまな仕組みがある。主要プロジェクトについて、IASBは将来のアジェンダに関する3年ごとの公開協議を通じて、一般からのインプットを求めている。アジェンダの優先順位の設定方法について明確な証拠を示すためである。IASBの年次改善プロセスは、より焦点を絞った改善のための仕組みを提供しており、一方、IFRS解釈指針委員会は実務の不統一が識別されている領域に対処するか、又は不統一の進展を防ぐことができる。

原則ベースの基準

SECスタッフ報告書では、IFRSはUS GAAPよりも原則ベースであるという認識があると述べていた。我々の考えでは、両方の基準セットとも原則ベースのアプローチである。US GAAPの要求事項は、IFRSと同様、主として、概念フレームワークから導かれている。

US GAAPは、IFRSよりも詳細で、定量的な「明確な線引き」テストを多く使用する傾向がある。IFRSは、明確な目的の設定及び原則としての要求事項の表明により多く依拠している。SECスタッフ報告書は、基準をもっと目的ベースにし、したがって詳細なルールが少なくなることの便益を疑問視していない。

¹⁰ Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the SEC (2008)
<http://www.sec.gov/about/offices/oca/acifr/acifr-finalreport.pdf>

SEC スタッフ報告書は、US GAAP での新たな原則ベースの要求事項についての初期の経験から、「目的ベースの基準は、監査可能性又は執行可能性の点で必ずしも問題があるとはいえない」¹¹と述べている。しかし、SEC スタッフは、IFRS の適用の不統一の削減に解釈指針委員会がもっと積極的になるべきだというコメント提出者の懸念を指摘している。

維持管理

解釈指針

SEC スタッフ報告書では、解釈指針委員会は論点に適時に対処するためにもっと多くのことを行うべきだという SEC スタッフが実施したアウトリーチからの所見を記載している。

我々は、解釈指針委員会がもっと積極的に解釈指針を提供すべきだということに同意する。これは 2011 年の評議員会の戦略レビュー「グローバル基準としての IFRS：当財団の第二の 10 年間に向けての戦略の設定」¹²の主要な提言の一つであった。この提言に対応して、2012 年 5 月に評議員会は、解釈指針委員会の効率性及び有効性の追加的なレビューの提言を公表した。このレビューでは、解釈指針委員会が次のことを行うよう提言していた。

- (a) 解釈指針委員会が利用するための、より広範囲の「ツール」の開発（協力の要請に、より適切に対応できるようにする）
- (b) 解釈指針委員会がどの論点に対応すべきなのかを判断するのに用いる要件の改訂
- (c) 取り上げないと決定した論点に関しての解釈指針委員会のコミュニケーションの改善
- (d) どの論点を扱うかに関する決定をめぐる解釈指針委員会のアウトリーチ及び透明性の拡大

このレビューの提言は十分に実施されている。

適用後レビュー

SEC スタッフ報告書の中で、SEC スタッフは、FASB 基準の適用後レビューの場合と同じように、IASB は、適用後レビューに関して作業するスタッフが評議員会に直接報告を行うモデルへ移行すべきだと提言した¹³。

我々は、それぞれのアプローチに利点があると考えている。監督機関が行う適用後レビューは、評価者に自身の仕事を擁護する偏りが無いという安心感をもたらす。しかし、評議員会と IASB

¹¹ スタッフ報告書、27 ページ

¹²<http://www.ifrs.org/The-organisation/Governance-and-accountability/Strategy-Review/Documents/Trustees-Strategy-Review-Feb-2012.pdf>

¹³ SEC スタッフ報告書、49-50 ページ

は、IASB は、評議員会からの要約報告書を受け取るのではなく、コメント提出者の意見を直接に検討し対処することにより、さらに有効なレビューを行うことができると結論を下した。評議員会と IASB は、これが独立性のある評価ではないと見られるリスクを理解している。しかし、レビューが透明な方法で行われるので、プロセスの誠実性は保護されると確信している。DPOC は、行われたステップに関しての定期的なアップデートを受け取る。このアプローチは、有効な自己レビューを次のものと組み合わせることを確保する。それは、受け取ったすべての見解とスタッフによる当該見解の評価の公表を通じた最高レベルの透明性と、評議員会及び一般社会による有効な精査との組合せである。

各国の基準設定主体

SEC スタッフ報告書には、次の記載がある。

- (a) IASB が各国の基準設定主体との協力のために設けている手続と、各国の基準設定主体との二者間でのハイレベルの相互関係とを認識している。
- (b) IASB がいくつかのプロセスで（例えば、新たな基準の開発、アウトリーチ活動、適用後レビューの間などに）、各国の基準設定主体との接触を拡大するよう提言している。

IASB はすでに、各国及び各地域の会計基準設定主体との強力で効果的な関係を、二者間、多者間及び非公式の取決めの組合せを通じて有している。しかし我々は、こうしたネットワークを正式にして地域的及び国際的に組織することで、これらの関係を一層強化できることに同意する。これは評議員会の戦略レビューの重要な提言の一つであった。

この提言に対応して、IASB は会計基準フォーラムの創設を準備している。これは各国の基準設定主体及び他の地域団体で構成される。このフォーラムは、基準設定活動に関する主要な技術的論点について IASB に助言及びフィードバックを与えるとともに、各国及び各地域の論点に関するインプットを IASB に提供するものとなる。このグループは、基準設定活動のライフサイクル全体にわたって、IASB にとって重要な相談役となるであろう。

執行可能性

SEC スタッフ報告書では、国際的な会計基準の単一のセットの便益を十分に実現しようとする場合の IFRS の執行の首尾一貫性を高めることの重要性を指摘している。我々はこの結論に同意する。この点での IASB の主要な責任は、執行可能な基準を作ることである。執行可能であるためには、基準は明確でなければならず、さまざまな言語への明瞭な翻訳が、過度の困難なしに、拡張可能事業報告言語（XBRL）を使用した電子ファイリングの目的でも可能となるような用語を使用しなければならない。

しかし、執行可能な基準の存在は、国際的な比較可能性の必要条件ではあるが十分条件ではない。IFRS 財団が実施した調査¹⁴によれば、IFRS の便益は各国での執行の水準に左右される。こうした執行は金融市場と監査人の両方の規制当局の責任である。IFRS の首尾一貫した執行には、証券規制機関と監査監督機関などの国際的コミュニティーの行動が必要となる。

財務諸表の監査は、IFRS の首尾一貫した適用を確保するためにも重要な監督機能である。監査人の役割は、政府への説明責任がある公共セクター機関による独立した監督の対象となる。IASB はこの作業の支援はできるが、首尾一貫した適用を強制する権限も能力もない。

こうした明確な責任分担はあるものの、IASB は、我々の経験から相互に便益を得るために規制当局と緊密に協力する用意がある。これは評議員会の戦略レビューの提言であり、IOSCO などの組織との複数のレベルでの議論がすでに進んでいる。

我々は、SEC スタッフ報告書に示された公約を歓迎している。IASB、他の証券規制機関及び会計専門家と共同して、IFRS の適用及び執行の首尾一貫性を国際的に改善するというものである。SEC スタッフは現在、また最近の実績でも、多国間の開示及び会計に関する IOSCO の政策第 1 委員会の恒久的議長国を務めていることや、現在 IFRS で報告を行っている外国の SEC 登録企業の多さにより、SEC は果たすべき役割と成功による成果への確定的な利害の両方を有していると我々は考えている。

SEC が IFRS を採用することを決定する場合、米国における執行は常に SEC 単独の責任にとどまることになるので、米国の執行基準が外部の影響を受ける危険はない。さらに、米国が IFRS への移行を完了した場合、その暁には、SEC は、会計基準の執行における経験と実務を世界の残りの国々と共有しつつ、世界中での執行における現在の指導力を IFRS の領域に拡大することができるであろう。

しかし、国際的な基準の単一のセットがないと、世界中での会計基準の首尾一貫した適用は、その定義上、達成可能でないことは明らかである。

アドプション、エンドースメント及び移行に関する論点

SEC スタッフ報告書では、IFRS の US GAAP への組込みに関するさまざまな論点を議論している。こうした論点の多くは米国特有のものであり、米国の当局が彼らの働いている環境の中で対処するしかない。IFRS 財団スタッフは、SEC スタッフが示した所見に確定的な回答又は提案をする立場にはない。その代わりに、本章において、我々は多くの IFRS 採用法域が IFRS を採用する間にさまざまな問題を扱った方法に幅広く言及している。どの法域にも特有の課題があるのは確かであり、世界最大の資本市場の場合には特にそうであろうが、この国際的な経験が分析の有用な背景を提供するものと我々は考えている。

¹⁴ “The case for global accounting standards: arguments and evidence”, Tarca et al, 2012 (付録参照)

組込みの方法

SEC スタッフ報告書では、次のことを指摘している。

- (a) IFRS を直接的に強制力のあるものとして指定することを追求することは、米国の資本市場の参加者の大多数から支持されなかった。
- (b) エンドースメントの仕組みが必要である。国家主権を維持するとともに、IASB の基準設定プロセスに適切な影響力を行使できることを確保するためである。
- (c) 法律上及び管理上の理由で、SEC スタッフは IFRS を US GAAP に組み込むことが最も論理的だと考えている。
- (d) コメント提出者の大多数が、IFRS のエンドースメントにおける FASB の強力な役割を期待しており、FASB がこのエンドースメントの役割を通じて IASB の基準設定プロセスに影響力を行使できると期待している。

こうした考慮はどれも米国に特有のものではない。SEC スタッフ報告書が述べているとおり、IFRS を強制力のあるものとして指定している法域は少数であり、大半は基準を強制力のあるものとするための何らかの形のエンドースメントの仕組みに従っている。こうした仕組みは、国際的なルールが自動的に国内法の一部を構成することがないようにするための重要な「国家主権の回路遮断器」として機能し得る。こうした取決めは、IFRS を採用した法域の過半数が利用しており、IASB もこれを尊重している。

我々は、米国のコメント提出者が FASB に強力な役割を望んでいることも理解している。IASB の視点からは、将来の会計基準フォーラム及び IASB の基準設定プロセスへの米国の貢献は、米国が IFRS の使用についてエンドースメント・アプローチを採用するとした場合には、より大きなウェイトを持つことになろう。

しかし、SEC スタッフ報告書¹⁵では、IFRS を US GAAP に組み込むプロセスにより、導入される IFRS に重要な変化が生じた場合には、高品質で国際的に認められる基準としての IFRS に生じるリスクを認識している。このような結果は、他の法域から、国内の要求事項を満たすために IFRS を独自にカスタマイズすることを正当化するものと見られるおそれがある。エンドースメントをしないことについて高い閾値を設けることが重要であることに我々は留意している。いかなる例外措置も有用ではない。財務報告書の国際的な比較可能性を低下させ、国際的な基準の便益を損なうからである。したがって、例外措置は、できるだけ稀にしか発動されないようにすべきである。

¹⁵ SEC スタッフ報告書、88 ページ

移行の取決め

SEC スタッフ報告書では、次のことを指摘している。

- (a) 一部のコメント提出者は「ビッグバン」方式の移行に反対し、IFRS へのより段階的な移行を支持した。
- (b) 間接的な組込みの方法の方が、必要となる全体的なコストを削減できる可能性があるが、一方で、組込みのための期間は長くなる。

IFRS を採用する最も適切な方法を決定するのは個々の法域であることに、我々は留意している。

SEC スタッフ報告書には、IFRS への段階的移行の考えられる方法の体系的な分析が含まれていないが、過去の IFRS 採用国の経験から一定範囲の採用方法が示唆される。

採用する企業に準備のための十分な時間を与えることが、転換の負担をなるべく低く保つために不可欠である。適切な準備期間を設けることにより、適切な訓練と教育を行うことができ、企業がシステム変更のコストを低減することも可能となる。

コンバージェンスを通じた段階的アプローチは、特定の法域にとっては適切な短期的戦略となり得るものであり、複数の基準セットをより近づけることを容易にする可能性があるが、これはアドプションの代用にはなり得ない。

しかし、スタッフの考えでは、IFRS の基準単位での段階的導入の実行可能性には疑問がある。どこかの法域が基準ごとのアプローチを使用して IFRS の採用に成功したという証拠は見られない。そのようなアプローチを当初に検討した法域は、追加的な検討の後、むしろ、いわゆる「ビッグバン」アプローチに従うことを決定した。IFRS の基準単位での段階的導入には、多くの技術的課題が生じる。IFRS の完全なセットを構成する個々の基準の間で必要となる膨大な相互参照があるためである。さらに、新基準を段階的に適用する引き延ばされた期間を経ることは、作成者に非常にコストがかかるであろう。また、財務報告の変更が引き延ばされた期間を設けることは、移行期間の全体にわたり不確実性と同一会社の財務諸表の比較可能性の欠如が生じることにより、金融市場の混乱を生じさせるおそれもある。最後に、基準ごとのアプローチは、IFRS への多数の大小の例外というリスクを伴うことにもなり、国際的な基準の単一のセットを採用する目的を損なうことになる。

より段階的な IFRS への移行を図っている一部の法域は、特定の種類の企業に IFRS の任意適用を認めることを選択している。これは日本が現在採用している方法である。このようなアプローチが米国で使用されたとした場合には、国内の米国企業による IFRS の実務上の適用に関する重要なデータを SEC に提供できるであろう。IFRS の任意適用の欠点は、企業の海外の類似企業との比較可能性が高まる一方で、国内の類似企業との比較可能性を損なう可能性があることである。

したがって、スタッフの考えでは、このような選択肢は短期的な戦略として考えるのみとすべきである。比較可能性の低下という課題は、IFRS の任意適用を重要な国際的活動がある米国会社という部分集合に限定することにより、さらに軽減できる。国内での比較可能性の低下は、これらの企業が国際的な比較可能性を得ることにより補われるであろう。

もう一つの考え得る代替案は、国際的に活動している米国会社という限定的な部分集合について IFRS を強制とする一方、主に国内の米国市場で活動している会社についてはもっと長期にわたり US GAAP を維持することであろう。この選択肢の方が比較可能性の問題は少なくなる。国際的に活動している会社はすべて IFRS で報告を行うことになるからである。ここでも、国内での比較可能性の低下は国際的な比較可能性の獲得で補われるであろう。

繰り返すが、我々は、移行の取決めの決定は米国自身の問題であることに留意している。しかし、多くの主要先進国を含めて、100 以上の国々がこの移行をすでに完了しており、IFRS への移行に関する国際社会の経験は、活用すべき重要な資源を SEC スタッフに提供すると我々は考えている。

米国における IFRS への投資者の理解

SEC スタッフ報告書では、投資者は一般的に、米国が国際的な会計基準の単一のセットに移行するという考え方を支持していると述べているが、そうした基準のセットとしての IFRS への支持は条件付きであると指摘している¹⁶。投資者の主要な懸念は、他の米国の利害関係者と同様である。しかし、SEC スタッフ報告書で指摘された主要な懸念の一つは、米国の投資者が US GAAP から IFRS への移行への準備がどのくらいうまくできているのかに関するものである。SEC スタッフ報告書では次のように述べている。

- (a) すでに IFRS に習熟している大半の専門的な機関投資家は、投資者の準備状況を IFRS の組み込みへの主要な障害とは見ていない。しかし、
- (b) 米国国内の会社や小規模会社のみ重点を置いている投資者や、IFRS にそれほど習熟していない個人投資者は、SEC が IFRS をどのように扱うのか明確になるまで、IFRS についての能力開発に注力することに消極的である。

他の法域の経験が示すところでは、IFRS に関する決定がいったん行われれば、国内の投資者であっても、移行を支援するための十分な時間と資源がある。

我々の考えでは、SEC が IFRS の扱いをどのように進めるのかを決定すれば、十分な時間と投資者教育プログラムとの組合せが、こうした重要な投資者グループにおける IFRS への移行の負担を軽減するのに役立つであろう。さらに、我々はこの取組みの中で果たさなければならない役割を認識している。

¹⁶ SEC スタッフ報告書、72 ページ。

規制環境

SEC スタッフ報告書は、IFRS の採用は規制環境にとっての課題となり得ると述べている。

我々は、こうした課題を過小評価すべきではないという点で SEC に同意する。すでに IFRS を採用した他の主要な法域についての我々の分析が示すところでは、規制環境の改造は実際に大きな課題となる場合があるが、それは克服できる。例えば、多くの法域では、既存の国内 GAAP への参照を、金融法規などの強制力のある文献の中で維持することを決定している。このような場合、財務報告の要求事項の承認権限を有する機関が、IFRS が国内 GAAP と同等のものであると指定している。

さらに、米国の産業規制当局が表明した、彼らの意見を基準設定プロセスの中で IASB が聞いて十分に検討してくれるのかどうかに関する懸念を我々は認識している。IASB は、例えば、金融規制当局が機能の一部を財務報告に依拠していることを承知している。金融規制当局を支援するため、IASB はこうした当局との対話を、特に金融安定理事会と国際決済銀行を通じて、拡大している¹⁷。世界中の他の関連する規制当局が、IASB の基準設定プロセスを通じて直接的に、また、国内の基準設定主体又は他の規制機関（地域又は法域の代表となる者）を通じて間接的に、IASB との対話を行うことは珍しくない。

我々は、財務報告と税務会計の結び付きへの対応が大きな課題となる場合があることに同意する。さまざまな国々がこれを種々の方法で処理してきた。税務上の要求事項が同じ財務諸表と結び付いている国々もあるが、IFRS の導入により税務上のルールが会計基準から分離された国々もある。

SEC スタッフ報告書は、IFRS が棚卸資産の評価に後入先出法（LIFO）の使用を認めていないことにより生じている困難を指摘している。米国での LIFO 連合は、LIFO の使用は基本的に税務上の事項であると認識し、財務報告目的の方法としての正当化は避けている。彼らは、財務報告の要求事項の変更が LIFO に関する決定に影響を与えるべきではないと主張し、米国財務省が LIFO の継続使用を認める広範な裁量権を有していると指摘した。

人的資本の準備状況

SEC スタッフ報告書は、大手の米国の国際会計事務所と多国籍企業は IFRS の広範な理解を有していると述べている。我々の考えでは、この多大な人的資本能力により、米国は IFRS への移行を試みている他の法域に比べて明らかに優位にある。

しかし、他の法域の場合と同様、国際的な営業活動が限定的な米国の作成者や中小規模の会計事務所については、IFRS への移行に先立って IFRS についての能力をさらに開発することが必要となるという主張に我々は同意する。

¹⁷ IASB 及び IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブック案からの抜粋

すでに IFRS への移行を完了した他の先進諸国の経験では、適切な計画があれば、人的資本は適切なコストでうまく開発できることを示している。

いくつかの要因により、米国の会計専門家が IFRS の採用に必要な人的資本を供給するであろうという保証が与えられている。その要因として次のようなものがある。

- (a) コンバージェンス・プログラム (IFRS と US GAAP との差異を大幅に縮小した)
- (b) 米国での外国民間発行企業による現時点での IFRS のエクスポージャー及び使用
- (c) IFRS への移行に比較的長い期間が与えられる可能性が高い (特に小規模公開会社について)
- (d) CFA 協会及び AICPA の試験に IFRS を含めたこと

さらに、IFRS 財団の「教育イニシアティブ」がすでに、関連する米国の諸機関と共同して IFRS についての知識と技能の増進を支援している。我々は、この熱心な協力は SEC の決定が行われればさらに進展すると予想している。

移行のコスト

SEC スタッフ報告書では、SEC が IFRS の扱いを進めるかどうか及びその進め方を決定するまでの、導入計画の開発及び移行コストの評価に関連した困難を指摘している。

他の法域の経験は、生じ得るコストの範囲を評価する際に有用である。カナダでは、IFRS への最近の移行に関与した 146 社への調査によると、移行のための予算は、回答者の 66%が 500,000 カナダドル未満、32%が 100,000 カナダドル未満であった。

韓国では、IFRS に移行した非金融会社のコストは 250,000 米ドルと見積られたが、金融会社のコストの合計は 2,400,000 米ドルであった。

ブラジルでは、調査によれば、回答者の 77%は移行のコストが 1 百万米ドル未満であった。

欧州の小規模国では、IFRS への移行のコスト及びその後の継続適用のコストは、それぞれ売上高の 0.31%及び 0.66%と見積られた。これらのコストの見積りは僅少ではないが、全体として極端に高くはなかった。

米国については、いくつか考慮に入れるべき個別的な点がある。第一に、10 年にわたるコンバージェンス・プロジェクトにより、IFRS と US GAAP との差異は他のほとんどの法域の間での差異よりも小さくなっていった。この差異の縮小は、移行に関するコストの削減を意味するはずである。第二に、新たにコンバージェンスする基準 (公正価値測定、収益認識、リースなど) の導入のコストは、米国が IFRS に移行するのか US GAAP を維持するのかに関係なく、米国の作成者が負担することになる。したがって、これらのコストは、移行のコストとして勘定すべきもので

はない。さらに、コンバージェンス・プロジェクトを採用する作業を IFRS 採用の動きと一つに統合することにより、全体の移行コストが削減されるという主張も考えられる。

SEC スタッフ報告書は、米国での IFRS の使用による便益の分析を示していない。IFRS 財団は最近、IFRS 採用の便益に関する学術研究をレビューする調査¹⁸を行った。この調査（この分析の付録として掲載している）は、こうした便益が相当のものであることを検出している。

しかし、こうした結果は米国に単純には投影できない。米国はすでに確固たる評判のある高品質の会計基準を有している。短期的には、米国にとっての便益は、国内でしか理解されていなかった基準から出発した国々の場合よりも小さいであろう。そうは言っても、米国の IFRS 組込みには依然として重要な便益がある可能性が高い。米国の投資者は、投資のリターンを最適化するために外国の高成長経済にますます依存しており、国際資本市場における透明性と比較可能性の増大は彼らの利益となる。さらに、IFRS の国際的な適用が意味するのは、米国企業が彼らの活動のすべてにわたって首尾一貫した基準を使用できることには利益があるということである。最後に、米国は国際的な基準の単一のセットが世界経済全体に与える有益な影響から利益を得ようである。

IFRS が国際的な基準になるに従い、SEC スタッフ報告書が示したとおり、米国はその開発と適用に参加することに利益がある¹⁹。こうした影響力は、国際的な基準の単一のセットとしての IFRS への米国のコミットメントに付随することが予想できる。

最終的なコメント

この分析を行うにあたり、IFRS 財団スタッフは、SEC スタッフ報告書は、すでに広範囲にわたっている IFRS に関する調査及び情報の集合体に価値のある貢献を与えるという結論を下した。同報告書は、IFRS を米国の財務報告制度に組み込むことができるかどうか及びその場合の方法についての米国での決定に情報を与えるだけでなく、IFRS 財団の戦略、ガバナンス及び活動の評価にも重要な貢献をしている。

SEC スタッフ報告書の分析を行うにあたって、スタッフは、SEC が IFRS 採用に関する考慮事項についての SEC の分析を、すでに IFRS への移行を完了している他の法域からの経験及び学術研究で補足した。

他の法域と比較しての米国経済の大きさは、移行において米国に特有の重大な課題となるが、他の法域の経験が示唆するところでは、課題の多くは、国際的な基準の単一のセットという使命にコミットする適切な政治的意思があれば、克服できるものである。さらに、多くの領域で、米国は他の法域よりも IFRS の採用の検討の準備ができています。

¹⁸ “The case for global accounting standards: arguments and evidence”, Tarca et al, 2012（付録参照）。

¹⁹ SEC スタッフ報告書、1 ページ

2. 国際的な会計基準設定主体としての IASB

SEC スタッフ報告書では、会計基準設定主体（すなわち、IFRS 財団及びその基準設定機関としての IASB）が、投資者の究極的な便益のための独立した会計基準の開発を支えるために必要な資金調達及びガバナンスの構造を有しているかどうかの評価が、SEC にとって重要であることを指摘している²⁰。

SEC スタッフは、次の 4 つの領域に焦点を当てている。

- (a) IFRS 財団の監督
- (b) IFRS 財団及び IASB の人員構成
- (c) IFRS 財団の資金調達
- (d) IASB の基準設定プロセス

SEC スタッフ報告書は、IFRS の既存の利用者及び潜在的利用者が有している可能性がある懸念を識別するのに有用である。SEC スタッフ報告書における提言の多くは、IFRS 財団が自身のレビューを通じてすでに識別した事項を記述している。彼らの報告書は、我々がすでに行っているステップが正しいものであるという安心感を与えている。また、IFRS 財団による追加的な検討のための多くの有用で建設的な提言も含まれている。

監 督

SEC スタッフのレビューは、IFRS 財団のガバナンス構造の全体的な設計は、「IASB の独立性を認識し支持すると同時に IASB への監督を提供することの合理的なバランスを取っている」と判断した²¹。

しかし、SEC スタッフ報告書では、IASB の客観性が外部の政治的影響力により損なわれる可能性があるという、協議の間に示された懸念を指摘している²²。あるコメント提出者は、IASB の独立性を「どんな犠牲を払ってでも、政治的干渉や規制当局からの圧力から保護する必要がある」と述べた²³。

IFRS 財団のガバナンス構造は、公的な説明責任と、外部の又は政治的な力からの不当な影響力からの独立性との間のバランスを取ろうとしている。この緊張関係は IASB に特有のものではない。

²⁰ SEC スタッフ報告書、34 ページ

²¹ SEC スタッフ報告書、35 ページ

²² SEC スタッフ報告書、68 ページ

²³ SEC スタッフ報告書、68 ページ、脚注 361

他の法域での基準設定主体も、政治的な圧力に直面したことがあり、今も直面し続けている。最近の例としては、財務報告に関する論争や、会計基準設定主体は金融規制当局にとって有用な方法で基準を設定すべきかどうかに関する論争がある。

評議員会の主要な役割は、IASB の基準設定プロセスの独立性を擁護し維持することである。実際に、IFRS 財団の定款では独立した基準設定プロセスを定めており、広範なデュー・プロセスの要求事項に従うが、特殊な偏狭な利害からは保護されている。評議員会の戦略レビューで述べているように、この独立性は IFRS 財団及び IASB の基本的な強みであり、基準に信託を与えている。

IASB の各メンバー（常勤であろうと非常勤であろうと）は、公共の利益のために行動することを公式に確約し、実際に契約で同意しなければならない。IASB のすべてのメンバー及びシニア・スタッフは、IASB の作業に関連性のある財政的な利害を開示することが求められている。IASB が活動を行う上での非常に高いレベルの透明性さも、基準設定プロセスを観察している人々が意思決定プロセスを観察できるようにするのも役立っている。いずれかの IASB メンバーが公共の利益に合致しない行動をした場合、行動を批判されずにいることは非常に困難である。SEC スタッフ報告書は、他の雇用契約を有する非常勤メンバーを認めると、「財務報告基準の設定の際のメンバーの判断の独立性に疑問を生じさせるおそれのある経済的誘因を生じる可能性がある」と指摘した²⁴。「IFRS 財団のガバナンスに関する最終報告書」²⁵（ガバナンス・レビュー）に関する協議の間に、モニタリング・ボードは、IASB のメンバー構成の多様性に対する取組みの一環として検討すべきさまざまな要因の中でも、IFRS の実務経験のある人々の関与を拡大する手段として非常勤メンバーを考慮することを排除すべきではないと指摘した。モニタリング・ボードは、評議員会と IASB 議長が、適切な場合には非常勤の IASB メンバーを考慮する権限を有していると繰り返した。しかし、IASB には現在は非常勤のメンバーがおらず、現時点で非常勤メンバーを加える予定はない。

独立性は、IFRS 財団にとっての高く評価されている資産であるが、独立性は公的説明責任の要求に付随するものである。その要求を満たすため、IFRS 財団は 3 層のガバナンスのシステムを有している。公的機関の代理として行動するモニタリング・ボード、すべての活動を監督する評議員会、そして基準設定主体としての IASB である。評議員会の考えでは、この 3 層構造は当組織によく役立っており、公的説明責任の必要性和基準設定プロセスの独立性とをバランスさせている。この見解は、戦略レビューに関する評議員会の協議に対して、また、ガバナンス・レビューについてモニタリング・ボードに対して、回答を寄せた多くの利害関係者が共有していた。

²⁴ SEC スタッフ報告書、50 ページ

²⁵ <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/GovernanceReviewFinalReportFeb2012.pdf>

IFRS 財団及び IASB の人員構成

IFRS 財団は国際的な組織であり、その業務のすべての局面において真に国際的な代表となることを確保しようとしている。IFRS 財団の定款は、評議員会及び IASB のメンバーが地域及び出身業界の両方で代表者となるという要求を示している。

評議員会

評議員会のボードは、地域的な多様性と職業的背景の適切なバランスを通じて世界の資本市場を反映することを要求されている。すべての評議員は、IFRS 財団及び高品質の国際的な基準設定主体としての IASB に対して、財務について精通していること、及び自らに要求される時間の約束を満たす能力があることを確約するよう要求されている。

地理的な広がりに関して、定款では、各地域から次の数の評議員を任命しなければならないと定めている。アジア・オセアニア地域、欧州及び北米から各 6 名、アフリカ及び南米から各 1 名、全体的な地理的バランスを維持することを条件に、地域を問わず 2 名。

評議員会は、評議員会の定員補充のための手続を設定する責任を有し、モニタリング・ボードは、すべての評議員の任命及び再任に責任を有する。モニタリング・ボードのガバナンス・レビューの提言に沿って、評議員会の指名及び任命の要件及びプロセスの文書化を改善しているところであり、公開されている。

IASB

IASB には現在 15 名の常勤メンバーがいる。定款では、定員を 16 名と定め、そのうち 3 名までを非常勤(既存の雇用関係を終了することを要求されない)とすることができるとしている。IASB のメンバーは、定款上の要件に基づいて評議員会が選任し、その主たる資格要件は専門的能力と実務経験である。評議員会は、専門的知識及び多岐にわたる国際ビジネスと市場の経験を有する人々の最善の組合せで IASB が構成されるようにメンバーを選出する。これにより、IASB メンバーが、監査人、作成者、利用者及び学識者の間での最近の実務経験の適切な配合を提供しつつ、高品質でグローバルな財務報告基準の開発に効果的に寄与することが可能となるはずである。

定款では、IASB の地理的バランスを次のようにするよう求めている。アジア・オセアニア地域、ヨーロッパ、北米から各 4 名、アフリカと南米から各 1 名、全体の地理的バランスの確保を条件に、任意の地域から 2 名である。

現在の IASB のメンバーの出身国は、オーストラリア(1)、ブラジル(1)、中国(1)、フランス(1)、ドイツ(1)、インド(1)、日本(1)、韓国(1)、オランダ(1)、南アフリカ(1)、スウェーデン(1)、英国(1)、米国(3)である。

専門スタッフ

IASBを支える専門スタッフも国際社会から選ばれている。2011年末時点では、68名の専門スタッフが21か国から来ており、この中には各国の基準設定主体からの7名の出向者が含まれている。

要約すると、IFRSのコミュニティーの同質的でない性質、IASBの国際的及び職業的に多様化した人員構成、及び2009年のモニタリング・ボードの設置はいずれも、特定の一つの法域又は特別の利害関係グループからの不当な圧力を薄めるのに役立つであろう。それでも、IFRS財団とIASBは、基準設定の独立性を守ることに絶えず警戒を怠らないようにしなければならない。

資金調達

SECスタッフ報告書は、IFRS財団の資金調達に関するいくつかの問題、及びそれが外見において事実においてIFRS財団の独立性に影響を与えるのかどうかについて、問題を提起した²⁶。

IFRS財団の資金調達は、継続的な課題であることが明らかになった。各国が支援することを強制する強制的な法的手段がないためである。しかし、時が経つにつれて、大幅な改善が達成されてきた。まだIFRS財団の予算に貢献していない各国との協議が、評議員会の支援によりスタッフ・レベルで開始されている。資金調達目標を達成していない各国について資金調達計画が作成され、各国に拠出を開始又は継続を促すことに関するモニタリング・ボードとの追加的な協議が継続中である。

安定した独立した資金調達に向けての取組みにおける重要な成果は、2007年から2011年に、任意の資金提供の水準が総収益の43%から33%に低下した事実で証明されている。いくつかの国々が、長期の資金調達の取決めを実施する過程にある。積極的な例として、ロシアとブラジルがあり、資金調達を支援するための覚書を設けている。

さらに、IFRS財団を支援している国の数は引き続き増加している。SECスタッフは、IFRSを許容又は採用している国々の25%未満しかIFRS財団の資金調達に貢献しておらず、拠出をした団体のある法域の数は31から25に減少したことを指摘している²⁷。

しかし、下記の事実を考慮すると、異なる結論となる。

31か国から25か国への絶対数の減少のうち、2011年に拠出をしなかった中の3か国は、長期の任意でない資金調達の仕組みを整備していて、2012年に発効する見込みである。

さらに、すでにSECスタッフ報告書で言及されているとおり、2011年に欧州は資金提供を集中化し、その結果、3か国が個別の資金提供を中止してEUの資金提供に切り替えている。EUはIFRS財団の2011年次報告書で1つの拠出者としてリストされているが、27か国で構成されて

²⁶ SECスタッフ報告書、34, 38, 52-53, 58及び68ページ

²⁷ SECスタッフ報告書、57ページ

いる。これらの EU 諸国のうち 10 か国は個別の拠出も行っていたため、すでに拠出者としてリストされているので、SEC スタッフ報告書に現れている EU 中央の資金から個別の各国に分解すると、実質的には全体で EU 拠出国の総数が 17 増加している。

さらに、IFRS 財団は年次報告書で拠出を国別にリストしているが、ロイヤルティで行われる支払は個別にリストしていない。2012 年には、49 か国がロイヤルティ支払による拠出を行う見込みであり、このうち 27 か国は、直接に拠出をしていると表示されていない追加の国々である。

したがって、合計で 69 か国が IFRS 財団に何らかの形で拠出を行っており、IFRS の使用を要求又は許容している国々の 58%となっている。

重要なこととして、EU の補助金が IFRS 財団に 3 年契約で提供されている。IFRS 財団は現在、この補助金の 3 年間の更新を協議中であるが、補助金は更新されると確信している。

SEC スタッフは、IFRS 財団が大手の会計事務所からの資金提供に継続的に依存していることは、IASB の資金調達モデルの適切性及び独立性に関する懸念を引き続き生じると述べている²⁸。我々の考えでは、当財団のガバナンス構造により、IASB の独立性がこうした拠出によって損なわれないことが確保されている。さらに、当財団は、資金調達を会計事務所に依存していることが IASB の独立性を危険にさらすとは考えていないが、IFRS 財団はこの認識されている依存を削減又は解消するために安定的な資金調達の確保に取り組んでいる。この依存を解消する上での主要な構成要素は、以下のページで述べるように、米国で継続中の資金調達の課題に対処することである。

米国からの資金調達

SEC スタッフ報告書は、米国が IFRS 財団への安定的な資金提供に重大な関心を有しており、この問題に対処するための戦略の検討を約束しているという事実を繰り返している。しかし、SEC もそのスタッフも、「民間団体」のための資金調達者としては行動できない²⁹。

SEC スタッフは現状を「興味深い力学」と表現している³⁰。モニタリング・ボードのメンバーの要件案の一つは、「当該法域による財務的貢献」を基礎としている。その結果、モニタリング・ボードにおける SEC の会員資格は、米国における他の人々（評議員）の努力に左右される。しかし、SEC スタッフ報告書は、「評議員会は米国についての資金調達目的の達成に成功していない」と述べている³¹。

IFRS 財団は、拠出額を、各国の国内総生産（GDP）の比率に応じて各国に配分している。2012

²⁸ SEC スタッフ報告書、57-58 ページ

²⁹ SEC スタッフ報告書、56 ページ

³⁰ SEC スタッフ報告書、56 ページ

³¹ SEC スタッフ報告書、58 ページ

年には、この基準で算定した米国の比例的拠出額は、IFRS 財団の拠出額の 20% (4,256,043 英ポンド) を占めている。しかし、米国は現在までこの比例的金額を拠出しておらず、2012 年には米国からは 1.3 百万ポンドしか回収されない見込みである。米国における 2012 年の拠出見積額については、これは各国の合計拠出額の 8%となる。

米国で継続中の資金調達の課題により、米国では任意の拠出に引き続き依存することとなり、任意の拠出と公的に支援された拠出との間での全体的配分に悪影響を与えている。

公的に支援された取決めが米国で実施されるとした場合には、合計拠出額に対する任意の拠出の比率は 27%に低下し、公的な拠出が各国の合計拠出額の 73%となる。

SEC スタッフ報告書では、米国は IASB と FASB の共同の基準設定の取組みを支援するために多大な資源を提供していると述べている。我々は、これらの取組み及び資源について承知しているが、これはプロジェクトの両方の側に等しく便益を与える共同のプロセスだと考えている。労力と資源は両方の審議会が分け合っており、便益もそうである。したがって、スタッフの意見では、コンバージェンスの活動を支援するための専門スタッフの共有は、IFRS 財団の運営予算に対する米国の財政上の拠出の評価に含めるべきではない。

また、SEC スタッフ報告書では、IFRS 財団などの民間セクター組織の支援として公的に支援された資金の取決めを米国で導入することには障害があるとも述べている (米国財務会計財団 /FASB は公式の基準設定主体として指定されており、この制約の範囲外である)。

世界の他の一部の地域では、資金調達の目的上、IFRS 財団が公的セクターの組織とみなされている。国際的な規制環境における役割と機能、及びガバナンス構造によるものである。米国で具体的な関連性があるのは、IASB が外国民間発行会社の使用する IFRS を開発する上で有している役割である。したがって、IFRS 財団はすでに米国市場の中で公式の役割を有している。さらに、米国の連邦準備銀行はすでに、IFRS 財団の公的な使命への支援の表現として、IFRS 財団に拠出を行っている。

IFRS 財団のさまざまな機関での約 20%から 25%の席を米国が保有しているが、米国の拠出額は当財団の予算に対する国ベースの合計拠出額の 10%に満たないことに我々は留意している。最終的に米国の公的な資金調達の欠如を解消できるのは、直接にも間接にも米国の当局自身だけである。実際、米国において民間資金を調達する取組みは、SEC スタッフ報告書で表明されている IFRS 財団の民間の資金源への依存に対する批判があるため、実現が困難であるだけでなく、民間の資金提供への依存を解消するという IFRS 財団の目的にも反するものである。

基準設定プロセス

SEC スタッフ報告書は、IASB のデュー・プロセスの要求事項に好意的にコメントしている。

「スタッフの所見では、IASB のデュー・プロセスは、協議並びに事実及び見解の収集、公開の審議、分析、決定事項の一般への説明に非常に基礎を置いている。スタッフは、IASB メンバーの専門プロジェクトに関する審議及び再審議が、財務情報の認識、測定、表示、開示の可能性に関する広範な討議と分析を伴っていることに注目した。モニタリングに基づくスタッフの考えでは、IASB メンバーはプロジェクトの論点の解決を、技術上の利点及び投資者その他の財務諸表利用者にとっての全体的な有用性に基づいて決定しており、スタッフの知る限りでは、IASB メンバーが公共の利益のために行動しなかったり IFRS 設定の際に判断の独立性を行使できなかったりしたという事例はない。」³²

これらのコメントは、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が、2012 年に評議員会が制定した改革の前に運用していたデュー・プロセスの要求事項に関して行われたものである。これについては、以下でさらに詳細に論じている。

拡充されたデュー・プロセス

2012 年中に、IASB は DPOC と共同でさらに堅牢な報告及び説明責任の要求事項を開発するために作業してきた。強化したデュー・プロセスの要求事項を一般のコメント募集のために公開しており、2012 年末までに最終確定する予定である。新たなデュー・プロセスの要求事項は、DPOC が提供する強化された監督を正式なものにしており、IASB のデュー・プロセスの遵守に関するより適切な情報が IFRS のウェブサイトから一般に公開される。したがって、この強化により基準設定プロセスの誠実性がさらに保護されることになる。

IASB は、基準設定活動において、十分なデュー・プロセスと、適時性及び複雑であることの多い技術的事項の考慮との適切なバランスを図っている。発生しつつある問題に IASB が対処する際の適時性に関して、いくつかの懸念が示されてきた。これについて以下に述べる。

戦略レビューでも、すでに整備されている評議員会の監督の強化をいくつか提案している。このデュー・プロセスの強化は、評議員会が次のことを行ったことを意味している。

- (a) 基準設定プロセスの独立性の重要性を強調する活動を実施した。
- (b) IASB のデュー・プロセスが合意された枠組みに照らして運用されていることを定期的にレビューするというデュー・プロセス監督委員会（DPOC）の役割を強化した。
- (c) DPOC が IFRS 諮問会議及び IFRS 解釈指針委員会との相互関係を強化し、IASB の機能に関するより有意義で適切な情報に基づくコメントを受け取れるようにした。
- (d) デュー・プロセスの監督責任の管理を支援するための専任スタッフを任命した。

³² SEC スタッフ報告書、36 ページ

IFRS 解釈指針委員会

SEC スタッフ報告書で、SEC スタッフは「コメント提出者から、米国の方がより活発な解釈メカニズム（FASB の EITF を通じてなど）を有しており、利用者が比較可能な財務分析を行うとともにそれにアクセスできるようにするために、堅牢な解釈メカニズムが必要であるという声を聞いている」と指摘した³³。それらのコメント提出者は、解釈指針委員会は、「問題に適時に対処するためにもっと多くのことを行うべきである」と述べた³⁴。

解釈指針委員会には、さまざまな国々と職業的背景から選出された 14 名の議決権のあるメンバーがいる。彼らは IFRS 財団の評議員会により任命され、生じている現在の問題への意識を維持する能力及びそれらを解決する技術的能力により選出される。2 名のオブザーバーがいる。IOSCO と欧州委員会である。

最近完了した IFRS 財団の評議員会による解釈指針委員会に対するレビューで、同様の見解が寄せられた。コメント提出者は、解釈指針委員会が適用を支援するための要望に十分に答えてこなかったと述べた³⁵。レビューの結果、評議員会は、解釈指針委員会に広範囲の「ツール」を与え、支援の要望にもっと対応できるようにすべきだと提言した。レビューの結果、解釈指針委員会は、要望にもっと対応できるよう設計された改訂後の要件に基づいて運営されている。これらの変更はすでに導入されている。

評議員会は、解釈指針委員会が自らの業務を支えるための情報収集の方法や、検討している論点に関する情報を伝える方法を改善することの重要性も認識した。どの論点を取り上げるべきかに関する決定の透明性を高めるためである。解釈指針委員会は、現在では、実務の不統一がどの程度生じているのかを評価する際に、IASB の各国の基準設定主体や地域の機関とのネットワークを活用している。

解釈指針委員会レビューに対するレビューにより、証券規制機関との協力の重要性も明らかになった。これらの規制機関は、実務で生じつつある潜在的な不統一を見ており、IASB が基準の改善を行うべき領域を特定するのに助けるのに適切な立場にいる。これを役立てるため、IASB は証券規制機関との相互関係の方法を改善するステップに着手している。IASB は個々の証券規制機関と直接に、また、IOSCO との協力の強化の両方を行っている。さらに、解釈指針委員会は証券規制機関のメンバーを自らの会議の公式のオブザーバーとして招聘する権利を有している。

こうした強化の結果、我々は解釈指針委員会がより広範囲の要望に対処するものと期待している。例えば、解釈指針委員会は、対象を限定した狭い範囲の修正を IASB に提案したり、基準におけ

³³ SEC スタッフ報告書、65 ページ

³⁴ SEC スタッフ報告書、4 ページ

³⁵ IFRS 解釈指針委員会の効率性及び有効性のレビュー、2012 年 5 月

る追加の設例を提案したりすることができる。解釈指針委員会の改訂後のアジェンダ要件と、広範囲の要望（年次改善を含む）を扱う能力との組合せは、IASB がより対応力の高い解釈機能を持つことを確保するように設計されている³⁶。

適用後レビュー

IASB が導入した追加的な安全装置が、新基準又は大規模な修正についての適用後レビューである。これは、新たな要求事項が強制となってから 2-3 年後に行われる。

こうしたレビューは、IFRS を使用する人々に基準がどのように実務で機能しているのかについてコメントする機会を与える。このレビューの第 1 回が 2012 年初めに開始した。これらのレビューは包括的なものとなる予定であり、次のものを利用する。公開の「情報要請」、学術研究のレビュー、投資者へのアンケート及びインタビュー、並びに基準設定主体及び証券規制機関のネットワークとの幅広い協議である。

SEC スタッフ報告書において、SEC スタッフは、IASB がモデルを変更して、FASB 基準の適用後レビューの場合と同じように、適用後レビューを実施するスタッフが評議員会に直接報告するよう提言した³⁷。

我々は、それぞれのアプローチに利点があると考えている。監督機関が行う適用後レビューは、評価者に自身の仕事を擁護する偏りが無いという安心感をもたらす。しかし、評議員会と IASB が下した結論としては、IASB は、評議員会からの要約報告書を受け取るのではなく、コメント提出者の意見を直接に検討し対処することにより、さらに有効なレビューを行うことができる。評議員会と IASB は、これが独立性のある評価ではないと見られる可能性があるというリスクを理解している。しかし、レビューが透明な方法で行われるので、プロセスの誠実性は保護されると確信している。DPOC は、行われたステップに関しての定期的なアップデートを受け取る。このアプローチは、有効な自己レビューを次のものと組み合わせることを確保する。受け取ったすべての見解とスタッフによる当該見解の評価の公表を通じた最高レベルの透明性と、評議員会及び一般社会による有効な精査との組合せである。

IASB による国際的な取決め

SEC スタッフ報告書では、米国のコメント提出者が表明した、IFRS を米国の財務報告制度に組み込む場合に FASB が基準設定プロセスにおいて何らかの役割を維持することの重要性に言及し

³⁶ 年次改善プロセスは、基準の解釈ではなく修正により、狭い範囲の維持管理の仕組みを提供する。IASB はこうした改善の年次サイクルを有しており、それらを一連の別個の協議とはせずに、潜在的な回答者の便宜のため 1 つのパッケージにまとめている。この修正は、通常、過去の修正の意図せざる帰結、矛盾又は見落としに対処するために、ガイダンス若しくは文言の明確化、又は基準への比較的軽微な修正を行う。

³⁷ SEC スタッフ報告書、49-50 ページ

ている³⁸。

IASB は、特定の地域又は法域に影響を与える論点を、IASB 又は解釈指針委員会が新たな基準又は解釈指針を開発する際に、慎重に検討するようにするプロセスを整えている。IASB は協議グループを広く使用している。2012 年初の時点で、IASB には 14 の諮問グループがあり、IFRS 諮問会議もこれに含まれている。これらのグループには 44 か国からの 250 名以上のメンバーと 29 名のオブザーバーがいた。メンバーの 17%以上が米国出身であった。

各国基準設定主体の関与

IASB のメンバー及びスタッフは、定期的な会合を、各国の基準設定主体（FASB や日本の会計基準委員会（ASBJ）など）や地域団体のほか他の多くの政府機関とも行っており、地域団体としては、欧州の財務報告諮問グループ（及び英国、フランス、ドイツ、イタリアからの関連の基準設定主体）、アジア・オセアニア基準設定主体グループ（AOSSG）及びラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）などがある。SEC スタッフ報告書は、この国際的な取決めを承知しているが、IASB は「各国の基準設定主体にさらに依拠することを検討すべきである」と提案している³⁹。

評議員会は直近の戦略レビューを完了した（これは、IFRS 財団のモニタリング・ボードが実施したレビューと調整された）。その結論は、IASB は IFRS のより適切な導入を促進するためにさまざまな主要な規制機関との取決めをさらに改善し拡充すべきだと判断した。その結果、評議員会は IASB に、各国及び各地域の基準設定機関、監査及び証券の規制機関、会計専門家等（新興市場からの関係者も含む）との関係を正式なものにして強化し、より密接に前向きな方法で協力するよう要請した。これは次のような効果を生じるであろう。

- (a) IFRS のコミュニティーへの参加者のネットワークが協力するための仕組みを提供し、IFRS の適用の首尾一貫性の増大を促進する。
- (b) 証券及び監査の規制機関、会計専門家及び IASB が首尾一貫性を向上させ不統一のある領域に対処する方法を議論する場を提供する。
- (c) IASB が利用できる専門知識が深まり、地域的な論点が IASB の注目を得られる。
- (d) 各国及び各地域の基準設定機関を基準設定プロセスにより密接に早期に関与させることにより、IASB の国際的な基準設定活動に大いに役立つ。
- (e) IASB がより深い広範囲の資源から便益を受けて、調査研究、フィールドテスト及びアウトリーチ活動に関わる作業を分担することも可能となる。

³⁸ 例えば、SEC スタッフ報告書の 80 ページ（投資者の全般的な意見を報告している）参照。

³⁹ SEC スタッフ報告書、5 ページ

このネットワークは、基準の品質を向上させるとともに、IASB と他の基準設定機関との労力の重複と特定の基準についての不承認のリスクの両方を低減する可能性がある。

IASB は、各国及び各地域の基準設定機関との対話を改善するためにテクニカル・マネジャーを任命した。これには、IASB と基準設定主体の世界との間の情報共有と協力のためのオンライン資源の確立も含まれている。

FASB とのコンバージェンス・プログラムが終了に近づき、IFRS の国際的な使用が拡大している中で、IASB が各国の基準設定主体及び地域団体との関係を合理化して、一連の二者間の取決めから脱却してより一体性のある集合的な取決めを開発することへの差し迫ったニーズがある。この提案は、IASB の基準設定プロセスにおける各国の基準設定主体及び地域団体の国際的なコミュニティとの集合的な取決めを正式なものにし合理化することを目指すものである。IASB は、2013 年に会計基準フォーラムを設置する。このフォーラムの目的は、IASB が集合的な機関としての各国の基準設定主体や地域団体とより適切に接触できるようにすることである。フォーラムの役割は、基準設定活動に関する主要な技術的論点について IASB に助言及びフィードバックを提供するとともに、各国及び各地域の問題に関するインプットを提供することである。その目標は、高いレベルの専門的能力と自らの法域・地域についての適切な知識を有する代表者を得て、意見を明確に表現し IASB と十分に議論できるようにすることである。

米国の関与

IASB が国際的な基準設定主体であることを認めつつ、SEC へのコメント提出者の多くは、基準設定に対する強力な米国の発言力の重要性についてコメントした。SEC スタッフ報告書では次のように述べている。

「投資者の保護、公正で秩序ある効率的な資本市場の維持、及び米国における資本形成の促進という SEC の使命を遂行するためには、米国が次のことを行うことが重要だとスタッフは考える。高品質で国際的に認められる会計基準の開発及び推進を支援する国際的な会計の世界での積極的な役割を継続すること、新たに生じている財務報告の問題の識別を先取りしていくこと、米国の利害がそれらの基準の開発において適切に扱われるようにすることである」⁴⁰。

SEC スタッフ報告書は次のようにも述べている。

「IASB に、基準文案作成プロセスの間に米国の視点をより多く考慮に入れることを促すこともできる。それにより、エンドースメントのプロセスでの修正の必要なしに米国の関係者のニーズを満たす基準がもたらされ、差異の可能性が減少することになる⁴¹」。

⁴⁰ SEC スタッフ報告書、84-85 ページ

⁴¹ 同上

FASB は IASB と共同プロジェクトで積極的に協力してきた。この長期にわたる関係と、各基準設定主体との協力のために整備されるより正式な構造により、米国が IASB のプロジェクトに積極的に関与する機会を有し、基準設定プロセスに強い発言力を有することが確保される。IASB の観点からは、将来の会計基準フォーラムへの米国の貢献は、米国が IFRS の使用についてエンドースメント・アプローチを採用するとした場合には、より大きなウェイトを持つことになる。

3. 国際的な会計基準としての IFRS

SEC スタッフ報告書では、IFRS の米国の財務報告制度への組み込みの可能性に関する 2008 年のワークプラン案で識別された 2 つの要因を、財務報告の要求事項のセットとしての IFRS を評価する際に特に重要なものとして強調している。ワークプランは次のように述べていた（強調追加）。

「当委員会及びコメント提出者は、IFRS のガイダンスが 2 つの点で限定的であることを指摘している。第一に、IFRS には以下のものに関する**一般的なガイダンスがない**。

(1) 特定のトピック領域、例えば、特定の共通支配下の取引の会計処理、資本再構成取引、組織再編、支配の変更に至らない少数株式の取得及び類似の取引、並びに企業の個別財務諸表における新たな会計基礎のプッシュダウン、(2) 特定の業種、例えば、公益関連、保険、採掘活動、投資会社など、(3) 会計原則の適用に関する透明性の向上のための開示。

第二に、IFRS が一般的なガイダンスを提供している場合、IASB は、実務の運用上の問題として、US GAAP よりも**詳細でなく規範性が低い**ガイダンスの作成を選択している。」⁴²

これらの要因の第一は、IFRS が財務報告の要求事項のセットとしてどのくらい包括的なのかに関するものである。第二の要因は、多くの人々が原則ベースの基準か規則ベースの基準化の論争として説明しているものに関するものである。

包括性

IFRS の包括性を評価するため、SEC スタッフは、IFRS の評価を位置付ける文脈を提供するための US GAAP との比較アプローチを用いた。合致しなければならない開発の最低限の閾値を設定することはしなかった。⁴³

IFRS と US GAAP との間の差異

SEC スタッフ報告書は、IFRS と US GAAP との間の差異の一部を「基本的な」差異として記述し、他のものは「US GAAP の業種別ガイダンス」による差異として記述している。

SEC が識別した基本的な差異は次のものであった⁴⁴。

(a) 非金融資産の減損の要求事項（特に、IFRS が減損の戻入れを認めているものは、IFRS に従って報告する利益が US GAAP の場合よりも変動性が大きくなる可能性がある）や、非金融負債の認識（訴訟あるいは環境浄化の義務など）が US GAAP よりも早まる場合

⁴² SEC スタッフ報告書、8-9 ページ、SEC release No. 33-8982 (Nov. 14, 2008), Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers [73 FR 70816 (Nov. 21, 2008)]（「2008 年ロードマップ」）を参照している。

⁴³ SEC スタッフ報告書、9 ページ

⁴⁴ SEC スタッフ報告書、14 ページ

- (b) 有形固定資産及び投資不動産を公正価値に再測定できること（IFRS では認めているが、US GAAP では認めていない）
- (c) 米国の会社は LIFO と呼ばれる棚卸資産の評価方法を使用できるが、IFRS では認めていない。
- (d) IFRS では開発支出の資産化を要求しているが、US GAAP ではすべての開発支出について発生時に費用として認識することを要求している。
- (e) US GAAP では不確実な税務ポジションについて具体的な要求事項があるが、IFRS ではより一般的な偶発事象モデルである。
- (f) IFRS では一部の状況において有形固定資産の構成部分を減価償却することを要求しているが、US GAAP では要求していない。

SEC スタッフ報告書で挙げている業種別ガイダンスは、料金規制業種、石油及びガス、投資会社及びブローカー・ディーラーに関するものであった。US GAAP ではこれらの業種についての具体的な要求事項があるが、IFRS にはない。

IFRS は広範囲の活動をカバーしており、一般的には包括的であると考えられている。しかし、明らかにいずれは対処すべきいくつかの空白部分がある。IASB は最近、将来のアジェンダに関する協議の結果として、このうちいくつかを識別し、優先順位を設定した。

EU、オーストラリア及びニュージーランドが国内の要求事項に代えて IFRS を採用したころに、多くの会計事務所が、IFRS の基礎となった国際会計基準（IAS）を国内の要求事項と比較した。この比較により、IAS とそれらの法域における基準が扱っていたトピックがおおむね一致していることが明らかになった。それでもやはり、差異はあった。場合によっては、IFRS には国内の要求事項に相当するものがなかった。他方、採用する法域では扱っていなかったトピックを IFRS がカバーしていた場合もあり、現在の US GAAP が扱っていないトピックもある⁴⁵。

IFRS の採用前に、大半の法域では国内の財務報告の要求事項と IFRS の要求事項との間の差異を識別していた。こうした法域の一部は、国内の要求事項の中に IFRS の採用により失われることとなる側面があるのかどうかを質問した。場合によっては、国内基準設定主体が、特定の種類の取引又は活動について、国内の要求事項の方がそれに相当する基準よりも適切な財務報告の結果をもたらすと結論を下した。場合によっては、彼らの評価には確かに利点があり得たが、IFRS の要求事項の方が適切な財務報告の結果をもたらす場合がある。しかし、関連性のある質問は、いくつかの個別の要求事項が変わるのかどうかではなく、採用する法域にとって基準のポートフ

⁴⁵ 例えば、バーター取引は 2000 年代初頭のドット・コム企業の成長の重要な要因であった。IAS と英国 GAAP にはバーター取引の認識及び測定の要求事項が含まれていたが、US GAAP にはなかった。これにより、財務報告の要求事項に重大な差異が生じていた。US GAAP にはない取引の他の例としては、サービス委譲契約、株主割当発行、投資不動産及び農業などがある。

オリオの品質が十分に高いかどうかである。

IFRS がない国内的なトピック

ある法域が *IFRS* にはそれに直接相当するものがない要求事項を有しているという場合がある。オーストラリア *GAAP* には保険契約に関する基準があったが、*IAS* にはそれに相当するものがなかった。2004年に *IASB* は暫定的な *IFRS* (*IFRS* 第4号「保険契約」) を公表した。こうした保険契約について *IFRS* 採用前の会計処理を維持することを企業に要求する基準である。ただし、目的適合性が高く信頼性が低下しない処理又は信頼性が高く目的適合性が低下しない処理に変更する場合は例外としている。オーストラリアは、保険契約の基準をオーストラリア *GAAP* の一部として維持した。その効果として、彼らの基準が *IFRS* と共同で財務報告の要求事項が包括的となることを確保するように機能している。*SEC* スタッフ報告書でも、*US GAAP* には保険契約について *IFRS* よりも包括的な要求事項があることから、同様の懸念を指摘していた⁴⁶。

同様に、*US GAAP* には採掘活動に関する要求事項があるが、*IFRS* では実質的にはこれに相当するものがない。保険契約と同様に、*IASB* には暫定的な *IFRS* があり、*IASB* が自身の包括的な要求事項を開発できるまで、*IFRS* の空白を埋めるために国内の報告要求事項を使用している。これは理想的な解決策ではないが、特定の法域内での比較可能性は維持される。これは、*IASB* が自身の要求事項を開発することにより国際的な比較可能性を改善することができるようになるまで、国内の財務報告の実務を維持することによってである。

この考え方には、より一般的な応用がある。*IFRS* には、特定の取引に適用される要求事項がない場合には、企業が強制力のある文献（他の基準設定機関の公表物を含む）のヒエラルキーに従って目的適合性と信頼性のある方針を選択しなければならないという一般的な要求が含まれている⁴⁷。その一例は、*SEC* スタッフ報告書で強調されたものであるが、被取得企業が最終的には同一の親会社に支配されている場合に企業結合をどのように会計処理するのかである⁴⁸。米国が、共通支配下の企業結合についての要求事項を示している現行の *GAAP* を（おそらく未公開企業について）維持するとした場合には、それらの要求事項は、*IASB* が共通支配下の企業結合に関するプロジェクトを完了するまで、米国の実務を維持するように機能することになる可能性が高い⁴⁹。

要約すると、*IFRS* は広範囲のトピックをカバーしているが、対象としているトピックの範囲は他の基準セット（例えば、英国、オーストラリア、ニュージーランド、日本及び米国の *GAAP*）に

⁴⁶ *SEC* スタッフ報告書、4ページ

⁴⁷ *IAS* 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」、第10項

⁴⁸ *SEC* スタッフ報告書、8ページ

⁴⁹ *IASB* のアジェンダ協議により、共通支配下の企業結合の会計処理への対応を *IASB* の優先事項とすべきであり、*IFRS* も *US GAAP*（要求事項は明確であるが）も有用とは考えられていないという、広く持たれている見解が明らかになった。

見られるものと同一ではない。IFRSがあるトピックをカバーしていない場合、IFRSには国内の要求事項を参照により取り入れることができる仕組みがある。IASBには、新たなプロジェクトの優先順位を評価するための活動中の調査研究プログラムもある。

IASB の公開のアジェンダ協議

IFRSは広範囲のトピックをカバーしているが、いずれは対処すべき財務報告のいくつかの領域が明らかに存在するであろう。特に、IASBは保険契約に関するIFRS案について発足以来取り組んでおり、2013年の前半に改訂提案を公表する予定である。2012年に、IASBは共通支配下の企業結合及び採掘活動を扱うプロジェクトに関する作業を再開した。定款によれば、IASBは、プロジェクトの優先順位の設定も含めて、IASBのすべての技術的事項について全面的な責任を有している。どのように優先順位を設定すべきかの特定は課題の多いものとなる可能性がある。

評議員会は、IASBが公開の熟慮した方法で優先順位を設定することを確保することの重要性を認識している。評議員会は最近、3年ごとの公開協議のプロセスを追加することにより、IASBのアジェンダ設定プロセスを拡充した。アジェンダに関する優先順位をどのように設定しているかの明確な証明を示すためである⁵⁰。

IASBの作業計画に関する最初の公開協議は、2011年7月に開始されたが、より広いIFRSのコミュニティにIASBが優先順位を設定するのを手助けする機会を提供した。IASBアジェンダ協議へのコメント提出者が識別したトピックの多くは、SECに対するコメント提出者が挙げたトピックでもあった。これは意外なことではない。IASBはまだIFRSを採用していない法域の関係者から多くのコメントレーターを受け取った。日本、インド、中国及び米国などである。

2012年5月に、IASBは今後3年間の専門的プログラムを設定した。IASBは5つの新規プロジェクトを開始することを決定した。

- (a) 農業資産に関する報告要求事項についての考え得る修正
- (b) 料金規制事業
- (c) 共通支配下の企業結合——どのような場合にフレッシュ・スタート又は「取得」の会計処理を要求すべきなのかの検討（どのような場合に、取得した子会社の財務諸表にこれらの新たな価額を使用すべきなのかを含む——いわゆる「プッシュダウン会計」）
- (d) 排出権取引スキーム
- (e) 個別財務諸表——持分法の使用

さらに、IASBは7つの調査研究プロジェクトの作業を開始している。

⁵⁰ 評議員会の報告書「グローバル基準としてのIFRS：当財団の第二の10年間に向けての戦略の設定」、C3項

- (a) 研究開発活動（無形資産及び採掘活動を対象とする）
- (b) 割引率——多くの基準が割引率を参照している。この調査研究は、さまざまな基準に織り込まれている割引率に不整合があるという認識を検討する。
- (c) 持分法会計——この方法論の目的適合性の基本的な見直し
- (d) 資本の特徴を有する金融商品
- (e) 外貨換算——当初は、一部の法域から変動の大きい為替レートが財務報告に与える影響について表明された懸念に焦点を当てる。
- (f) 負債——IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正（訴訟や環境修復責任などの事項を扱う）
- (g) 超インフレ及び高インフレ

初度適用時の差異

前述のように、ほとんどの法域では IFRS を採用する際に財務報告の変更を経験する。変更がないとすればその方が意外であろう。

初度適用者としての米国

SEC スタッフ報告書では、US GAAP と IFRS との間の基本的な差異と考えられるものを文書化している。SEC スタッフは、彼らの分析は差異を文書化するように設計されたものであり、いずれの解決策がより適切な財務報告の結果となり得るのかを評価するものではないと述べている。したがって、彼らの分析の含意は、US GAAP あるいは IFRS の方が適切な解決策であるということではなく、単に要求事項が相違しているということである。米国が US GAAP から IFRS に移行するとした場合、米国企業は、基本的な差異に関する財務報告を変更することが必要となる。

しかし、2つの例が注目に値する。1つ目は、棚卸資産の原価算定の「LIFO」方式に関するものである。この例は、財務報告の相違の中には財務報告の目的以外の事項（この場合には税務）の影響を受けているものがあることを示している。2つ目は、構成部分の減価償却の要求である。これは、要求事項の机上の評価から考えると、実務上、1つ目のものほど重大ではない認識されている差異の例である。

- (a) IFRS では、一般に LIFO と呼ばれる棚卸資産の原価算定方式の使用を認めていないが、US GAAP では認めている。SEC はこの差異を「特定の米国の発行企業の営業成績及び未払法人税に重大な影響を与える可能性がある」と主張している⁵¹。米国では、課税当局である内国歳

⁵¹ LIFO とは後入先出法を指す。この方法は、企業が最後に取得した棚卸資産項目が最初に販売されるものと仮定する。コストが上昇している場合には、他の認められている方法に比べて、LIFO は売上原価を高くし、

入庁（IRS）が、LIFO を税務目的で使用できるのは企業が当該方式を財務報告目的でも使用している場合のみであるというルールを設けている⁵²。税務と財務報告の要求事項の法定の関連付けは、米国で IFRS を採用すると US GAAP から LIFO を削除することになり、LIFO が税務目的でも利用できなくなることを意味する。SEC スタッフは、この差異は財務報告ではなく税務政策の問題だと考えている。SEC スタッフはこれを税務上の事項として見ているが、LIFO の差異は「依然として IFRS の組込みをスタッフが全体的に考慮する上での一つの要素である」とも述べている⁵³。

- (b) IFRS は、有形固定資産項目の構成部分を特定の場合には区別して減価償却しなければならないという要求を含んでいる。この要求は日本とカナダで関心と呼んでいる。これらの法域での当初の見解は、SEC に対するコメント提出者とよく似ていた。この要求は減価償却の方針の大幅な変更を生じ、適用にコストがかかる規定の一つになるとの懸念があった。日本及びカナダでの IFRS の採用企業は、この危惧は根拠のないものであったことに気付いた。我々は、一部の人々には基本的な差異に見えるかもしれないものでも、採用する法域の作成者がよりよく理解すると、必ずしも根本的な変化にはつながらないという確信を持っている。

米国が最初に IFRS の採用の検討を開始した時には、US GAAP と IFRS との間に多数の差異があった。IASB と FASB のコンバージェンスの取組みの結果、差異の数は減少している。

その他の法域

必然的なことであるが、ある法域にとって特に重要で、それに関する IFRS の要求事項が当該法域が IFRS の採用を検討する時に特別な関心と呼ぶような種類の活動がある。IASB は専門的プログラムを開発する際にこうした事項を考慮しており、活動中の専門的プログラムで証明されるように、各法域から提起された懸念に対応する用意があることを証明してきた⁵⁴。最近 7 年間にわたり、IASB は、例えば、以下に関するプロジェクトに取り組んだ。

- (a) プッターブル株式（ニュージーランドとドイツで一般的な所有構造に対応）
- (b) 関連当事者についての開示（中国などの新興経済圏及び移行中の経済圏において最終的な政府の支配が一般的であることに対応）

したがって報告される利益を低くする。税務目的で LIFO を使用できる企業は、他の方法を使用する企業よりも課税所得が少なくなる。

⁵² LIFO は米国 IRS が税務と財務報告の方針との一致を要求している唯一の会計方針ではないが、最も議論を生じさせているものである。

⁵³ SEC スタッフ報告書、16 ページ

⁵⁴ セクション 2 において、我々は各法域を個別のプロジェクトに関して IASB との共同作業に積極的に関与させるために取っているステップを示した。こうした取組みは、各法域に、彼らが自らにとって特に重要で経験を有しているプロジェクトの積極的な参加者となるという満足感を与えるはずである。

(c) 投資企業（カナダと米国で一般的に見られる構造を反映）

(d) 料金規制事業（カナダ、米国及びインドで一般的な規制活動に対応）

2012年5月に、IASBは果実型農業資産（果樹、ブドウの木、アブラヤシの木、乳牛など）の財務報告について、こうした資産が経済の重要な部分を占めているマレーシアからの要望に対応して、検討することを決定した。

ある法域が、IASBがあるプロジェクトを完了するのを待たず、IFRSに対する例外を設ける必要を感じるであろうと判断している場合がある。例えば、IFRSを採用する際に、カナダの当局は投資企業についての一時的な例外措置を設けた。関連するIASBのプロジェクトの結果を待って、業種特有の要求を残すことを選んだものである。これは、両者に不一致があるために、カナダの要求事項をIFRSと合わせるができなかった例である⁵⁵。

我々は、IFRSを開示要求の追加により装飾している法域の例も見えており、中には、IFRSにおける報告の選択肢を削除している例もある。オーストラリアとニュージーランドはその両方を行っていた。こうした行動はいずれも企業がIFRSへの準拠を主張する妨げとなるものではないが、こうした「改変後の」要求事項を依然としてIFRSとして分類できるかどうかについて、一部の人々の心に若干の不確実性を生じさせるものである。興味深いことに、両国ともその後、これらの国内的な追加を削除し、選択肢を復活させると決定した。

US GAAPの業種特有の要求事項

SECがスタッフ報告書を作成していた時にSECに提起された懸念の一つは、多くのUS GAAPの利用者が、IFRSを米国が採用するとした場合には、IFRSにもっと業種特有のガイダンスを設けることが不可欠と考えているということであった⁵⁶。SECスタッフ報告書は次のように述べていた。

「スタッフは、業種別ガイダンスを米国会計基準から削除することは、IASBがそれぞれの特定の業種についてのガイダンスを十分に評価する能力を持つまですべきではないと考えている。その能力には、投資者へのアウトリーチの実施、こうしたガイダンスの削除の影響の検討、IFRSに空白部分が識別された範囲での適宜のガイダンス開発が含まれる。」⁵⁷

業種特有のガイダンスの一例は、投資不動産（企業が自己の占有のためではなく主として資本増価又は賃貸収益のために保有する不動産）ではなく、投資不動産会社についての財務報告の要求事項を開発することであろう。

⁵⁵ IASBは、投資企業に関するIFRSの修正を2012年の後半に確定する予定である。

⁵⁶ 例えば、SECスタッフ報告書、83ページ

⁵⁷ SECスタッフ報告書、18ページ

多くの事業が投資不動産を保有しており、IASB は常に、投資不動産を不動産のみに投資する会社が保有している場合であろうと、会社が他の関連のない活動を有している場合であろうと、会計処理は同じにすべきだと主張してきた。

活動に焦点を当てる基準を開発することの便益はあるものの、IASB は企業の性質が業種特有の要求事項に向いている場合があることも理解している。この一例は、IASB が投資企業の子会社の会計処理について行った最近の作業であり、これは SEC スタッフ報告書の中で IFRS と US GAAP との間の差異として識別されていた。この具体的なケースでは、企業全体としての活動が非常に密接に関連しているため、IASB は支配している投資に関する IFRS の一般的原則に狭い範囲の例外を認めることが投資者にとって便益となると考えた。この例外は業種特有のものである。

SEC は、業種特有の基準を別個の並行した作品の中で検討した。2008 年に、SEC は「財務報告の改善」(Pozen 報告書)を公表した⁵⁸。Pozen 委員会は、財務報告セクターからの多くの上級職の人々が含まれており、SEC と FASB スタッフの支援を受けていた。検討された事項の一つが業種特有のガイダンスであった。Pozen 報告書は次のように述べていた。

「我々は、一般的には、業種特有のガイダンスは回避し得る複雑性を低減するために廃止すべきだと考えている。我々は、既存の業種特有のガイダンスを廃止すると、短期的にはより多くの複雑性が生じるおそれがある(特に、特別な取扱いが失われる業界について)ことを承知している。それでもなお、それは回避し得る複雑性を長期的に低減するための受入可能なコストであると我々は考えている。」

Pozen 報告書はさらに、SEC は IASB が将来における業種特有のガイダンスを限定するよう促すことを提言していた。

そうは言っても、IASB は業種特有のガイダンスの問題は IFRS への移行の一部として評価することが必要となることを承知している。

原則ベースの基準

SEC スタッフ報告書では、IFRSの方がUS GAAPよりも原則ベースであるという認識があると述べていた⁵⁹。我々は、両方の基準セットとも原則ベースであると考えている——US GAAPの要求事項は、IFRSと同様に、主として概念フレームワークから導き出されている。それでもなお、「原則対ルール」という用語はIFRSとUS GAAPの詳細における差異の説明に広く使用されており、ここでもIFRSとUS GAAPとの間のアプローチの相違を議論するために使用している。

US GAAPはIFRSよりも詳細で多くの「明確な境界線」テストを使用する傾向がある。IFRSは

⁵⁸ 財務報告の改善に関する諮問委員会の SEC に対する最終報告書、2008年8月1日

⁵⁹ SEC スタッフ報告書、27 ページ

明確な目的を設定して要求事項を原則として表現することに重点を置いている。これは、少なくとも部分的には、US GAAP が長年にわたって「さまざまな目的に奉仕するさまざまな基準設定者の集合的な努力の中から」⁶⁰開発されてきたという事実に起因している可能性が高い。これに対して、IFRS は「すべての業種における企業が適用すべき原則の開発に一般的に重点を置いてきた」⁶¹ずっと少数の基準設定者により開発されてきた。業種特有の要求事項が少なくなっているのと同時に、IFRS は US GAAP に比べて取引特有の要求事項を設けない傾向がある⁶²。

SEC スタッフ報告書は、より目的ベースの基準を持ち、したがって詳細なルールを少なくすることの便益を疑問視していない。2002 年に SEC は、いくつかの米国の会計不祥事を受けて行われたサーベインズ・オックスレー改革の一部として、原則ベースの基準の研究を行うよう求められた。SEC は、FASB は「原則ベース又は目的志向の基準を開発」すべきだという結論を下した⁶³。SEC スタッフは、目的ベースの会計基準とは次のような特徴を持つ基準であると説明した。

- (a) 基準に明確に組み込まれている会計目的
- (b) 基準における例外又は内部的な不整合が（たとえあっても）少ない
- (c) 適切な量の適用ガイダンスがあるが、明確な境界線テストはない。
- (d) 基準を導き出す一体性のある概念フレームワーク

原則ベースの基準への支持は続いている。2007 年に SEC スタッフは、より規範性の強い要求事項が必ずしも比較可能性の高い財務情報にはつながらないことを認めた。

「ルール・ベースのシステムでの比較可能性は、錯覚である可能性がある。類似した取引が明確な境界線のわずかに反対側に入るように仕組まれ、非常に異なる会計処理が適用される可能性がある。（中略）目的ベースの基準は、適切に構築されれば、錯覚による比較可能性ではなく、経済実態に基づく実際の比較可能性の達成に役立つはずである。」⁶⁴

彼らは、変化には会計専門家の若干の焦点移動が必要となるとも指摘した。

「会計から専門的な判断を取り除くことは不可能であり、望ましくもなく、そうするよう試みるべきではないと私は考えている。実際に、目的ベースの体制に移行しようとするならば、会計専

⁶⁰ SEC スタッフ報告書、17 ページ

⁶¹ SEC スタッフ報告書、18 ページ

⁶² 一例として、US GAAP における収益認識の要求事項は IFRS の要求事項よりも詳細である。詳細な要求事項を業種特有のものと特徴付ける観察者もいる一方、取引特有のものと特徴付ける人々もいる。

⁶³ 原則ベースの会計制度を米国の財務報告制度が採用することについての、2002 年のサーベインズ・オックスレー法の第 108 条(d)に従った研究

⁶⁴ SEC スタッフの講演： 2007 年の「原則ベースの会計と適用の課題に関するカンファレンス」の前の James L.Kroeker のコメント。2007 年 4 月 4 日

門家が正しい領域（具体的なルールではなく、原則又は目的）での判断の適用に時間を使うように焦点を移動させる必要がある。もちろん、これには会計専門家の焦点を移動させるための若干の訓練が必要となる可能性がある。しかし、作成者及び監査人の専門的な判断が投資者の利益となるように行使されるならば、原則ベースの基準は財務報告の透明性と比較可能性を高める可能性がある。この点で、重要な判断が必要とされる取引の開示は、経営者が取引の経済実態、事業目的及び会計上の結論に至った際に用いた判断を説明する極めて有用なツールだと思われる。」⁶⁵

IASB と FASB とのコンバージェンスの作業は、米国がより多くの目的ベースの要求事項を US GAAP に取り入れる結果となった。株式に基づく報酬や企業結合に関する共同プロジェクトにより、原則ベースの基準がもたらされ、US GAAP の一部となっている。FASB は IASB と共同で、収益認識、リース、金融商品に関する共同の基準に取り組んでいる。FASB は、「重要な判断」を要する、変動持分事業体と呼ばれる特別な組成されたビークルに関する新たな要求事項も開発した⁶⁶。この新たな要求事項は、明確な境界線と定量的評価に依拠した基準を置き換えるものである。

比較可能性、適用及び執行可能性

SEC スタッフ報告書では、US GAAP における新たな原則ベースの要求事項についての早期の経験が「目的ベースの基準は、必ずしも監査可能性及び執行可能性の点で問題があるものではない」⁶⁷ことを例証していると述べている。しかし、SEC スタッフは、解釈指針委員会が IFRS の適用における不統一の削減にもっと積極的になるべきだというコメント提出者の懸念を記載している。十分なガイダンスがないと原則ベースの基準は次のようになってしまうと利害関係者は SEC に指摘した。

- (a) 適用の不整合により、比較可能性が低下する。
- (b) 監査可能性が低下する。主観性が強くなるとともに、より多くの適用上の抜け道を会社に認めることになるからである。

SEC スタッフ報告書は、IFRS 財務諸表の比較可能性及び執行可能性に関する懸念を指摘した⁶⁸。SEC スタッフ報告書では、2011 年のギリシャのような問題を生じた国の国債についての減損引当の差異に言及している⁶⁹。企業がどのように判断を行使するのかについては差異の可能性が常

⁶⁵ 同前

⁶⁶ SEC スタッフ報告書、27 ページ

⁶⁷ SEC スタッフ報告書、27 ページ

⁶⁸ SEC スタッフ報告書、22 ページ

⁶⁹ SEC スタッフ報告書、24 ページ

にあるが、同一の債券についての減損のレベルがゼロから 50%までの範囲に及ぶ場合、明白な疑問は、首尾一貫した適用がされているのかどうかということである。あらゆる不統一のケースと同様に、重要なことは、要求事項が不明確なのか、それとも作成者、監査人又は規制機関が要求事項を適切に適用していないのか、あるいは複雑性と不統一を生じるおそれのある具体的な状況があるのか（この具体例で示すような、ユーロ圏での国債の問題の取扱いなど）を理解することである。

しかし、SEC スタッフ報告書では、次のようなコメント提出者の発言も引用している。「原則のみの基準は、実務が基準をさまざまに解釈して、それによる報告が過度に多様となる場合には常に問題が生じる。そうした場合には、実務の多様性を許容可能なレベルまで狭めるために、解釈指針あるいはガイダンスが必要である。」⁷⁰

IASB は、同様の契約と思われるものが法域ごとに異なって報告されている事例にも気付いている。これは IFRS の首尾一貫しない適用を示唆するものかもしれないが、ほとんどの場合には、異なる財務上の処理は、取引に関連した要因（関連法規など）の相違により生じている。例えば、不動産を建設する契約は特別な法規の対象となることが多く、これは同一の契約の強制可能性が法域ごとに異なる可能性があることを意味する。IFRS がこうした事例で異なる財務報告の結果を生じるという事実は、適切なものである。そうでないと、真の経済的な相違及び法的な相違を隠すことになってしまう。

IFRS 解釈指針委員会

IASB は、法域ごと又は業種ごとの首尾一貫しない適用に関する懸念に耳を傾けている。追加のガイダンスにより実務の不統一が軽減されるのかどうか、あるいは特定の会計処理の要求事項に関しての IASB の目的が明確になるのかどうかを判断するためである。前のセクションで、我々は、解釈指針委員会が支援の要望に十分に答えてこなかったことを認めた。我々は、解釈指針委員会がより適切に対応することを確保するために行われた変更を示した。さらに、2011 年アジェンダ協議の一環として、IASB は「概念フレームワーク」の拡充に高い優先順位を与える予定である。堅牢な「概念フレームワーク」は、会計目的の明確化及び基準の解釈の基礎となり、適用の首尾一貫性を高める。

首尾一貫した適用

IASB は、理解可能で監査可能性があり、規制機関により執行可能で国際的に認められる基準を開発する責任を有している。これは、国際的な比較可能性の必要条件ではあるが、十分条件ではない。国際的な比較可能性を真に達成するためには、それらの基準が執行されなければならない。

⁷⁰ 2011 年 5 月のスタッフペーパーへの IMA のコメントレター（SEC スタッフ報告書の 25 ページで言及）

IFRS 財団が行った調査は、IFRS の便益が各国での執行の水準に左右されることを示している⁷¹。基準の首尾一貫した適用は、金融市場と監査人の両方の規制当局の責任である。IFRS の首尾一貫した執行には、証券規制機関や監査監督機関などの国際的なコミュニティーの行動が必要となる。

財務諸表の監査は、IFRS の首尾一貫した適用を確保するためにも重要な独立の監督機能である。監査人の枠割は、政府に対して説明責任を有する公共セクター機関の独立の監督の対象となる（米国では、この役割は IFLAR のメンバーである PCAOB が行っている）。

IASB は、この作業を支援することはできるが、首尾一貫した適用を強制する権限も能力もない。

こうした明確な責任分担はあるものの、IASB は、我々の経験から相互に便益を受けるために、規制当局と密接に協力する用意がある。これは評議員会の戦略レビューの提言の一つであり、IOSCO などの機関との協議をすでに進めている。

SEC スタッフ報告書は、IFRS を米国の財務報告制度に組み込む場合には、SEC スタッフが他の法域の規制機関とより協力的に業務を行うことに重点を置くことになることを認識している。また、SEC スタッフ報告書は、SEC を含めた財務報告のコミュニティーが、IFRS の首尾一貫した適用及び執行に建設的な影響を与える存在になり得ると認識している⁷²。

我々は、SEC スタッフ報告書で表明されている、IASB、他の証券規制機関及び会計専門家と共同して、IFRS の適用及び執行の首尾一貫性を国際的なベースで改善するという公約を歓迎している。多国籍の開示及び会計に関する IOSCO の政策第 1 委員会の現在の議長国として、また、現在 IFRS で報告を行っている外国の SEC 登録企業の多さにより、SEC は果たすべき役割と成功による成果への確定的な利害の両方を有していると我々は考えている。

仮に SEC が IFRS を採用するとしても、米国における執行は常に SEC 単独の責任にとどまることになるので、米国の執行基準が外部の影響により浸食される危険はない。さらに、米国が IFRS への移行を完了した場合、その暁には、SEC は、会計基準の執行における経験と実務を世界の残りの国々と共有しつつ、世界中での執行における現在の指導力を提供することができるであろう。

しかし、国際的な基準の単一のセットがないと、世界中での会計基準の首尾一貫した適用は、その定義上、不可能なままとなることは明らかである。

⁷¹ Tarca et al (2012) (付録参照)

⁷² SEC スタッフ報告書、5 ページ

4. IFRS への移行——アドプションとエンドースメントの課題

IFRS を採用する決定は、各法域レベルで行われる内部的な決定である。SEC スタッフ報告書では、IFRS を US GAAP に組み込む可能性に関する多数の論点を議論している。こうした論点の多くは米国特有のものであり、米国の当局が彼らの働いている環境の中で対処するしかない。

IFRS 財団スタッフは、SEC スタッフが示した所見に確定的な回答又は提案をする立場にはない。その代わりに、本章において、我々は多くの IFRS 採用法域が IFRS を採用する間にさまざまな問題を扱った方法に幅広く言及している。どの法域にも特有の課題があり、この多様な経験が分析のための有用な背景を提供するものと我々は考えている。

エンドースメント・アプローチ

SEC スタッフは、IFRS を強制力のあるものとして指定することを追求することは、米国の資本市場の参加者の大多数から支持されていないことが明らかになった⁷³と述べ、「大部分の法域では、一般的に、IFRS を国内の報告制度に組み込むことのための何らかの仕組みに依拠している」⁷⁴と述べている。

自身のエンドースメントの仕組みに関して、SEC スタッフ報告書は、2011 年 5 月のスタッフ報告書に対するコメント提出者の大多数が、SEC が IFRS の組込みを進めるとした場合に実質的な基準設定の役割における FASB を維持するという考え方を支持したと述べている。これは、FASB が、米国の強い発言力が IFRS の開発において考慮されることを確保するために米国の利益のために活動できるようにするものである⁷⁵。SEC スタッフ報告書⁷⁶では、FASB の役割は、自由裁量の多いものと自由裁量の少ないものとの間の「連続体上で」考えることができると指摘し、その連続体上でのさまざまなアプローチの利点及び決定を検討したが、組込みに対する FASB の役割の程度についての提言には至っていない。

戦略レビューで、評議員会は、各法域は IFRS を法律に公式に組み込むための自前の仕組みを確立する必要があり、各法域がこの領域での主権を完全に譲ることは考えにくいことを認めた。下記のとおり、多くの法域が IFRS を法律に採用するためのエンドースメントの仕組みを初度適用時及び継続ベースの両方で導入している。IFRS 財団は、各法域が自身の領域内で主権を有している事実を尊重し、エンドースメントの仕組みは正当性があると認めている。各国基準設定主体及び地域団体との IASB の関係を正式にするために設置される会計基準フォーラム（セクション 2 参照）での FASB の貢献は、米国が IFRS の使用にエンドースメント・アプローチを使用する場

⁷³ SEC スタッフ報告書、2 ページ

⁷⁴ SEC スタッフ報告書、3 ページ

⁷⁵ SEC スタッフ報告書、85 ページ

⁷⁶ SEC スタッフ報告書、84–88 ページ

合にはさらに重大となることも明らかである。

そうは言っても、IFRS財団の考えでは、エンドースメントしないことに対する閾値は非常に高く設定しなければならず、このような仕組みを導入する法域は、IASBが開発する高品質の基準の単一のセットという基本的な使命を依然として支持すべきである。SECスタッフ報告書⁷⁷は、IFRSのUS GAAPへの組込みのプロセスが重要な相違を持ち込むこととなつた場合に、高品質の国際的に認められる基準の単一のセットとしてのIFRSに生じるリスクを認識している。そうした結果は、他の法域から、国内の要求事項を満たすためにIFRSを独自にカスタマイズすることを正当化したものと見られるおそれがある。EUやオーストラリアなどの法域の場合には、基準を法律に織り込むので、エンドースメントの仕組みが整備されている⁷⁸。2000年6月からの欧州委員会のコミュニケーションで記述されているように、エンドースメントの仕組みは法的な確実性を達成するために必要である。

IFRSを採用した法域全体を通じて、次の例が示すように、広い範囲のエンドースメントのプロセスがある。

欧州委員会のエンドースメントのプロセスは、基準がIASBから公表された後にそれを採用する際の複雑なプロセスの一つを示している。各基準は、EFRAGの技術的分析と提案を伴うプロセスを経る。エンドースメントの提案は、会計規制委員会（ARC）が検討し、その後に規則案を欧州議会及びEU理事会が検討してから法律に採用される⁷⁹。エンドースメントのプロセスは通常、8か月から10か月を要する。

採用の要件は、基準が次の両方に該当することである。

- (a) 会計が会社⁸⁰又は企業集団⁸¹の資産、負債、財政状態及び純損益の真実かつ公正な概観を与えなければならないという原則⁸²に反するものでなく、欧州の公益に資すること
- (b) 財務情報が、経済的意思決定及び経営者の受託責任の評価に必要な情報に要求される理解可能性、目的適合性、信頼性及び比較可能性の要件を満たしていること⁸³。

2008年に、EUでのIFRSの適用に関する欧州委員会の報告書は、「IAS規則の背後にある基本

⁷⁷ SECスタッフ報告書、88ページ

⁷⁸ EUでは、エンドースされた基準の本文がOfficial Journalで公表され、オーストラリアではFederal Register of Legislative Instrumentsに記録される。

⁷⁹ http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/ias/endorsement_process.pdf

⁸⁰ EU第4次会社法指令（78/660/EEC）

⁸¹ EU第7次会社法指令（83/349/EEC）

⁸² Article 2 (3) of Directive 78/660/EEC and in Article 16(3) of 83/349/EEC

⁸³ Regulation (EC) no 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002

的な考えでは、IFRS 及び IFRIC は高品質であるべきで、EU でエンドースメントできるような全般的な支持を得ているべきである⁸⁴と述べていた。欧州委員会は、IFRS をエンドースしない能力の行使を控え目にしてきた。2005 年に使用する基準のセットを採用する際に、欧州委員会は IAS 第 39 号の 2 つの局面を「カーブアウト」した。全面的公正価値オプションに関する要求事項と、マクロヘッジに関する要求事項についてである。前者のカーブアウトはその後削除されたが、後者はまだ残っている⁸⁵。この残っている「カーブアウト」の相対的な利点について議論の余地はあるが、事実としてそれが存在している。これで省略されている各項が関係する取引のある企業は、IFRS への準拠を主張できなくなるリスクがある。幸い、この状態にあるのは EU の企業のうち非常に少数である⁸⁶。

カナダでは、会計基準設定機関である会計基準審議会 (AcSB) が、IFRS を全面的に修正なしで採用するという方針を有している。「そうしないと、十分な数の他の各国基準設定主体が同じことをした場合に、複数の矛盾の可能性のある版の IFRS が国際的に生じることとなる。これは、世界中で使用するための高品質な会計基準の単一のセットに向けて進むという国際的なコンバージェンスの目的を損なうことになる⁸⁷との理由からである。カナダで採用されるためには、基準は AcSB が公式に承認したものでなければならない。IASB のデュー・プロセスは新基準又は修正基準が採用に適したものであるという十分な保証と考えられるが、AcSB は、基準がカナダでの適用に適さないという何らかの理由があるかどうかを識別するための追加的な手順を踏む⁸⁸。しかし、「AcSB の方針は IASB が公表したとおりの IFRS を採用し修正はしないというものであるため、IASB が公表した後に最終の IFRS を承認しないというのは重大な決定となる⁸⁹。このアプローチの基礎にあるのは、IFRS の開発への積極的な貢献の強固なプロセスであり、これには、自身の諮問委員会の創設、関係者の IASB の協議への参加の促進、IASB へのカナダのコメントレターをレビューしてカナダの関係者の懸念が適切に扱われているかどうかを判断することなどが含まれる。ワーキング・グループが、カナダでの IFRS の適用に関する論点の検討について AcSB を支援し、IASB 又は IFRS 解釈指針委員会に照会すべき論点について提案する。

IFRS の採用に際して、カナダの当局は、「投資会社」と呼ばれる種類の企業についての例外を設け、業種特有の要求事項の維持を選好した。要求事項の一部は、一時的となるように設計され、関連する IASB のプロジェクトの結果を待つこととされた。2012 年 7 月に、IASB は投資企業に

⁸⁴ http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/ias/com-2008-0215_en.pdf

⁸⁵ IASB にはポートフォリオ・ヘッジに関するプロジェクトがあり、成功すれば、EU がこの不一致を解消できるようになる可能性がある。

⁸⁶ 欧州委員会は、いくつかの基準の EU での強制発効日を延期している（直近では IFRS 第 10 号から第 12 号）が、企業がこれらを早期適用することは認めている。

⁸⁷ CICA ハンドブック——会計、第 1 部「国際財務報告基準の採用、背景情報及び結論の根拠」

⁸⁸ AcSB デュー・プロセス第 26 項

⁸⁹ <http://www.frascanada.ca/accounting-standards-board/what-we-do/du-process/index.aspx>

関する基準の確定への投票を行った⁹⁰。

一部の法域では、基準設定の責任は会計基準設定主体に委任されているが、政府が最終的な権限を保持している。韓国では、韓国会計基準審議会（KASB）が基準を翻訳し評価しているが、政府からの確認を受けて初めて、基準を公表して法令に織り込むことができる。

他方、それぞれの新基準が関連する法律の修正を必要とする国もある。例えば、ノルウェーでは、EUではなくEEAの一部として、欧州委員会からの基準を採用している。上述のEUのエンドースメント手続の後に、法律に採用するための法的プロセスの追加的な層がある。基準は、ノルウェー会計法の準則により、ノルウェー法の一部として有効とならなければならない⁹¹。

ブラジルでは、会計基準委員会（CPC）が、会計基準を公表するプロセスにおけるすべての主要な関係者（作成者、監査人、利用者、アナリスト、学識者及び政府）で構成され、規制機関（例えば、証券委員会）がエンドースすべき技術的な意見書を公表するためのIFRSの検討に責任を負っている。CPCはIFRSの採用を公約しているので、その役割は、主としてIFRSをブラジルの規制の枠組みに組み込むプロセスを促進することである。

最後に、他の法域（南アフリカ、ボツワナ、エクアドル、グアテマラ、イスラエル、サモアなど）では、エンドースメントのプロセスはない。こうした法域では、単に、IASBが公表したIFRSを適用しなければならないという言及が法律にあるだけである。例えば、南アフリカでは、2008年会社法の第71条⁹²で、財務諸表は、会社の区分に応じて、IFRS又はIFRS for SMEsのいずれかに準拠しなければならないと述べている。IASBが公表したIFRSは上場会社については強制であり、他の公開会社及び「公益スコア」⁹³が350以上の他の営利企業にはIFRS for SME又はIFRSを使用する選択肢があるが、南アフリカは、公益スコアが350未満の他の会社のための選択肢としてSA GAAPを維持した。2003年に、南アフリカ公認会計士協会は、通牒を公表し、その中で「会計実務審議会は、将来において、IFRSの条文を南アフリカで修正なしに公表するという決定を行った。したがって、将来のGAAPの基準書は、関連するIFRSの正確な複製となる」⁹⁴。2011年にAPBに代えて財務報告基準評議会（FRSC）が設置されて以後、2012年5月に発表された

⁹⁰ 2012年5月に、IASBは料金規制事業に関するプロジェクトに優先順位を与える投票を行った。

⁹¹ ノルウェー会計基準審議会 <http://www.regnskapsstiftelsen.no/a9084301/english>

⁹² 2008年会社法の第71条の第29項(5)では次のように述べている。サブセクション(4)で検討する規則は、

(a) ……

(b) 公開会社のための財務報告基準の場合には、国際会計基準審議会又はその後継機関の国際財務報告基準に準拠していなければならない。

⁹³ 会社規則（2011）の第26条(2)で、平均従業員数や売上高などの要件に基づき、会社の公益スコアを算定するためのポイントの計算を定めている。

⁹⁴ SAICA Circular 5/2003: Alignment of the text of Statements of Generally Accepted Accounting Practice with that of International Financial Reporting Standards

決定で、SA GAAP は廃止されることとなり、2012 年 12 月 1 日以後開始する事業年度について適用を終了し、その日からは IFRS 又は IFRS for SMEs が適用可能な基準となるとされた⁹⁵。

SEC スタッフ報告書では、エンドースメント・アプローチを使用する場合には、米国は例外を設けるべきかどうかを検討する可能性があるとし唆していた⁹⁶。前述の事例は、大部分は、IASB が開発した IFRS が各法域での使用のためにエンドースされてきたことを示している。EU 及びカナダの例外措置は、範囲が比較的狭く、それぞれ比較的狭い範囲の活動にしか影響を与えていない。しかし、IFRS 財団は各法域がエンドースメントの仕組みを使用する能力と権利を有していることは尊重するが、例外措置は有用ではないと考えている。財務報告書の国際的な比較可能性を低下させ、国際的な基準の便益を損なうからである。したがって、例外措置の発動はできるだけ稀とすべきである。

移行のアプローチ

SEC スタッフ報告書では、初度適用については述べておらず、その点での望ましい経路についての明確な提言をしていない。しかし、報告書全体を通じて、段階的な組込みの代替案を分析し、いくつかのケースにおいて利点を強調しているが、どの種類の段階的なアプローチに従うべきかについて明確な見解は示していない。

- (a) コストに関し、スタッフは、IFRS の導入に必要なシステム及びプロセスのより「段階的な」開発を通じて節減が達成できるというコメント提出者のコメントを記載している。
- (b) 移行が安定的なプラットフォーム（すなわち、発行者が変更に対応できるような確実性と安定性の必要）に与える影響に関しては、スタッフは、エンドースメントのような「段階的に IFRS を US GAAP に組み込むアプローチは、この困難に対応すると考えると述べている⁹⁷。
- (c) 移行方法が発行者の訴訟偶発債務に与える可能性のある影響に関しては、スタッフは「段階的なアプローチ」が解決策を検討する機会を与えると述べている。⁹⁸

SEC スタッフ報告書は、SEC スタッフによるそれ以前（2011 年）の協議⁹⁹に対して、一部のコメント提出者が IFRS への段階的な移行を支持した旨も述べている。2011 年報告書では、通称「コンドースメント」と呼ばれる方法を検討していた。IFRS を一定の期間（例えば、5 年から 7 年）

⁹⁵ SA GAAP に関する会計実務審議会（APB）と財務報告基準評議会（FRSC）の共同発表、2012 年 5 月

⁹⁶ SEC スタッフ報告書、10 ページ。US GAAP と IFRS との間の差異の存在は、「スタッフがこうした差異を具体的に検討する必要性を示している。投資者や他の財務諸表利用者が重要な情報内容を失ったり得たりするのかわりかや、IFRS を組み込むとした場合の移行時の検討事項への影響を判断するためである」。

⁹⁷ SEC スタッフ報告書、108 ページ

⁹⁸ SEC スタッフ報告書、118 ページ

⁹⁹ 2011 年 5 月の SEC スタッフ報告書「考え得る組込みの方法の検討」

にわたって US GAAP に段階的に組み込むというものであった。

評議員会は、戦略レビューにおいて、最終的な長期的目標は IASB が開発した IFRS の国際的な採用であることを再確認した。そうは言っても、評議員会はさまざまな法域が IFRS の採用への道筋のさまざまな段階にあることを認識している。また、各法域が、IFRS への移行の準備ができる地点まで達するのに異なる経路を取ってきたことも認識している。

例えば、EU、オーストラリア、ニュージーランドは、一部で「ビッグバン」アプローチと呼ばれるものを採用した。IFRS に移行するという決定を下した後、これらの法域は、単純に期日を設定して、影響を受ける企業が移行に必要な作業を実施した。イングランド及びウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) は、EU の見解に関する報告書の証拠から、次のように指摘した¹⁰⁰。一時点での採用は、確実性、よく理解される達成期限、すべての参加者からの明確な焦点及び目的意識をもたらす。

カナダの経験も関連性のあるものであり、AcSB は IFRS 採用日までの移行期間を容易にするための IFRS 導入計画を採用した。他の法域は、より付加的なアプローチを採用した。国内の要求事項を論点ごとに IFRS に近づけるように変更してから、IFRS に全面的に移行する決定をするというものである。このコンバージェンス・アプローチは、報告の変更の期間が長くなるが、最終的なステップの規模は小さくなる。

米国の場合には、ノーウォーク合意と呼ばれる覚書により両審議会が共通の新基準の取り組む枠組みを設定している。両審議会は、株式に基づく報酬、企業結合及び公正価値測定に関するプロジェクトを成功のうちに完了させ、金融商品、収益及びリースに関して共同で作業している。他のプロジェクトは、IASB が US GAAP に合わせる (事業セグメントや借入コストなど) か、FASB が IFRS に合わせる (取得 R&D や公正価値オプションなど) のいずれかであった。IASB と FASB のコンバージェンスの取組みは、IFRS と US GAAP とを近づけるのに役立った。

世界中での IFRS の使用を研究する中で、我々は、基準ごとのアプローチに従って IFRS のアドプションに成功した法域の証拠を見出していない。このモデルを検討した法域 (英国など) は、最終的には、これは運用可能ではないという結論を下した。ICAEW は 2011 年に英国の経験について次のように指摘している。

「数年間にわたって多大な時間と労力を、個々の基準を IFRS に合わせるのに費やした後に、プロセスの完了が実務上可能でないことが明らかになった。市場は、複雑で長引く変更のプロセスよりも、単一によく理解できる変更の方がより適切に対応できる」¹⁰¹。

¹⁰⁰ ICAEW の、SEC スタッフ報告書「考え得る組込みの方法の検討」に対する 2011 年 7 月 26 日付の回答。
www.sec.ov/comments/4-600/4600-37.pdf で入手可能。

¹⁰¹ SEC スタッフ報告書「考え得る組込みの方法の検討」に対する ICAEW の回答：

我々は、基準ごとの組込みのアプローチは、米国企業にとってコストが高く分裂したものとなる可能性があり、それに見合った IFRS のアドプションの便益は達成されないと考えている。10 年間のコンバージェンスの経験は、独立した審議会が独立した結果を生み出す可能性が高いことを示している¹⁰²。生じ得る結果としては、IFRS への多数の大小の例外ができ、国際的な基準の単一のセットを採用する目的が損なわれることになるであろう。

このアプローチの採用は不利だとする実務上の理由もある。13 の IFRS、41 の IAS、20 の IFRIC、8 の SIC が基準のセットを構成している。長期間にわたって基準ごとの検討をしていると、米国の作成者にとって継続的な分裂状態の期間が生じ、作成者と利用者の双方に移行の疲労が生じるリスクや、多大な継続的コスト、従前の US GAAP と現行の IFRS のいずれとも比較が困難になるなどの問題が生じる可能性がある¹⁰³。IASB が公表した基準には、孤立して機能する単独の基準はほとんどないので、基準ごとの組込みの方法は、基準間の相互参照を扱い国内基準の既存の体系にそれを合わせる際に、数多くの課題が生じることになる。このペーパーのセクション 5 (人的資本の準備状況) で示すように、こうしたアプローチは、法域内の企業に対して、IFRS を導入するための知識と専門性の開発に資源を投入するインセンティブを与えるものとはならない。

任意の採用

SEC スタッフ報告書¹⁰⁴では、関係者の一部からの任意の採用への支持について述べている¹⁰⁵。この代替案は日本で使用されている。SEC の前委員 Kathleen Casey は任意の採用を支持し¹⁰⁶、次のように主張した。米国はすでに「2つの GAAP の世界」で運営されており、価値のある経験を移行期間中に学習することになり、投資者の理解を含めて、米国における IFRS への経験と能力を高めることが可能になるとの主張である。こうしたアプローチのもう一つの利点は、IFRS を採用する準備ができている会社（特に国際的に活動している会社）に採用を認めることにより、コストの節減となるということである。米国のコメント提出者は、投資者教育、監査の有効性、IFRS に基づく判断を行うことへの積極性、及び後続の採用企業の導入が促進されるとも指摘した¹⁰⁷。

国際的な経験に基づけば、これは特定の法域にとっては運用可能な段階的アプローチとなるかも

<http://www.sec.gov/comments/4-600/4600-37.pdf> で入手可能。

¹⁰² Hans Hoogervorst の講演、2011 年 11 月、www.ifrs.org

¹⁰³ Street (2012) の 17 ページでは、利用者が比較可能性の必要を強調していること、及び単一期日のアプローチに大手の発行企業の支持があることを明らかにしている。

¹⁰⁴ 108 ページ参照。また、2011 年 5 月の SEC スタッフ報告書「考え得る組込みの方法の検討」へのコメント要約 (2012 年 4 月 26 日付) の 36-39 ページも参照。

¹⁰⁵ 任意の採用への支持のより詳細な表現については、Street (2012) の 18-20 ページも参照。

¹⁰⁶ 企業総務担当役員及びガバナンス専門家協会の第 65 回年次会議 (2011 年 6 月 29 日) での基調講演。
<http://www.sec.gov/news/speech/2011/spch062411klc.htm> で入手可能。

¹⁰⁷ SEC スタッフ報告書「考え得る組込みの方法の検討」へのコメント要約 (2012 年 4 月 26 日付) の 38 ページ

しれない。これが提起する課題は、会計基準の2つのセット（日本の場合は3つ）の共存が生じ、利用者が財務諸表の分析の際に比較可能性を実現する能力に影響を与える可能性があるということである。しかし、比較可能性の低下の問題は、任意の採用を重要な国際的活動をしている会社という部分集合に限定して、国内での比較可能性の低下を国際的な比較可能性の増大で相殺することにより、緩和できる可能性がある。

しかし、IFRSの移行の具体的な日程の計画がない任意の採用は、国内GAAPの将来と当該法域の国際的な会計基準への約束に関する継続的な不確実性を生じる可能性がある。任意の採用をIFRSへの移行を行うための取決めとして考えるのは有用であるが、それ自体を長期的な戦略と見るべきではない。

段階的な採用

もう一つの暫定的な代替案は、当初は、国際的に活動している会社という部分集合についてのみIFRSを強制とすることであろう。米国の国内市場で主に活動している会社は、それよりも長い期間にわたりUS GAAPを維持することになる。この代替案は、比較可能性の問題が少なくなる。国際的に活動している会社はすべてIFRSで報告をすることになるからである。ここでも、国内での比較可能性の喪失は国際的な比較可能性の獲得により補われるであろう。

5. IFRS への移行におけるその他の課題

このセクションでは、我々は SEC スタッフ報告書が識別した IFRS の採用プロセスにおける他の主要な実務上の課題のいくつかを取り上げる。IFRS の採用は、すべての市場参加者の努力と資源を必要とする重要な改変であり、巨大で複雑な米国の国内市場に広範な影響を与えるものとなる。

ここでも、SEC スタッフが挙げた課題の大半は米国に特有のものではない。このプロセスを経験した国々は、同様又は同一の課題を報告していることが多い。多くの法域がこうした課題への対処に成功しており、それぞれの市場が現在は移行の便益を活用できている。

規制環境

SEC スタッフ報告書では、IFRS の採用が米国の規制環境にどの程度の影響を与えるのかを分析していた。

業界規制機関への影響

報告書で示された主要な懸念の一つ¹⁰⁸は、SEC 以外の規制機関が US GAAP に従って提供される規制対象企業の財務報告に依存していることである（例えば、金融規制機関）。IFRS への移行により、規制機関が基準設定プロセスを通じて意見や懸念を国際機関に伝える能力が、現在の FASB の能力に比べて限定されるおそれがある。一部の規制機関は、業種特有の基準がなくなると自分たちの規制の体制が損なわれると指摘した。

IFRS への移行はどれも各法域の規制環境に影響を与え、以下の事例が示しているように、影響を受けたさまざまな規制機関にとっての課題となった。

中南米最大の経済大国である **ブラジル** は、2010 年をブラジルの証券取引所の全上場会社及び金融機関が IFRS に移行しなければならない最初の年度として設定した。この移行プロセスには、規制環境への重大な変更が必要となり、その一部は世界銀行の ROSC 報告書が IFRS への移行の必要な準備のステップとして提言していたものである¹⁰⁹。これには、特に、すべての一般目的の企業財務諸表のための基準書等を公表する独立した会計基準設定主体の設置により基準設定プロセスを合理化することの必要性が含まれていた。この改革は多くの規制当局に影響を与えた。変更前は、多くの規制機関（証券市場、銀行、保険及び会計専門家の 2 団体）が会計基準の開発及び公表に力を注いでいた。2005 年に、国内基準設定主体（会計基準委員会（CPC））が会計基準の公表の任務を与えられた¹¹⁰。

EU では、2000 年 3 月に欧州理事会が、完全に統合された欧州市場の一環として 2005 年までに

¹⁰⁸ SEC スタッフ報告書、83 ページ

¹⁰⁹ http://www.worldbank.org/ifa/rosc_aa_bra.pdf

¹¹⁰ <http://www.cpc.org/br/pdf/Mou.pdf>

財務報告を比較可能にする決定をした。これを実行に移す法令が、2002年7月に通過し¹¹¹、EUの上場会社が連結財務諸表を2005年からIFRSに従って作成することを求めた。この移行は欧州中の規制機関に影響を与えた。2000年に、欧州委員会は規制環境への影響及び課題を明らかにした出版物を公表した。この出版物は、EUの証券市場規制機関に、重要な課題である執行の問題に積極的に関与することを要請した。これを認識して、2002年規則の前文に、欧州委員会が欧州証券監督者委員会（CESR）と協力して執行の共通のアプローチを開発する意図が記述された。前述のEUの導入報告書には、証券規制機関がEUでのIFRSの適用に関する執行活動を準備する際に適用したプロセスの分析が記載され、これには執行の共通のアプローチを開発するためのCESR¹¹²による作業が含まれている。

オーストラリアでは、2002年に、EUの日程に合わせて、2005年からIFRSを採用するという決定が行われた。オーストラリア会計基準審議会（AASB）は、当初はオーストラリア特有の多数の開示要求を含めていた。しかし、IFRSの採用に関する混乱を避け、追加的な開示の負担を取り除くため、AASBはその後、こうした開示要求の大半を削除した。オーストラリア証券投資委員会（ASIC）はこの決定を支持した。オーストラリアでのIFRSの採用についての規制機関の意見は、Ernst and Youngの'*IFRS Outlook*'（2011年1・2月号）に示されている。Doug Niven（ASICの会計士及び監査人の利害関係者チームのシニア・エグゼクティブ・リーダー）が'*IFRS Outlook*'とのインタビューで意見を明らかにしている。

「私は、目的はおおむね達成され、オーストラリアにおけるIFRSの採用は成功だったと確信している。オーストラリアの財務報告への信頼を高めることにより、オーストラリア企業のための公平な競争の場を作り出した。」

カナダでは、AcSBが規制当局（主としてカナダ証券管理局及び金融機関監督局）と協力してIFRSの初度適用を促進した。2012年の年次報告書で、AcSBはカナダで直面した課題を明らかにしたが、進展状況が「IFRSをカナダGAAPとして採用するというAcSBの当初の戦略的決定の有効性を証明し続けてきた」と評価した。カナダは、2つの主要な業界で特有の会計基準又はガイドラインが欠けていることに対処した。

- (a) 適格な料金規制事業を有する企業について、AcSBはIFRSへの強制的な切り換えを延期することを決定した（現在は2013年まで延期されている）。
- (b) 投資会社及び生命保険会社の分離勘定について、AcSBは切り換えを2014年まで延期する選択肢を与えることを決定した（関連するIASBのプロジェクトの時期によるもの）。

米国の産業規制当局が表明した、彼らの意見を基準設定プロセスの中でIASBが聞いて検討して

¹¹¹ Regulation 1606/2002

¹¹² 現在は、欧州証券市場監督局（ESMA）がこれに取って代わっている。

くれるのかどうかに関する懸念は理解できるが、前述の例が示すとおり、米国に特有のものではない。IASB は、例えば、金融規制当局が機能の一部を財務報告に依拠していることを承知している。金融規制当局を支援するため、IASB はこうした当局との拡大した対話を、特に中小企業連盟 (FSB) と国際決済銀行を通じて、維持している¹¹³。世界中の他の関連する規制当局は、IASB にアクセスでき、また、基準設定プロセスを通じて直接、あるいは国内の基準設定主体及び他の規制機関 (定期的に IASB のプロジェクトにコメントする際に地域又は法域の代表となる者) を通じて間接的に、意見を表明することができる。

国内の財務報告の要求事項への参照

SEC スタッフ報告書は、米国の規制上の文書が US GAAP に大きく依拠しているという懸念を提起していた。これは IFRS の直接の組み込みに対する課題となる¹¹⁴。

多くの法域では、国内の財務報告の要求事項への参照を規制に組み込んでおり、多くの契約がこれらの要求事項を参照している。それぞれの参照を IFRS に変更するのは、複雑でコストが掛かる可能性がある。その結果、一部の法域では、国内の要求事項への参照を残すことを選好し、IFRS の採用をもたらすエンドースメントの仕組みを使用している。

ニュージーランドとオーストラリアは、IFRS を早期に採用しているが、国内の要求事項への参照を残している。ニュージーランドは「適用すべき財務報告の基準」の法定の定義を維持し、オーストラリアは「オーストラリア会計基準」の用語を残した。いずれの定義も、また両国の関連する法令のどの部分も、IFRS を参照していない。それぞれの場合において、財務報告の要求事項の承認を担当する機関が、IFRS がそれぞれ「適用すべき財務報告の基準」及び「オーストラリア会計基準」であると指定してきた。

財務報告書を表示する際、両国の企業は IFRS とともに国内の要求事項を参照している。

このアプローチは、カナダや韓国など他の国々も採用している。このアプローチは、企業が IASB の公表した IFRS に準拠しているという保証を与えつつ、国内の参照を維持している。これは依然として米国 (US GAAP という用語が法令の各所で広く使用されている) などの国々が利用できる選択肢である。

税制に対する影響

SEC スタッフ報告書は、連邦税及び州税の規則に生じ得る影響に関する懸念を提起した。例えば、会社が LIFO を使用する能力への影響及びそれが課税所得に与える影響である¹¹⁵。SEC スタッフ

¹¹³ IASB 及び IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブック案からの抜粋

¹¹⁴ SEC スタッフ報告書、91 ページ

¹¹⁵ SEC スタッフ報告書、94 ページ

の見解では、LIFO の差異は「依然として IFRS の組込みについてのスタッフの全体的な検討の一つの要素である」。

他の国々での経験が示すところでは、税務と会計のルールが別々にあることが多いが、特定の財務報告の要求事項を使用する税務当局の例がある。例えば、**ニュージーランド**では、リース及び研究開発活動の税務上の取扱いが、財務報告の要求事項と結び付けられている。

韓国では、IFRS と税務会計との相違が企業の税務調整の負担を増大させるとの懸念が示された。

「したがって、政府は、IFRS の適用と税務会計の適用との間で税負担の相違が少ししかない場合には、税務調整の負担を軽減するために IFRS ベースの会計処理の適用を企業に認めるべきだという方針を示し、それに従って税法を修正した。例えば、IFRS は機能通貨の概念を採用している¹¹⁶が、税法はこうした概念を認知しておらず、韓国ウォンへの税務調整の必要が生じていた。政府はそれに従って機能通貨を認知するよう税法を修正した。」¹¹⁷

EU の税務ルールは変更されておらず、IFRS ベースの会計を税務目的で採用するかどうか、及びその場合にどの程度まで行うのかに関する決定は、それぞれの加盟国の個々の税務当局に委ねられている。欧州における IFRS の導入のレビューは、税務と財務報告との結び付きにより、非常に厳しい困難が生じたと指摘した。各国はこれをさまざまな方法で処理してきた。ドイツでは、税務の要求事項が個別財務諸表と結び付けられており、そうした個別財務諸表には IFRS を適用しないという決定が行われた。イタリアでは、税務と財務報告の要求事項が絡み合っている。イタリアの当局は、報告の要求事項への例外を税務目的で設けることができる。英国では、税法で、財務諸表（IFRS で作成する場合であれ英国 GAAP で作成する場合であれ）を税務計算の出発点として使用すると規定しており、英国政府はこの方針を維持しているが、これにより英国の税務ルールにいくつかの結果的な、時には複雑な修正が生じている（特に、金融商品に関して）。

オーストラリアでは、オーストラリアの税務当局は、税務法規と運営ルールの一体的なセットが、オーストラリアの納税者が IFRS の全面採用をできるようにするのに必要となることを認識した。税務当局は、オーストラリア財務省、AASB、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）及びその他の IFRS の導入に関連する組織と緊密に協力して、税務に対する IFRS の影響を調査するための国税リエゾン・グループ（NTLG）の IFRS 小委員会を設置した。

しかし、**ブラジル**では、IFRS の導入により税務ルールが会計基準から分離される結果となった。IFRS の全面採用の前は、一般目的の財務諸表は税務に偏っていた¹¹⁸。税務ルールを一般目的財

¹¹⁶ 機能通貨とは、企業が事業を行う主たる経済環境で使用される主要な通貨を指す。機能通貨を使用すれば、財務諸表を韓国ウォン以外の通貨で作成することが可能になる。

¹¹⁷ 韓国政府の「韓国における IFRS の採用及び適用、並びに学んだ教訓」に関する報告書案より

¹¹⁸ 一例としては、一般目的財務諸表における減価償却費があった。減価償却費は、広範囲の有形固定資産項目について法律で決定された税務上の率に基づいていた。税務目的の減価償却率は、基礎となる資産の経済的耐用年

務諸表から解放することは、IFRSの全面採用を可能にした重要な政策決定であった。一方で、政府の課税政策の自主性が維持されている。これは税務当局からIFRS採用への支持を得るために必須であった。他方、一般目的財務諸表を税務のルール及び影響から解放することにより、資本市場の参加者にとっての財務情報の有用性が向上した。

いくつかの法域では、税務と財務報告とを結び付けること（又は切り離すこと）の経済的帰結が重大なものとなり得る。米国では、LIFO連合の見積りによると、米国において税務と財務報告の要求事項の結び付きを解消せずにIFRSを採用すると、影響を受ける企業に600億から700億米ドルのコストが生じる¹¹⁹。LIFO連合は、LIFOの使用は基本的に税務上の事項であると認識し、財務報告目的の方法としての正当化は避けている。LIFO連合は、財務報告の要求事項の変更が税務目的のLIFO棚卸方式を廃止すべきかどうかに関する決定に影響を与えるべきではないと主張している。また、米国財務省がLIFO棚卸方式の継続使用を認める広範な裁量権を有していると指摘している。したがって、他の法域と同様、米国には、投資者のための財務報告に関する決定を税務上の帰結から遮断できるようにする能力がある。

投資者の理解と教育

SECスタッフ報告書は、投資者は「米国が高品質の国際的に認められる会計基準の単一セットに移行するという考えをおおむね支持した」と述べている¹²⁰。しかし、SECスタッフ報告書はそうした支持は条件付であるとも述べている。主要な懸念の一つは、投資者がUS GAAPからIFRSへの移行の準備がどれだけできているのかに関するものである。例えば、

- (a) 投資者は、US GAAPとIFRSとの間の差異について、報告される新しい財務情報を理解するのに十分なほど知っているのか。
- (b) 知らない場合、新しい情報に習熟するのにどのくらいの期間を要するのか。
- (c) 投資者がどのように教育を受けるのか。

より広い投資者のコミュニティーからの会計基準設定への積極的な参加がないことは、IASB等が対応しようとしている全世界的な問題である。このセクションでは、IASBが世界中の投資者（米国内を含めて）を教育するために行ってきた活動を説明する。

会計上の事項に関する投資者及びアナリストの教育

SECスタッフ報告書は、次のように述べている。

数（すなわち、IFRSに定められた企業固有の見積り）とは大きく異なる可能性がある。

¹¹⁹ LIFO連合は、米国の圧力団体で、税務目的でのLIFOを維持することを目的としている。

¹²⁰ SECスタッフ報告書、72ページ

- (a) 専門的な機関投資家は一般的に、米国における IFRS の継続的な検討を承知している。
- (b) 投資者はすでに IFRS に習熟しており、米国又は他の場所で登録されている外国発行企業からの IFRS に従って作成された財務諸表を積極的に使用している。
- (c) こうした投資者の大半は、投資者の準備状況を IFRS の組込みへの主要な障害とは見ていない¹²¹。こうした大口の投資者の多くは、すでに IASB と直接に又は前述の諮問団体のいずれかを通じて接触がある。

範囲の反対側では、SEC スタッフ報告書は、一部の小規模の投資者、個人投資者、又は米国の国内以上の方に重点を置いている投資者や、個人投資者は、IFRS にそれほど習熟しておらず、SEC が IFRS をどのように扱うのか明確になるまでこのグループが IFRS についての能力開発に注力することに消極的なのは理解できるとしている。

我々の考えでは、SEC が IFRS の扱いをどのように進めるのかを決定すれば、十分な時間的余裕と投資者教育プログラムとの組合せが、こうした重要な投資者グループにおける IFRS への移行の負担を軽減するのに役立つであろう。他の法域の経験が示すところでは¹²²、IFRS に関する決定がいったん行われれば、国内の投資者であっても、移行を支援するための十分な時間と資源がある。

さらに、我々はこの取組みにおいて我々が果たさなければならない役割を認識している。

IASB の投資者リエゾン・プログラム

2009 年に、IASB は、次のことを行うために、自身の専任のリソースとの投資者リエゾン・プログラムを設置した。

- (a) IASB が報告上の要求事項及び優先事項についての投資者の意見について十分に情報を得ることを確保する。
- (b) 投資者のコミュニティーに IASB の作業について知らせる。
- (c) 基準設定プロセスにおいて投資者を代表する。(IASB には現在、投資コミュニティーからの 3 名のメンバーがおり、解釈指針委員会のメンバーのうち少なくとも 1 名は投資コミュニティーを代表していることも、付け加えておくべきであろう。)

投資者リエゾン・プログラムは、IASB の投資者コミュニティーとの関係の強化にも重点を置いている。例えば、

¹²¹ SEC スタッフ報告書、76 ページ

¹²² 2012 年 8 月に IASB スタッフが実施した、オーストラリア、ブラジル、カナダ、欧州、香港、韓国での投資者及びアナリストへの非公式なアンケート調査の結果に基づいている。

- (a) **資本市場諮問委員会 (CMAC)** : CMAC は、IASB の代表者と年 3 回ロンドンで会合し、8 か国からの投資者コミュニティの 15 名のメンバーで構成されている諮問機関である。CMAC の目的は、IASB に世界中の財務諸表利用者からの定期的な意見を提供し、IASB が意図した提案の実務上の影響について IASB に助言を与えることである。
- (b) **IFRS 諮問会議の投資者代表** : IASB は、諮問会議の投資者代表と年 3 回ロンドンで会合している。そこで、諮問会議のメンバーは、IASB の投資者接触戦略の特定の局面 (例えば、IASB が投資者との接触を改善できる方法や投資者ネットワークの構築方法) についてのフィードバックを提供する。また、諮問会議は、アジェンダ協議 2011 について投資者からどのようにインプットを得るのが最善なのかなど、具体的なトピックに関するインプットも提供する。
- (c) **各国基準設定主体及びその利用者グループ** : いくつかの国内基準設定主体には、定期的に会合する利用者グループがあり、IASB スタッフが招待されて、投資者及びアナリストの見解が必要なトピックについて説明することが多い。利用者グループの例として、カナダの会計基準審議会の利用者諮問会議 (UAC)、FASB の投資者専門諮問委員会 (ITAC)、EFRAG の利用者パネルなどがある。
- (d) **他の関係** : IASB は世界中のさまざまな投資者代表団体との関係を有している、例えば、
- (i) 我々は **CFA 協会の企業開示方針評議会 (CDPC)** と定期的な会合があり、そこでは、世界中での財務報告及び開示の質に影響を与える論点を扱っている。
 - (ii) 我々は **企業報告利用者フォーラム (CRUF)** との会合で、会計上の論点を議論し、プロジェクトに関するインプットを得ている。
 - (iii) 我々は欧州財務アナリスト協会連盟 (EFFAS) の財務会計委員会のメンバーと会合しており、他の EFFAS 会員とともに、必要に応じてプロジェクト・チームにインプットを提供している。
 - (iv) 我々は日本証券アナリスト協会 (SAAJ) の企業会計委員会 (CAC) のメンバーと会合しており、他の SAAJ 会員とともに、必要に応じてプロジェクト・チームにインプットを提供している。
 - (v) 我々は多くの投資者やアナリストとの関係も有しており、彼らは個人的立場で我々の活動に関して意見を提供している。

投資者コミュニティからのインプットは、会計基準設定に不可欠のものであるが、入手しにくいことが多い。世界中の投資者及びアナリストが有している会計知識のレベルには、大きな幅がある。多くの場合、専門的知識の不足を自覚していると、専門的な会計上の論点に関して基準設定主体に発言するのを遠慮する結果となる可能性がある。現実には、財務情報を分析していて、

多くの場合には大学での又は CFA プログラムなどによる職業的試験を通じての会計のコースを取っているような、非常に有能な財務専門家については、決してそのようなことはないことが多い。自分は会計をあまり知らないという人々の多くは、実際には財務諸表の継続的なレビューにより非常に知識がある。

小規模発行企業と大規模発行企業

SEC スタッフは、IFRS の組込みが小規模発行企業に対して与える影響が大規模発行企業とどの程度異なるのか¹²³、並びに変更の範囲、変更の詳細計画、変更を行うのに必要な時間の見積りを分析した。具体的には、スタッフは次のことを判断しようとした。

- (a) そうした組込みの影響が、発行企業の規模によりどのように変わるのか
- (b) 小規模発行企業に対する過大な影響に関する懸念の軽減のために考え得るアプローチ

ほとんどの法域では、証券が公開の資本市場で取引されていない会社（未公開会社）についての財務報告の枠組みが、証券が公開の資本市場で取引されている会社（公開会社）について要求されている枠組みとは異なっている。実際、かなり多くの法域では未公開会社に適用される複数の枠組みがあり、かなり多く（米国を含む）が、未公開会社の全部又は大半について財務報告の義務を課していない。

しかし、国内で公開取引されている会社について規模に基づいて 2 つの異なる財務報告の枠組み（一方は大規模会社用、他方は小規模会社用）を採用している法域を我々は知らない。IASB が取っている見解は、IFRS for SME の結論の根拠の BC58 項で説明しているように、「規模に関係なく、証券が公開市場で取引されている企業は完全版 IFRS に従うべきである」というものである。このアプローチは、大規模であれ小規模であれ、公開市場で取引されているすべての会社に等しく適用される一般的な証券法と違いがない。

SEC スタッフ報告書では、小規模の公開会社は一般的に、IFRS への移行などの非日常的なプロジェクトに割ける内部的な資源が少ないため、相対的には小規模発行企業への負担の方が重くなる可能性があるとして主張している。しかし、US GAAP から IFRS への切り替えが、大規模な公開会社に比べて小規模な公開会社に過大なコスト又は負担を課することになるかどうかは、以下を含む広範囲の要因に左右されるであろう。

- (a) 小規模公開会社が行う取引の複雑性の程度
- (b) US GAAP と IFRS との間に残っている差異の内容、及び当該差異が特定の会社に影響を与える程度

¹²³ SEC スタッフ報告書、99 ページ

(c) 会社が US GAAP に従って行った会計方針の選択

(d) 会社が IFRS に従って行う会計方針の選択

我々は、小規模公開会社について「前進ベースでの IFRS の適用（すなわち、単なる移行ではない）のコストは禁止的に高い」¹²⁴というコメントを疑問視している。このコメント提出者は、「IFRSの方が公正価値の使用を求める要求事項の範囲が広い」という意見であった。IFRS が公正価値を要求しているが US GAAP で要求していない主要な領域は農業であり、この場合でも、IAS 第 41 号は、企業が生物資産及び農産物を信頼性をもって測定できない場合には、原価測定に復帰する。

さらに、IFRS は、約 120 の法域で、大小問わずすべての公開会社に要求されている。それらの法域の多くでは、最大の会社の規模は、米国の公開会社の規模の尺度であれば最下層であろう。実際に、多くの IFRS 採用国では従業員数が 500 名超の公開会社は少ししかない。それでも、それらの法域では IFRS を継続的に適用するコストが禁止的に高いとは考えていない。もし本当にコストが高ければ、それらの法域は何らかの他の財務報告の枠組みを採用していたであろう。

これは、EU における IFRS への移行の結果に関する報告書で例証されている。[強調追加]

「小規模公開会社の経験は、例えば、資源の制約や IFRS の経験の不足により、大規模会社と非常に異なる場合が多かった。それでも、問題点が識別されているという証拠はほとんどない。」¹²⁵

人的資本の準備状況

SEC スタッフ報告書では、大手の米国の国際会計事務所や、IFRS 採用国で報告をしている（又はその過程にある）外国企業のある多国籍企業は、IFRS について広範な理解を有していると述べている。

しかし、報告書では次の点に関する懸念を挙げている。米国が IFRS に移行する場合の人的資本の準備状況及び監査人の能力並びに能力のある監査人の利用可能性及びコストへの影響である。こうした懸念は、主として、国際的に活動していない米国国内の作成者や中小規模の監査事務所に関するものであるように見える。

以下の考慮は、IFRS 採用の場合の IFRS 人的資本に関する懸念に対処する際に当てはまる。

「第一に、大手の米国の国際会計事務所及び多国籍企業には、かなりの IFRS 人的資本がある¹²⁶。さらに、米国の多くの他の利害関係者が IFRS についての理解を有していると想定するのが合理

¹²⁴ 2011 年 5 月のスタッフペーパーに対する Zions のコメントレター参照。SEC IFRS 円卓会議速記録 (Rowland 及び Greene のコメント) 参照。

¹²⁵ http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/studies/2007-eu_implementation_of_ifrs_summary.pdf

¹²⁶ SEC スタッフ報告書、122 ページ

的と思われる。その主な理由は、IFRS で報告している外国企業集団に多数の米国子会社があり¹²⁷、外国登録企業は 2009 年以降、米国で IFRS を US GAAP への調整表なしに使用して資金調達をしているので、米国の投資者はますます国際的に投資をしているからである¹²⁸。

第二に、多くの他の先進国（例えば、EU 及びカナダ）では、IFRS を許容可能なコストで採用するための人的能力の開発に成功している¹²⁹。SEC が国内での IFRS の採用について明確な日付を設定したならば、米国の会計専門家が IFRS の採用に必要な人的資本を提供するであろうという確信が我々にはある。

さらに、IFRS と US GAAP との間の差異は、IFRS を採用した多くの法域の従前の GAAP に比べると相対的に小さい。IFRS と US GAAP は、同じ目的を有し、共有した概念に基づいて組み立てられており、主に FASB と IASB の覚書の結果として大幅にコンバージェンスした要求事項を共有している。また、すでに IFRS を採用した国々（例えば、カナダ）の人的資本を米国に吸引できる可能性がある。IFRS を使用している法域から会計専門家を移植できることは、外国で働いている会計専門家が增大していることで証明されている¹³⁰。

さらに、IFRS 財団の教育イニシアティブは、関連する米国の機関と協力して、米国での IFRS の知識とスキルの増進を支援する用意がある。教育イニシアティブはすでに次のことを行ってきた。

- (a) 米国公認会計士協会（AICPA）と共同で、2 回の複数日の IFRS コンファレンスを準備した（2009 年にニューヨーク、2011 年にボストン）
- (b) 2009 年以降毎年、アメリカ会計学会（AAA）で半日のワークショップに協力している。IFRS を教育する（又はその計画のある）人々が、学生が原則ベースの会計基準の適用に必要な判断及び見積りを行う能力の開発に焦点を当てるのを支援するものである。

¹²⁷ 米国商工会議所は次のように報告している。「米国人は米国の国外投資から重要な利益を得ている。輸出に加えて、米国企業は海外投資により外国市場の顧客にアクセスでき、海外に関係会社を創設し、その過程で多国籍となる。これらの海外関係会社の売上高は 2009 年に 5 兆米ドル近くに達した。米国の多国籍企業の合計売上高の 3 分の 1 以上となる金額である。米国の大企業の多くは、収益の半分以上をこのようにして稼得している。（下記参照。2012 年 9 月 17 日にダウンロード。

<http://www.uschamber.com/international/agenda/secure-us-investment-overseas>)

¹²⁸ 例えば、James K. Jackson, Congressional Research Service report *U.S. Direct Investment Abroad: Trends and Current Issues* は次のように結論を下している。「米国の海外への直接投資は、1990 年代半ば以降急激に増大してきた」（2011 年 2 月）（<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/RS21118.pdf> 参照）

¹²⁹ 例えば、2010 年 8 月の *IFRS Transition Support Strategy* の更新で、CICA は次のように報告している。「強固な国家的に調整された戦略を開発し実施することにより、我々は会員に、移行を成功させるのに必要となる情報、訓練、及び実務支援ツールを提供してきた。」

¹³⁰ 英国 FRC (2012) *Key Facts and Trends in the Accountancy Profession* の報告では、2011 年に英国及びアイルランドの会計専門家団体の会員の 28.8% が英国及びアイルランド共和国の外から来ている

（<http://www.frc.org.uk/getattachment/395dede0-38d4-40d6-93a5-9545fd47d177/Key-Facts-and-Trends-2012.aspx> 参照）。同様に、2012 年 8 月に、SAICA の会員の 20.8% が南アフリカに居住していない

（<http://saica.co.za/Portals/o/Members/documents/LocaAbs2012.pdf> 参照）。

米国企業が保有している社内の資源に加えて、SEC スタッフ報告書は、大手の会計事務所、専門家団体及び他の技術的ガイダンスの提供者が公開している広範な IFRS 資源に言及している。教育イニシアティブが作成した IFRS 出版物には次のようなものがある。

- (a) *Briefing for Chief Executives, Audit Committees and Boards of Directors.* このテキストは、専門的でない用語で、各 IFRS の主要な原則、基準の適用時に必要となることの多い判断及び見積り並びに IFRS を最初に採用する際の主要な考慮事項を示している。
- (b) *A Guide through IFRS.* 相互参照により読者を基準間で案内し、関連する要求事項とそれに付属する設例、適用ガイダンス及び結論に至る際の IASB の主要な考慮事項（すなわち、結論の根拠）との関連を示すことにより、読者の理解を容易にしている。さらに、脚注で、解釈指針委員会が検討したが棄却した技術的論点を要約している。
- (c) IFRS 及び IFRS for SMEs の教育及び訓練を行う人々を支援するための広範な教材が、IASB のウェブサイトから多くの言語で無料でダウンロードできる。

(<http://www.ifrs.org/Use+around+the+world/Education/Education.htm> 参照)

ある法域が IFRS の採用を検討している場合に、採用の決定により影響を受ける多くの企業は、採用に関する論点を意識した後は¹³¹、IFRS の採用が要求される（又は許容される）ことが明らかになるまで、IFRS 採用の準備に多大な資源を投資することに消極的となるのは理解できるところである。言い換えると、企業は通常、IFRS が組み込まれるという確認を待ってから、IFRS の知識の開発に資源を投入する。それまでは、現時点で利用可能で、仮に最終的に必要となった場合に IFRS のトレーニングを補足又は提供できる第三者のトレーニング資源を識別することに専念する傾向がある¹³²。いったん国内での IFRS の採用の確定した日付が設定されると、影響を受ける人々は、会計専門家の支援を受けて、IFRS を導入するための知識と専門性を開発する動機が与えられる。例えば、カナダでの IFRS の採用についての確定した日付の発表を受けて、カナダの勅許会計士協会（CA）は、包括的な 3 方向（意識付け、教育訓練、適用）の IFRS 移行支援戦略の着手に成功し、カナダの財務報告コミュニティーが意識付けから IFRS 適用のための技術的な知識と専門性に移行するのを可能にした¹³³。

教育イニシアティブは現在、最新の「旗艦」プロジェクトに焦点を当てている。IFRS を教育する（又はその計画のある）人々が、原則ベースの会計基準を適用するのに必要な判断及び見積りを

¹³¹ 例えば、カナダ勅許会計士協会の IFRS 移行支援（2010 年 8 月への更新）は、IFRS の採用についての「確定した日付」の発表に先立って、主として「主要な利害関係者グループの間での IFRS への意識を構築すること」に焦点を当てている。

¹³² 例えば、SEC スタッフ報告書、123 ページ

¹³³ カナダ勅許会計士協会 IFRS 移行支援（2010 年 8 月への更新）、1-6 ページ参照。

行うための学生の能力の開発に焦点を当てることを支援するものである¹³⁴。このプロジェクトは、カナダでの IFRS の採用に先立って IFRS の専門知識を支援する際の教育イニシアティブの参画により開発されたものである¹³⁵。一連の地域的なワークショップ（時には他のもの（例えば、IAAER）と共同で開催され、AAA 及び欧州会計学会（EAA）の年次総会などの指導的な学会の 2012 年の会議などで行われている）では、その教材を効果的な用途で教師を訓練するのに使用している¹³⁶。新しい教材（受講者用ノート、チュートリアル、包括的なケーススタディを含む）の第 1 回分は、CPA/CA ストリーム学生の資格取得に向けての進捗において 3 段階で資産の会計処理を教えることに焦点を当てている。

SEC スタッフの所見では、

「スタッフが接触したか又はスタッフに直接コメントした投資者の大多数は、IFRS にそれほど習熟していない」。また、

「こうした投資者は、次のようになるまでは IFRS のより適切な理解の形成に多大な資源を割くことに消極的なようであり、それは理解できる場所である。(1) 米国が IFRS を組み込むかどうか、またその場合、どのように組み込むのが明確になる...」¹³⁷。

こうした所見に対応して、教育イニシアティブ及び投資者リエゾンのスタッフは、投資者教育に特に焦点を当てたいいくつかの IFRS 教育活動の提供を提案することを計画している。これらの活動は 2013 年に開始の予定であり、次のようなものがある。

- (a) *IFRS Briefing for the Investor Community*（投資者ブリーフィング）の作成。スタッフの構想では、投資者ブリーフィングは、投資者のコミュニティーの言葉で、各基準の主要な特徴（当該特徴が IFRS 財務諸表に与える影響を含む）の要約を提供する。また、IFRS に準拠した財務諸表の作成者が行う重要な判断及び見積りの要約も記載する。
- (b) 投資者に焦点を当てた IFRS 教育ウェブキャストの開催及び毎年開催される地域的な IFRS コンファレンスに先立っての専門分科会の開催。こうした専門分科会での発表は、投資者コミュニティー出身の IASB メンバー、指導的な IFRS アナリスト及び投資者が行う。このセッションでは投資者コミュニティーの関心がある IFRS の話題を扱う。

¹³⁴ IFRS の要求事項が原則ベースであるのは、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」に示された概念に整合的な場合のみである（Wells M, “Framework-based Approach to Teaching Principle-based Accounting Standards”, *Accounting Education on international journal*, August 2011, p.304 参照）。

¹³⁵ Chartered Accounts of Canada and University of Toronto, *Leveraging Change – The New Pillars of Accounting Education* (edited by Irene M. Wiecek, FCA and Gordon Beal, CA, M.Ed) (<http://www.cica.ca/becoming-a-ca/supporting-ca-academics/item62031.pdf> 参照)

¹³⁶ <http://www.ifrs.org/Use+around+the+world/Education/IFRS+Teaching+Sessions.htm> 参照

¹³⁷ SEC スタッフ報告書、73 及び 74 ページ

他の活動の提案は、本報告書の投資者アウトリーチについてのセクションに示している。

移行のコスト

SEC スタッフ報告書は、コメントレターのプロセスで SEC に提供された具体的な数字によるコスト分析に言及していない¹³⁸。コストの問題を懸念として挙げたコメントレターの大半は、コストの課題をより一般的に扱っており、転換コストについて、一般的で定性的な、具体的でなく実証されていない見積りを示している。

この点に関して、いくつかの初期段階の要点を述べておくべきである。

- (a) IFRS に関連したシステムのグレードアップのコストと、US GAAP のコストとを区別すべきである。FASB と IASB が互いに合意した MoU プロジェクトは、US GAAP の大幅な変更を生じると予想される。新たにコンバージェンスされた基準（公正価値測定、収益認識、リースなど）の導入のコストは、米国が IFRS に移行するのか US GAAP を維持するのかに関係なく、米国の作成者が負担することになる。したがって、これらの修正に関連するコストは、完全版 IFRS への移行の範囲には含まれない。
- (b) 選択的なコストは、必要とされる IFRS 移行コストと区別すべきである。例えば、新たな MoU 基準の適用により、全く新しい会計システムの提案が正当化される場合もあるが、こうしたコストは必ずしも IFRS 導入の「必要条件」ではない。
- (c) SEC スタッフ報告書で述べているとおり、相当数の多国籍企業のグループにとっては、IFRS への移行によりコストの節減や内部システムの簡素化が生じる可能性がある。

コストの課題は、アドプションを最終的に達成したすべての国々が慎重に検討してきたが、大半の報告書は、そのコストは便益を考えれば合理的だったという結論を下す傾向にある。

経験が示すところでは、移行のコストに影響を与える重要な要因は、移行前の国内 GAAP が IFRS とどの程度異なっていたのかである。カナダ、オーストラリア及び英国のような国々では、これが移行のコストが比較的低くなった重要な要因として挙げられている。

以下の事例は、世界中の当局が、IFRS への移行プロセスの評価において移行コストをどのように考慮したのかを示している。

欧州委員会の報告書は、次のように結論を下している。

「ICAEW 調査での導入コストとその後の反復的な適用コストの分析では、小規模会社（売上高 5 億ユーロ未満）の方が高いように見え、それぞれ売上高の 0.31% と 0.06% であるが、許容可能な

¹³⁸ ただし、SEC スタッフ報告書の 107 ページでは、ある大手の多国籍発行企業のコスト見積りに言及している。4つの主要な IASB と FASB の共同プロジェクトの全面的な遡及適用について 4 億米ドル以上というものである。

範囲である。小規模の公開会社も、資源の制約や IFRS についての過去の経験の不足により、IFRS の適用において多くの困難に直面していた。」¹³⁹

カナダでは、カナダ財務担当役員研究財団（CFERF）がカナダにおける IFRS への準備状況について行った調査（2010 年）が 146 名の個人を調査し、特に、IFRS への転換の予算（カナダドルで測定）及び転換の資源に焦点を当てた。

回答者は転換の予算について次のように報告していた。

「回答者の過半数（68%）が、カナダでの転換のための予算が 500,000 カナダドル未満であった。計画していた支出は、36%が 100,000 カナダドルから 500,000 カナダドルの間、32%が 100,000 カナダドル未満であった。それ以外のうち 15%が移行のために 1 百万カナダドルから 5 百万カナダドルを準備し、約 7%は予算が 500,000 カナダドルから 1 百万カナダドルの間だった。予算が 5 百万カナダドル超だったのは少数（5%）で、残りはコストの見積りをしていなかった。」

この調査はさらに次のように報告していた。

「調査した財務担当役員の大多数は、自分の会社は IFRS への転換に適切な資源を割いたと述べており（88%）、これに対して、そうしていなかったのは 9%であった。」

韓国では、IFRS に移行した非金融会社のコストは 250,000 米ドルと見積られたが、金融会社のコストの合計は 2,400,000 米ドルであった¹⁴⁰。

オーストラリアでは、IFRS 採用のコストと便益に関する証拠は乏しいようである。2009 年 9 月のプレゼンテーションで、AASB はコストに影響を与えるいくつかの要因を識別した。すなわち、

- (a) 採用の当初の初期コスト（特に銀行や保険などの企業が IAS 第 39 号を導入する際の）
- (b) 基準の変更のペース（IFRS の多数の修正がオーストラリアにとっては関心のない論点が原因となっていることが多い）

- (c) オーストラリアにとって関心のある論点（排出権等）で国際的には優先事項でないもの

しかし、AASB はいくつかの便益も強調した。

- (a) オーストラリア企業の財務報告書が、世界中で容易に理解されるようになっている。
- (b) 多国籍企業集団の一員である企業にとってのオーストラリア財務報告書の作成、監査及び分析におけるシナジー

¹³⁹ Regulation 1606/2002 の運用に関する 2008 年 4 月 24 日付の欧州委員会からの報告書

¹⁴⁰ <http://ifrs.fss.or.kr/ifrs/bbs/view.jsp?menuCode=frs030400&idx=1268699040498&bbsid=1207915090632> で入手可能。

(c) AGAAP における空白部分が埋まったこと（特に金融商品の認識及び測定の領域）。本報告書の 53 ページで引用したインタビューの中で、Doug Niven 氏はコストと便益のテーマについてこう述べた。

「ますます、国際的な資本市場の中での財務報告基準の単一のセットの使用が、すべての利害関係者にとって明確な便益となっている。そうした便益を資本コストなどの指標に対する貨幣的な影響に関して定量化するのは非常に困難であるが、財務諸表利用者は、共通の財務報告の言語を有することにより明らかに便益を受けている。これは海外の利用者には特に当てはまることであり、現在ではオーストラリアの会社の財務報告書を、他の国際企業との比較において、より適切に理解できるようになっている。

コスト・便益の等式を定量化することは非常に困難である。主要なコストは、オーストラリア GAAP と IFRS との間の差異の識別、スタッフの訓練、システムとプロセスの変更、変化の影響に関しての市場の教育であった。こうしたコストは移行時に発生したものであり、継続的ではない。大規模な企業については、こうしたコストは通常は収益に対して小さな比率であった。こうしたコストが発生した後は、利用者と作成者の両方にとっての便益が継続する。利用者にとっての首尾一貫した比較可能な高品質の財務情報のほか、多くの作成者にとって資本コストの低減や企業集団内での首尾一貫した財務報告による節減がある。」

最後に、ブラジルでは、ブラジル投資者広報協会とデロイトが 2011 年に調査を実施して、公開会社による IFRS の採用後に投資者広報（IR）を描写している。この調査は、初度適用の IFRS 財務諸表の発表の数か月に公開会社からインプットを収集したものであるが、いくつかの便益がすでに認識されていた。コメント提出者の過半数は、IFRS が財務情報の透明性を高めたと考えていた。移行コストは、回答者の 77% で 1 百万米ドル未満であり、主要なコストの発生要因は、IFRS の専門的知識の獲得と比較情報の作成であった。

SEC スタッフ報告書には、米国における IFRS の使用による便益の分析が含まれていない。IFRS 財団は最近、西オーストラリア大学の会計学教授で IASB の前アカデミック・フェローの Ann Tarca 氏に委託して、IFRS の広範囲の採用から生じた便益を観察し定量化しようとした現時点での学術研究の調査と要約を行った。この調査は本報告書の付録として掲載している。要約すると、この調査では、強力な投資者保護と高品質の財務報告及び執行のある国々でも、IFRS 採用後に便益を受けていることを検出している。こうした便益には以下のものが含まれる。

(a) 市場の効率性——市場の流動性が IFRS 導入後に高まっている一方、企業は資本コストの低下と株式価値の増大により便益を受けている（Deske et al, 2008）。

(b) 投資意思決定——IFRS 適用企業をレビューするアナリストは、IFRS 不適用の企業に従ったアナリストの予測と比較して、より正確な予測をしている（Horton et al, 2012）。さらに、あ

る国の GAAP が国際的な基準に近い場合ほど、外国のアナリストは当該国の企業について、より正確な予測に従い提供する可能性が高い (Bae et al, 2008)。

- (c) 財務情報の質——欧州では、一般的な認識として作成者、監査人、投資者及び執行者の間にあったのが、IFRS は財務報告の比較可能性、質及び透明性を向上させたという認識であった (欧州委員会、2008)
- (d) 外国投資——IFRS は、各国が投資者保護を向上させ、自国の資本市場に外国の投資者がアクセスしやすくすることのできる手段である (Hope et al)。
- (e) 資本市場の統合——企業が IFRS を使用している市場と、企業が一般的に IFRS を使用していない市場との間で、市場の指標に高い相関が観察された (Cai and Wong, 2010)。
- (f) 適用の方法——共通の基準の成否を左右するのは、IASB が公表する基準の品質だけではない。重要なこととして、成功のためには、IFRS が各国及び国際的なレベルで機能することを支援するインフラが必要となる (Tarca, 2012)。

しかし、これらの結果は米国に単純には投影できない。米国はすでに確固たる評判のある高品質の会計基準を有している。米国にとっての当面の便益は、国内でしか理解されていなかった基準から出発した国々の場合よりも小さいであろう。

しかし、米国にとっても IFRS の組込みには便益がある可能性が高い。2009 年現在で外国証券に投資されている米国の民間資産は 5.47 兆米ドルにのぼった¹⁴¹。さらに、近年の米国から新興市場への資本流出の拡大は無視できない。したがって、ますます多数の米国の投資が IFRS 報告企業となる。明らかに、国際資本市場における透明性と比較可能性の増大は米国の投資者の利益となる。

さらに、IFRS が世界中に普及するにつれ、米国企業がそれを国際的な規模で使用できることには、特に IFRS 報告企業である子会社をすでに有している場合には、利益がある。

最後に、米国は、国際的な基準の単一のセットが世界経済全体に与える有益な影響により利益を得ようである。

IFRS が国際的な基準になるに従い、米国がその開発と適用に参加することには、SEC スタッフ報告書が示しているとおおり、明白な利益がある¹⁴²。

¹⁴¹ SEC 委員 Kathleen L. Casey の企業総務担当役員及びガバナンス専門家協会の第 65 回年次会議 (2011 年 6 月 29 日) での基調講演。 <http://www.sec.gov/news/speech/2011/spch062411klc.htm> で入手可能。

¹⁴² SEC スタッフ報告書、1 ページ

付録

国際的な会計基準の論拠：議論及び証拠

Ann Tarca

西オーストラリア大学 会計学教授
IFRS 財団アカデミック・フェロー¹⁴³

要旨

この論文は、会計基準の共通のセットへの支持論と、国際財務報告基準（IFRS）の採用を促進した原動力を概説する。2005年以降のIFRSの広範囲の使用により、IFRSの便益を実証的に調査する機会が提供されている。筆者は、発展途上の資本市場と先進的な資本市場の両方でのIFRSの役割の評価に関連性のある研究の結果を要約する。

はじめに

国際的な会計基準から見込まれる便益には説得力がある。世界中の会社が高品質の基準の単一のセットを使用することは、財務情報の比較可能性と透明性を改善し、財務諸表作成のコストを低減する可能性を有している。当該基準が厳格に首尾一貫して適用される場合には、資本市場の参加者はより高品質の情報を得ることになり、より適切な意思決定を行うことができる。したがって、市場は資金をより効率的に配分し、企業は資本コストの低下を達成できる。こうした議論は、欧州連合（EU）加盟国の連結上場企業の財務報告に国際財務報告基準（IFRS）を採用すること（EC1606/2002）を支持するのに用いられた。他の法域でもIFRSの採用について同様の理由を挙げており（Brown, 2011 参照）、高品質の基準への要請を反映している。高品質の基準は、財務報告の質と比較可能性を改善し、各国の資本市場の発展と市場の国際的な統合を促進することができる。

歴史上初めて、異なる国々に本拠を置く相当数の企業が、共通の基準を使用する状況に我々はいる。したがって、資本市場における便益がどの程度観察されるのかに関する証拠を収集することができる。本稿は2005年以降のIFRSの採用の影響に関する研究の発見事項を示している。2005年はIFRSが6,000社以上のEU企業及びオーストラリアや南アフリカなど他のいくつかの国々の企業について法的に要求される基準となった年である。次のセクションでは、IFRSが資本市場の効率的な運営に与える影響に関する証拠について、株価及びリターンとともに国際的な投資者及び証券アナリストの活動に関するデータを考慮して、概説する。それに続く各セクションでは、発展途上国と資本市場が成熟している国々の両方でのIFRSの影響を検討し、2007年から2008年の金融危機の前後双方でIFRSの役割の評価に関連性のある証拠を提示する。最終セクション

¹⁴³ この論文で表明している見解は著者の見解である。広範なデュー・プロセス及び審議の後に到達するIASB又はそのメンバーの見解ではない。

では本稿の結論を示す。

IFRS の採用と市場の効率性

基本的な質問は、IFRS が市場参加者に利用可能な情報を有益な形で変化させてきたのかどうか、すなわち、市場は IFRS を使用する場合の方が効率的なのかということである。我々は、企業が市場参加者に提供する IFRS 情報は、国内基準と IFRS の要求事項の相違により、従前の国内 GAAP に基づく情報とは大きく異なる可能性があると予想する。IFRS への変更がどの程度、資本市場における観察可能な便益となる、より有用な情報を提供するのかは、研究において現在扱われている疑問点である。

いくつかの研究では、IFRS の影響を測定する手段として、市場の流動性及び企業の資本コストの変化に関する証拠を収集している。IFRS を強制的な環境で採用した企業についての最初の大規模な調査の一つである Daske et al. (2008) では、IFRS の導入を受けて市場の流動性が増大していると結論を下している。企業の資本コストの低下と株式価値の増加が公式の採用日の前に発生しているという証拠も発見している。これに関連した研究では、流動性の改善や資本コストの低下などの便益は、IFRS の「まじめな (serious)」採用企業 (透明性を約束している企業として定義されている) の方が生じる可能性が高いことを発見している (Daske et al., 2011)。

Li (2010) は、IFRS の強制適用企業は、開示の増加と情報の比較可能性の向上を反映して、強制採用年度に直ちに資本コストの低減を通じて便益を受けていることを発見している。しかし、この低減は、強力な法的執行のある国々でのみ生じている¹⁴⁴。Palea (2007) は、金融機関にとっての資本コストの影響を検討している。IFRS を使用した EU の金融機関の資本コストが、国内基準並びに第 4 次及び第 7 次指令に従った他の金融機関に比べて低いと報告しており、欧州委員会の IFRS 採用 (EC1606/2002) の目的と整合的な結果である。

研究者たちは、長年、財務データの有用性に関する情報を明らかにするために株価を使用してきた (Ball and Brown; 1968 及び Beaver, 1968)。この伝統の中で、Beuselinck et al. (2009) では、EU における強制的な IFRS 採用企業についての株式リターンの共時性¹⁴⁵を調査した。彼らは、IFRS の採用により新たな企業固有の情報が明らかにされ、その後は将来の開示におけるサプライズが減少していると結論を下した。Landsman et al. (2011) は、IFRS の使用が株価及び売買に与える影響 (異常なリターンのボラティリティと売買高) を検討している。利益発表の情報内容が、報告の遅れの減少により IFRS 報告企業について改善され、外国投資を追い掛けて増加させるアナリストを増加させていると結論を下している。彼らは、IFRS の影響が国における執行の水準に左右されることも発見している。

¹⁴⁴ 研究者たちは、執行という用語を、財務報告が行われる国内の法的環境を指すために用いている。すなわち、投資者及び債権者を保護し、他者の違法な活動を罰する法律上及びガバナンス上の制度である。

¹⁴⁵ 共時性とは、個々の株価が全体的な株価とともに動く程度を指す。

このほかに、市場参加者に対する IFRS の影響を検討した研究がある。投資者に関して、研究では、企業が高品質の比較可能な基準を使用することに関連付けることのできるさまざまな便益の証拠を示している。Bruggemann et al. (2009) は、個人投資家がフランクフルト証券取引所のオープン市場（31 か国からの 4,869 社）で行った外国企業への投資を検討している。彼らは、IFRS の採用を受けて売買高が増加していると報告している。このため、IFRS は個人投資家の外国株式投資を促進する可能性があるという結論を下している。

Defond et al. (2011) も、IFRS と多国間投資との関係を調査している。米国の投資信託の強制適用企業に対する所有が増加しているが、それは採用が「信用できる」ものである場合のみであることを発見している。このため、Daske et al. (2009) と同様に、比較可能性の改善により生じる IFRS からの便益を指摘しているが、基準が実施される方法（すなわち、基準を企業が使用する方法）が IFRS からの便益を実現するために決定的に重要であると警告している。Shima and Gordon (2011) は、法的な基準と執行の両方が、外国投資を増加させるために必要であることを示している。

Yu (2010) も、投資信託の株式保有を調査している。IFRS の採用が多国間での株式保有を増加させているという結論を下している。その原因は、外国投資者の情報加工コストの低下、財務情報の比較可能性の改善、及び間接的には地理的距離などの他の障壁の低下である。この研究での証拠は、会計報告制度間での調和化が、外国資本を誘引する上で個々の国での報告制度の改善よりも効果的な方法であること示唆している。Francis et al. (2012) は、国どうしで GAAP の類似性が高い場合ほど、合併及び企業買収（M&A）活動の量が多くなり、支配権獲得のプレミアムが高くなっていると報告している。また、IFRS を 2005 年に採用した国々では M&A 活動が増加しており、採用前の GAAP と IFRS との類似性が低かった国々の方がその傾向が顕著であることも発見している。類似した GAAP は情報コストを低減させ、それにより入札者間の競争が増加して、対象株主の利得の増大を可能にしていると結論を下している。

Flourou and Pope (2011) は、強制的な IFRS が株式の機関投資家による所有の増加につながっているかどうかという疑問を検討した。採用年度とその次年度を検討し、所有が増加しており、したがって IFRS は機関投資家の配分決定に影響を与えていると報告している。IFRS に関連した所有の変動は、投資意思決定プロセスに財務諸表を利用する可能性の高い優良成長株投資者の方が大きい。この研究における但書は、プラスの IFRS 所有効果が見られたのは、厳格な法的執行があり不正が低水準にある国々においてのみであるという点である。この点について本稿で後述する。

多くの研究が、証券市場アナリストに対する強制的 IFRS の影響を調査している。財務諸表の情報の重要な利用者だからである。こうした IFRS の研究は、高品質の財務諸表情報がアナリストを支援することを示唆する既存の文献（Lang and Lundholm, 1996; Hope, 2003）を基礎としている。したがって、IFRS が情報の目的適合性、透明性及び比較可能性を改善するのであれば、ア

ナリストは便益を得ると予想される。Bae et al. (2008) による外国企業を追い掛けているアナリストの研究は、会計基準が類似している場合ほどアナリストが便益を得ていることを示唆している。具体的には、ある国の GAAP が国際的な基準（この研究では IAS）に近いほど、外国のアナリストがその国からの企業を追い掛けて、より正確な予測を提供する可能性が高い。

強制的な IFRS の期間に行われたいくつかの研究は、IFRS 採用が証券アナリストに便益を与えたと結論を下している。Horton et al. (2012) は、IFRS 採用企業を追い掛けているアナリストは、IFRS 不採用企業を追い掛けているアナリストに比べて、予測の正確性が高いことを発見している。IFRS が情報の質と比較可能性の両方を改善することにより情報環境を改善したと結論を下している。他の研究者も予測の正確性の向上を発見しており、これは EU 企業の研究 (Jiao et al. 2012) や先進国と発展途上の市場経済を含む個々の国々の研究 (Panaretou et al., 2009; Choi et al. 2010; Ernstberger et al., 2008; Hodgson et al., 2008; Cotter et al., 2012) に基づいている。Beuselinck et al. (2010) は、IFRS により、アナリストが企業・業界の情報を株価に組み込む能力が向上し、機関投資家の有する私的情報の優位性が低下していることを発見している。IFRS 採用企業についての別の研究で、Beuselinck et al. (2009) は、情報の正確性は 2006 年以降増大しているが、アナリストの間でのコンセンサスは変化していないと報告しており、共通の情報と私的情報の両方の正確性の増大を示唆している。複数の国の企業を追い掛けているアナリストは、私的情報の正確性について最大の IFRS 以後の改善を経験している。

Byard et al. (2011) は、EU 企業についての IFRS 採用直後の期間におけるアナリストの便益を指摘している。その便益は、国内 GAAP と IFRS の差異が最も大きく、IFRS 採用を支える強力な制度があった（すなわち、国の法的制度が健全で投資者に保護を提供している）国々で観察されている。Tan et al. (2011) は、強制的な IFRS がアナリストを企業に誘引するとともに、アナリストの予測の正確性を向上させていると報告している。追い掛けているアナリストの増加は、国内 GAAP と IFRS の差異の程度及び採用によりこの差異が削減される程度と正の相関がある。IFRS 採用は、より多くの国内のアナリストも誘引しているが、予測の正確性には大きな影響を与えていない。

ほとんどの研究は、証券市場での取引に関する IFRS の影響に焦点を当てている。しかし、Beneish et al. (2012) は、IFRS は株式市場よりも債券市場の方に大きな影響があることを発見している。採用後の期間における外国株式投資の増加は、ガバナンスの質が高い（又は改善している）国々に限られている。しかし、外国債券投資の増加は、ガバナンスの質に左右されておらず、投資者保護における国レベルの弱点を相殺するために債券契約で特約条項が使用されていることと整合している。投資の増加は、米国と他の未採用国の両方から生じており、増加が IFRS の品質に関連したものであることを示唆している。

これらの研究の結果は、広範囲での IFRS の採用が資本市場に便益をもたらしたという証拠を提供している。研究者たちは一般的に、この便益は、IFRS の性質（従前の GAAP との比較で）及

び異なる国々の企業による共通の基準の使用（国際的な投資者及びアナリストにとっての情報の比較可能性を改善する）から生じていると結論を下している。

学術的文献における共通の筋道は、共通の基準は基準だけでは達成できないというものである。この論点は IFRS の採用が広がる前に提起されていた。Ball et al. (2000; 2003) は、基準がどのように実務で使用されるのかを決定する上でのインセンティブの重要性を明らかにしている。この点は IFRS 研究者も取り上げており、特に Christensen et al. (2008) は、IFRS の影響を理解する上で、会計基準そのものよりも企業のインセンティブの方が重要だと主張している。2005 年以後の採用期間に係るデータを使用して、多くの研究者が、IFRS 報告が行われる環境が、IFRS の潜在的便益が実現できるかどうかに関与する強い影響があると結論を下している (Daske et al., 2008; Beuselinck et al., 2009; Flourou and Pope, 2011; Landsman et al., 2011; Christensen et al., 2010 and 2012)。共通の基準の成否を左右するのは、IASB が公表する基準の品質だけではない。重要なこととして、成功のためには、IFRS が各国及び国際的なレベルで機能するのを支援するインフラも必要となる。

したがって、すべての研究で会社が IFRS を採用した場合の改善を報告しているわけではない。前述のとおり、便益と強い関連があるのは、従前の国内 GAAP と IFRS の相違の程度と個々の国々における執行の水準（言い換えると、法的環境並びにビジネス及び財務報告の風土）である。経営者の報告インセンティブに関心を持つ研究者たちは、IFRS の便益が現れるのは、高品質の IFRS 報告書を提供するインセンティブが企業にある場合のみだと主張している。これは、企業個々の状況によるものか、あるいは企業が事業を行っている国での法律上、報告上及びガバナンス上の要求事項並びに企業が上場されている市場に対応したものかのいずれかである。Wang and Yu (2009) は、より良い会計基準（例えば IFRS）が株価の情報内容についての有益な効果を有するのは、コモンローの法的起源を有し、株主保護が進んでいて、法的執行が厳格な国々においてであることを発見している。これらの研究は、多くの研究者が行った指摘を強調している。制度的な環境が、IFRS の便益がどの程度実現できるのかに影響を与えるというものである。

すべての研究が、IFRS が資本市場に有益だという主張を支持しているわけではない。一部の研究者は、IFRS 採用後に比較可能性が改善しているのかどうか疑問視し、IFRS 採用前の方針選択が継続している証拠を指摘している (Kvaal and Nobes, 2010; 2011)。Lang et al. (2010) は、利益の連動性（別々の国の企業間の利益の共変動に基づく）と会計処理の比較可能性（企業の利益とリターンとの関係を別々の国の企業間で比較したものにに基づく）の両方を測定している。連動性は IFRS 採用企業で増大しているが、比較可能性はそうではないことを発見している。さらに、共変動の増大は情報環境の貧弱さ（アナリストの守備範囲及び予測の正確性の低下とビッド・アスクのスプレッドの増大として測定）と相関がある。

IFRS と経済発展

資本市場の発展の研究は、国の法律及び金融のインフラと資本市場の成熟度との強い関連性を示している。1994年以降のデータを使用した49か国の研究で、La Porta et al. (1997) は、投資者保護が貧弱な国々（法的ルールの特徴と法的執行の質の両方で測定）の方が、資本市場が小さくて狭いことを示している。関連した研究で、La Porta et al. (1998) は、投資者の法的保護が、コモンロー諸国では最も強く、フランス大陸法諸国では最も弱いと結論を下している。ドイツ及びスカンジナビア大陸法諸国は、その中間である。Jackson and Roe (2009) も、法的活動と資本市場の発展との関係を検討している。公的な執行と私的な執行（通常、大陸法とコモンローの制度にそれぞれ関連している）の両方が市場の発展のために重要であると主張し、一部のコモンロー諸国の実務が、大陸法の法域で典型的に観察される仕組みを利用していることを指摘している。

このほかに、制度的環境と会計情報の質との相互関係を指摘した研究がある。例えば、Leuz et al. (2003) は、国の法的及び制度的環境が報告される利益の特性に影響を与えていると結論を下している。外部者経済（株式市場が大きく、所有が分散し、投資者の権利が強く法的執行が強力な経済）の方が、内部者経済よりも、株式市場が大きく、所有の集中度が低く、外部者の権利が広範囲で、開示が多く、法的執行が強力という特徴であることを発見している。財務報告と開示は透明性に影響を与える制度的環境の重要な一部と考えられる (Bushman et al., 2004)。Frost et al. (2006) は、株式取引所の開示制度（財務情報の開示、モニタリング、執行）の強さが市場の発展と正の相関があることを発見している。これは法的制度、投資者の法的保護、市場規模などの関連要因を調整後の結果である。

市場の発展に対する制度的環境の重要性を考えると、資本市場の成長を促進する取組みには、高品質の会計基準の使用を含む健全な財務的インフラの発展が必要となるのは意外ではない。世界銀行とIMFは、資本市場の発展、ひいては国際的な経済の成長及び安定性を支援するためにIFRSの使用を推奨している (Hegarty et al., 2004)。

世界銀行の基準及び法典のレビュー (ROSC) 報告書 (World Bank, 2011) は、IFRSを採用した国々の多くの事例を示している。民間セクター企業及び政府事業企業に関する財務情報の質を改善し、国内での技術的な会計の専門性の開発を促進し、外国資本を吸引するためにIFRSを採用した国々である。Hope et al. (2006) は、2004年末までにIFRSを自発的に採用した38か国をレビューしている。IFRSは、各国が投資者保護を向上させ自国の資本市場に外国の投資者がアクセスしやすくすることのできる手段であると結論を下している。その後、Gordon et al. (2012) は、外国の直接投資の流れが、IFRSを採用した発展途上国において増加したことを示している。1996年から2009年の期間の124か国の企業を調査して、発展途上（ではあるが先進的ではない）経済にとっての直接の便益を示し、世界銀行によるIFRSの使用の推奨が有益であるという証拠を提供している。

IFRS を使用している国々の一つに韓国があり、完全版 IFRS が 2011 年から強制となった。より多くの国際投資を吸引するために企業文化の透明性と国際的認知を改善する試みとして行ったものである (Fifield, 2007)。マレーシアでは、完全版 IFRS を 2012 年から適用した。マレーシア会計基準審議会の議長は、マレーシアにおける採用は、「時流に乗ろう」としたのではなく、マレーシアの企業が国際的な環境で事業を行っていることを認識してのものであると述べた。IFRS により、マレーシアの企業と市場が国際的に認識されるようになっている (MASB, 2008)。マレーシアは以前、国内基準を IFRS と部分的に調和させてきた。国内 GAAP 及び調和化した基準による財務報告をレビューして、改訂後の (調和化した) 基準によるマレーシア企業について、Wan Ismail et al. (2010) は利益の質が高いと報告し、Kadri and Zulkifli (2008) は会計数値の価値関連性が高いことを発見している。将来の研究は、完全版 IFRS の採用後に一層の改善があるかどうかを検討することができる。

さまざまな研究で、発展途上の市場での IFRS の採用のプロセスが文書化されている。例えば、Jaruga et al. (2007) は、ポーランドにおける IFRS への転換の困難と、採用が財務諸表に与えた影響を記述している。同様に、Ionas et al. (2007) 及び Albu and Albu (2012) はルーマニアでのプロセスの複雑な性質を記述し、Sucher and Jindrichovska (2004) はチェコ共和国の経験を論じている。数件の研究が、発展途上の市場での IFRS の採用の経済的又は会計上の結果の証拠を提供している。Dobija and Klimczak (2010) は、市場の効率性と価値関連性のある報告が民営化 (1997 年から) を支援するための会計の開発の初期において達成されたが、これらの特徴は IFRS が採用された 2005 年から 2008 年の期間にはそれ以上改善されていないと報告している。Marquez-Ramos (2008) は、IFRS の採用は貿易及び外国直接投資の増加と相関があり、これらの肯定的な影響は東欧の移行経済の方が強いという証拠を提供している。

金融の再規制

金融規制は、2007 年から 08 年の経済危機後の主要な政策課題として現れた。2007 年 10 月に、金融安定理事会 (FSF) がワーキング・グループを組織した。2007 年 6 月以降の市場の流動性圧縮を受けて、市場の安定性、規律及び制度的な弾力性を高める提案を行うためのものであった (Helleiner and Pagliari, 2009)。その後の G20 財務大臣からの行動計画は、FSF の作業に基づくものであるが、Veron (2012, p.2) はこれを再規制と呼んでいる。「銀行システムを含む金融システムはそれ自身の装置に委ねることはできないという復活した認識であり、金融危機の巨大な経済的コストの可能性と、公的支出が解決の主要な予想であることが多いことの両方によるものである」。G20 の 2008 年 11 月の行動計画は、改革のための共通の原則への公約を提案していた。透明性と説明責任の強化、健全な規制の拡充、金融市場の誠実性の促進、国際協力の強化、及び金融機関の体質改善を含むものであった。国際的な会計基準の単一のセット、金融商品及びオフバランスシート事業体の認識、測定及び開示に関する首尾一貫した適用及び執行並びに要求事項の改善が、行動項目に含まれていた (Rottier and Veron, 2012)。G20 提案の基礎となっていたの

は、会計基準及びその適用と執行の方法を改善しなければならないという考えであり、金融危機の際の会計基準の役割を踏まえてのものであった (Walker, 2010)。

複数の研究が、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」が 2005 年からの EU の銀行による採用後に金融商品の会計処理に与えた影響 (G20 提案に関連した変更前) を調査している。Leventis et al. (2011) は、EU の 91 の上場銀行を 1999 年から 2008 年の期間にわたり調査し、利益操作 (貸倒引当金を用いての) が 2005 年の採用後は低くなっていると報告している。EU における IFRS の導入は、商業銀行の経営者が貸倒引当金を使用した利益操作を行う傾向を軽減することにより、銀行の利益の質を改善したと結論を下している。Gebhardt and Novotny-Farkas (2011) は、EU の 90 の銀行を 2000 年から 2007 年の期間で調査した。発生損失のみを認識するという IAS 第 39 号での制限により、利益の平準化が減少していることを発見しているが、この結果は、規制機関が将来予測的な貸倒引当金の計上を好んでいることにより緩和されているかもしれない。発生損失アプローチの適用により、貸倒損失の認識の適時性が低下しており、将来の予想される損失の認識が遅れていることを示唆している。

G20 の対応は、会計基準の首尾一貫した適用も求めていた。2007 年から 2008 年の危機の前は、欧州委員会 (EC) は IFRS 報告の質と比較可能性について肯定的であった。財務報告に関する広範囲の報告書及びレビュー¹⁴⁶に基づいて、EC の報告書では「作成者、監査人、投資者及び執行機関の間に、IFRS の適用により財務報告の比較可能性と質が向上し、透明性の増大につながっているという一般的な認識」があった結論を下していた (EC 2008: 6)。その後、欧州証券市場監督局 (ESMA) は EU の執行機関の活動について報告し、さまざまな各国の機関の活動の水準及び欧州執行協力セッション (EECS) でのそれらの相互関係を記述した (ESMA, 2011)。執行機関は金融機関の会計処理に特別の注意を払い、2009 年及び 2010 年に大幅な改善が、評価技法、自身の信用リスク、信用リスク、初日の損益、特別目的事業体に関する開示要求への準拠のレベルにおいて見られたとした。しかし、いくつかの領域 (金融商品に関する公正価値ヒエラルキー及び定性的リスク開示を含む) ではもっと発行企業の注意が必要だと結論を下した。Berger (2010: 22) は、EECS は IFRS の統一的な適用に「著しい貢献」をしたと結論を下した。さまざまな執行のアプローチ及び方法が使用され、非常に相違が大きいと指摘している。さらに、各機関が活動を報告する方法もさまざまであり、将来における改善の余地があることを示唆している。

2011 年に SEC は、米国で上場している 183 の IFRS 適用企業の 2009 年の財務諸表に基づく、IFRS 報告のレビューを公表した。SEC スタッフは、IFRS の要求事項が全般的に遵守されていると考えたが、開示の透明性と明瞭性に向上の余地があると指摘した。さらに、適用の多様性が、各国間及び業種間での財務諸表の比較可能性の課題となっていると結論を下した (SEC 2011a: 2)。また、この報告書は、比較可能性を損なう可能性のあるものとして、IFRS における選択肢の使用、不十分で首尾一貫しない開示、及びいくつかの領域でのガイダンスの欠如に言及していた。

¹⁴⁶ ICAEW (2007)、CESR (2007) 及び欧州委員会の会計規制委員会 (ARC) の報告書

先進資本市場における IFRS

世界中の市場で使用するための共通の会計基準の単一のセットに対する G20 の要望は、すでに高水準の透明性と投資者保護を有している市場での国際的な基準の便益に関する疑問を生じさせる。オーストラリアとニュージーランドの場合、政策決定者たちは、彼らの小さな国内資本市場の将来の成長には国際投資が必要であり、それは IFRS の使用により促進されると考えた。オーストラリアでは、この決定は、必ずしもすべての個別企業ではないが産業界でおおむね支持された (Brown and Tarca, 2001)。一部の小規模会社は、自分たちは国際的な基準の採用のコストを負担するが便益はなく、便益を実現できるのは国際的な投資者やアナリストがいる大企業だと考えた (Jones and Higgins, 2006)。

研究では、資本市場は IFRS の採用後に便益を得ており、これは強力な投資者保護といわゆる高品質の財務報告及び執行のある国々であってもそうである。Chalmers et al. (2001) は、IFRS をオーストラリアが採用した時の利益の価値関連性及び持続性の増大を報告している。Bissessur and Hodgson (2012) は、IFRS 後の最初の 2 年間のオーストラリア市場での共時性の減少を観察した(これは 2007 年から 2008 年に最も高くなった)。Bissessur and Hodgson (2012) 及び Cotter et al. (2012) は、オーストラリアでの IFRS 採用後に予測誤差が低くなったことを発見し、Choi et al. (2010) は英国について同様の結果を報告している。Cheong et al. (2010) は、IFRS における無形資産の資産化が、オーストラリア、香港及びニュージーランドの会社について価値関連性のある情報を提供していると結論を下した。Bayerlien and Farooque (2012) は、IFRS における繰延税金及びのれんについての方針選択の比較可能性の増大を、オーストラリア、英国及び香港の企業について報告している。Brochet et al. (2011) も、私的情報が IFRS 採用後に減少しているという説に基づいて、英国企業について IFRS 採用後の比較可能性の改善を報告している。Zeghal et al. (2011) は、IFRS の使用が 2003 年から 2006 年の期間におけるフランス企業の利益操作の減少に関連しており、特にコーポレート・ガバナンスが高水準で外国金融市場への関与が多い企業についてはそうであると報告している。

Sun et al. (2011) は、米国に重複上場している 23 か国からの企業を調査した。会計の質がこれらの企業について IFRS の採用後に改善しているかどうかを検討している。改善の証拠をいくつか発見しており、これは米国での重複上場が IFRS 採用の前に高品質の報告へのインセンティブを与えていることを考えると驚くべきことである。この研究は IFRS が先進国市場からの企業の会計処理にも影響を与え得ることを示唆している。IFRS は、潜在的な投資のプールを拡大することにより、国内の投資者にも便益を与える可能性がある。Lee and Farghar (2010) は、オーストラリアでの IFRS 採用がオーストラリアの投資者による外国株式への投資の水準の増加と関連していることを示している。先進国市場についての IFRS の便益に関する他の証拠は、資本市場の統合に関するものである。Cai and Wong (2010) は、企業が IFRS を使用している市場 (英国、フランス、ドイツ及びイタリア) の方が、国内企業が一般的に IFRS を使用していない市場 (米国、

カナダ、日本及びロシア) の場合よりも、1995年から2008年の期間において、市場間の市場指数の相関が高かったことを報告している。

しかし、先進国市場からのすべての研究が IFRS 採用による便益の証拠を提供しているわけではない。Gjerde et al. (2008) は、ノルウェーの企業を調査して、会計情報の価値関連性の全体的な増大の証拠をほとんど発見していない。しかし、IFRS における無形資産の資産化が価値関連性があることは発見している。Jarva and Lantto (2010) は、IFRS は、フィンランドの企業について、価値関連性のより高い情報を提供しておらず、将来の利益又はキャッシュ・フローのより適切な予測を可能にしてもいないと結論を下している。

他の先進国市場に関して、IFRS が 2011 年から採用されたカナダでは、まだ証拠が利用可能ではない。カナダでの採用の理由は他の法域と同様である。IFRS の使用により、カナダの企業及び投資者により多くの機会が提供されるというもので、これは資本コストの低減、国際資本市場へのアクセスの増加、及び調整表の必要がなくなったことによるコストの低減によるものである (CICA, 2012)。カナダ公認一般会計士協会 (CGA) の Lefebvre は、国内基準はカナダが自己完結的な経済主体であった時にはカナダによく役立ってきたが、国際化とともにこの国は国際環境に融合する能力を活用しなければならないという見解を有していた (Jeffrey, 2011)。2011 年から 2012 年に係る年次報告書で、カナダ会計基準審議会 (AcSB) はカナダでの IFRS の採用を回顧した。一部の個人がこの戦略に反対していることを認めつつ、AcSB は、IFRS 採用の戦略に疑問を生じさせるような新たな証拠はないと結論を下し、次のように述べている。「IFRS は改善が必要であるが、高品質の国際的に認められる財務報告基準の単一のセットという目標を達成する唯一の道筋となり、国際資本市場の機能の改善に寄与するものである」(AcSB, 2012)。

国際市場への参加に関する議論は、米国と日本にも等しく当てはまる。ただし、歴史的にこの両国の市場は世界最大級のものであり、自身の国内基準と報告及び執行の構造を役立ててきた。日本市場は、特に 1990 年代に、金融市場規制及び会計基準の多くの改革を経験した。この国が国際金融市場での主要な役割を得ようとしたためである (Misawa, 2005)。Saito (2008) は、日本が指導的な役割を望むのであれば、国際的な会計基準と無縁であることはできないと主張している。US GAAP が過去に一部の大手の日本企業に使用されてきたが、Saito (2008) は US GAAP は国際的な会計の言語にはなり得ないので、日本の会計基準は IFRS と調和化しなければならないと述べている¹⁴⁷。2005 年から日本の会計基準委員会 (ASBJ) は、IASB とのさまざまな調和化の取り組みを進めてきた。基準の国際的コンバージェンスを達成するとともに、より統合化された資本市場に貢献するという目的のためである。資本市場の規模と重要性にかかわらず、日本はその基準が「IFRS と同等でない」と見られていることから生じる圧力を経験してきた。日本 GAAP を EU 市場で認知させる必要性が、国内 GAAP と IFRS との調和化及び日本が IFRS を採用する

¹⁴⁷ Saito (2008) は、なぜ US GAAP が国際的な会計基準になり得ないのかについて理由を示していない、しかし、考えられる理由は、US GAAP のルール・ベースの性質である。US GAAP は広範な報告規則の一部であり、米国に固有の複雑な規制環境のために設計されたものである。

ことのもう一つのインセンティブとなってきた。

Rottier and Veron (2010) は、国際金融の地理が変わりつつあると指摘している。アジアの各金融センターは重要性を増しつつあり、世界の 100 大銀行の中で約 3 分の 1 が発展途上の市場からの銀行である。金融市場のこうした変化が国際的な政策論議の勢力移動を生み出していると論じている。したがって、米国と日本は、影響力のある立場を維持するために、財務報告及び市場活動の国際的規制における役割及び関与を継続的に見直すことが期待できる。

2007 年から 2008 年の危機の前に、資本市場の競争の増大により、米国で規制上の枠組みの変更への要望が生じていた。高水準の投資者保護の維持を確保しつつ、効率性を高めるためであった (Cox and Greene, 2007; Pan, 2008)。米国市場の規制機関である証券取引委員会 (SEC) は、米国市場への参入の障壁を緩めるためのさまざまな規制緩和の提案を検討した。2008 年に、外国登録企業に対する US GAAP と IFRS との調整表を廃止するとともに、2014 年までに国内企業が IFRS を使用することにつながるロードマップを提案した (Street, 2012)。こうした行動は、米国の資本市場が以前の支配的地位を失いつつあるという認識に対応したものである (Black, 2011) とともに、IFRS 財務諸表の使用及び受入れの広がりを認識したものであった。

G20 の提案は、国際及び国内の両方の企業及び機関 (米国のものを含む) からの行動を求めている。このため、財務会計基準審議会 (FASB) は IASB とともに金融商品の認識、測定及び開示に関する会計基準を扱うプロジェクトに取り組んできた。しかし、G20 提案で挙げられたいくつかの問題 (特に、国際的な基準の単一のセット) に対する米国の姿勢は、以前よりも好意的でなくなっている。例えば、Street (2012) は、米国の国内登録企業による IFRS の使用に関する提案の発表を延期するという SEC の決定を指摘している。

経済状況及び政治状況が 2008 年以後に変化しているかもしれないが、米国が国際資本市場の運営及び規制における指導的な参加者になろうとするインセンティブは残っている。例えば、Pan (2008) の主張では、米国の証券規制は会社の意欲を阻害する要因となっており、米国で公開会社となる外国の発行企業の減少や、米国の投資者 (及び金融サービスの提供者) が資本調達及び投資活動を米国市場から他に移動することにつながるとしている。Jackson and Pan (2008) は、米国市場の競争力の低下は、サーベインズ・オックスレー法や連邦証券法への対応よりも、もっと長期の傾向を反映していると示唆している。

2007 年から 2008 年の危機の結末は、Pan (2008) が指摘した意欲阻害要因を除去してはいない。したがって、米国がコンバージェンス、調和化及び相互認知に関与する動機は、そのプロセスに伴う困難はあるものの、残っている。米国及び他の国々が競争と協力との間のトレードオフに対処する方法は、将来において明らかにされるであろう。解説者たちは、資本市場の規制に関して国際機関に多くのことが期待されているが、関与する国々が非常に多くなって一つの国 (又は複数国のブロック) の優位が弱まると、意思決定が困難になると指摘している (Helliener and

Pagliari, 2009)。透明性の増大が求められているが、Rottier and Veron (2010) は、2007 年から 2008 年以後、金融のシステム及び市場に関する国際的に比較可能な情報（政府財政及び金融機関への政府の支援に関する開示を含む）が不十分なままであるという意見を述べている。

国際的な基準の単一のセット（IFRS）の採用は、金融市場の透明性を改善する計画の一つの要素として提案されているが、2007 年から 2008 年の危機以降の米国及び日本ではあまり支持を得ていないように見える。しかし、研究者たちは、採用の決定には国内企業にとっての正味の便益の考慮を超えるものが必要となると示唆している。Chua and Taylor (2008) は、IFRS の普及の原因を経済的要因のみに帰することを戒め、政治的及び社会的要因が重要な役割を有すると主張している。一例として、「強国」が他国には国際的な最善の実務の採用を要求しているが、自らはそれが適している場合に特定の基準を採用できないという状況に言及している。Ramanna and Sletten (2009) は、IFRS 採用の可能性が高くなるのは、政府が適時に意思決定をする能力があり、機会費用及び切換えのコストが比較的低い場合であると結論を下している。しかし、採用の決定が外国貿易や外国投資フローの水準（又は予想される変化）に関連するとは見ていない。むしろ、ある国が IFRS を採用する可能性が高くなるのは、貿易相手国や地域的な隣国が採用した場合であると彼らは主張している。外国の財務諸表利用者にとっての取引コストの低下に関連した、便益のネットワークの認識は、各国が IFRS を採用する決定を行うことにつながる。このため、たとえ国内基準が国内の制度に特によく合致しているとしても、ある国が IFRS を採用することがあり得る（Ramanna and Sletten, 2011）。

IFRS を導入するかどうか、また、いつどのように導入するのかに関しての米国の迷いは、政府は変化の機会費用を認識しているという考えと整合的である。過去 10 年間にわたり、米国の関係者は米国での IFRS の組み込み又は採用についてのさまざまな戦略の影響を受けてきた（Erikson et al., 2009; Epstein, 2009）。興味深いことに、米国を基礎とした研究では、学識者と実務者が他の国々における同輩たちと同様の意見を IFRS の便益及びコストについて有していることを発見している。Rezaee et al. (2010) は、124 名の学識者及び 120 名の実務者（EFI の会員）¹⁴⁸の 2008 年のアンケート調査を報告している。IFRS への米国のコンバージェンスについて認識されている便益のうち最初の 7 つは、国際的な問題に関するものである（比較可能性、統一性、多国間投資、並びに市場の統合、効率性及び費用対効果を含む）。政府は主権の問題（企業規制の一部としての会計基準に対する）及び企業の転換コストについて懸念することが多いが、アンケートの回答者は他の要因にも高い順位を付けている。教育の問題（IFRS 及び国際会計基準をベースとした教科書の不足、作成者の IFRS についての教育、理解及び経験の不足）が重要である。他の懸念は、IFRS の適用に関するもので、適用の統一性や規制当局間の協調及び協力などである。実務者は転

¹⁴⁸ 財務担当役員協会（FEI）は、米国に本拠を置く団体で、国際的な会員もいる。この調査は、回答者のうち米国で教育を受けた人数や米国に居住している人数を報告していない。

換のコストを重要な障害の第3位としているが、学識者では第7位である¹⁴⁹。

結 論

本稿では、IFRSの強制的採用による便益に言及している広範囲の研究をレビューした。さまざまな研究技法を用いて、各研究は、IFRSが資本市場の運営の効率性を高め、多国間投資を促進してきたという証拠を提供している。さらに、多くの研究がIFRSの使用を取り巻くインフラの重要性に言及している。Hegarty et al. (2004) は、国際的な会計及び監査の基準の厳格な適用のための「能力と制度的インセンティブの十分でバランスの取れた組合せ」が導入の成功に必須だと述べている。研究による証拠が一貫して示しているところでは、IFRSの便益が実現される可能性が高くなるのは、IFRSの適用が法的保護、有能な専門家並びに適切な監視及び執行を含んだ枠組みに支えられている場合である。

先進国市場でのIFRSの潜在的な便益は、強く主張することができる。先進国市場でのIFRSの利用による便益の主張はもっと多面的である。EU加盟国の中では、グループ全体として望んだ便益により、各国が強制的なIFRS採用国となった。しかし、個々の国についての変化の程度（したがって、各国レベルでの企業の便益）はEU加盟国の中でもそれぞれ異なっている。意外なことではないが、多くの研究が、国ごとに調査した場合のIFRSの便益の相違に言及している（Brown, 2011; Pope and McLeay, 2011; Bruggemann et al., 2012）。IFRSの便益を、前に説明したような国内GAAPとIFRSとの差異や法的執行の程度などの要因と結び付けるとすれば、個々の国のレベルでの便益に相違が見られることを予想すべきである。しかし、新たに現れている一群の研究は、IFRSの使用による国際的な便益（特にその適用が健全なインフラで支えられている場合）に言及している。

¹⁴⁹ このアンケート調査は、「主権」についての明示的な言及を含んでいないが、「規制の体制の所要の変更」に関する回答（作成者では最重要の障害の第6位、学識者では第2位）はこうした懸念に言及している可能性がある。しかし、データの提示と分析の方法を考えると、確信はできない。

参考文献

- Albu, N., & Albu, C. (2012). IFRS in an emerging economy: Lessons from Romania. *Australian Accounting Review* (forthcoming, September).
- Bae, K.-H., Tan, H., & Welker, M. (2008). International GAAP differences: The impact on foreign analysts. *Accounting Review*, 2008.
- Ball, R., A. Robin, and J. Wu. (2003). Incentives versus standards: properties of accounting income in four East Asian countries and implications for the acceptance of IAS. *Journal of Accounting and Economics*, 36, 235-270.
- Ball, R., & Brown, P. (1968). An empirical evaluation of accounting income numbers. *Journal of Accounting Research*, 6(2), 159.
- Ball, R., S. Kothari and A. Robin. (2000). The effect of international institutional factors on properties of accounting earnings. *Journal of Accounting and Economics*, 29(1), 1-51.
- Bayerlein, L., & Farooque, O. (2012). Influence of a mandatory IFRS adoption on accounting practice: Evidence from Australia, Hong Kong and the United Kingdom. *Asian Review of Accounting*, 20(2), 93-118.
- Beaver, W. H. (1968). The information content of annual earnings announcements. *Journal of Accounting Research*, 6, 67-92.
- Beneish, M., Miller, B., & Yohn, T. (2010). The effect of IFRS on adoption on cross-border investment in equity and debt markets. *Working paper, Indiana University*.
- Berger, A. (2010). The development and status of enforcement in the European Union. *Accounting in Europe*, 7(1), 15-35.
- Beuselinck, C., Joos, P., Khurana, I., & Meulen, S. v. (2010). Mandatory adoption of IFRS and analysts' forecasts information properties. *SSRN eLibrary*.
- Beuselinck, C., Joos, P., Khurana, I., & Van der Meulen, S. (2009). Mandatory IFRS reporting and stock price informativeness. *SSRN eLibrary*.
- Bischof, J. (2009). The Effects of IFRS 7 Adoption on bank disclosure in Europe. *Accounting in Europe*, 6(2), 167-194.
- Bissessur, S., & Hodgson, A. (2012). Stock market synchronicity – an alternative approach to assessing the information impact of Australian IFRS. *Accounting & Finance*, 52(1), 187-212.
- Black, B. (2011). Introduction: The globalization of securities regulation - competition or coordination? *University of Cincinnati Law Review*, 79(2).
- Brochet, F., Jagolinzer, A. D., & Riedl, E. J. (2011). Mandatory IFRS adoption and financial statement comparability. *SSRN eLibrary*.
- Brown, P. (2011). International Financial Reporting Standards: How real are the benefits? *Accounting and Business Research*, 41(3), 269-285.
- Brown, P., & Tarca, A. (2001). Politics, processes and the future of Australian accounting standards. *Abacus*, 37(3), 267-296.
- Brüggemann, U., Daske, H., Homburg, C., & Pope, P. F. (2009). How do individual investors react to global IFRS adoption? *SSRN eLibrary*.
- Bushman, R., Piotroski, J., & Smith, A. (2004). What determines corporate transparency? *Journal of Accounting Research* (42(2)), 207-251.

- Byard, D., Li, Y., & Yu, Y. (2011). The Effect of Mandatory IFRS Adoption on Financial Analysts' Information Environment. *Journal of Accounting Research*, 49(1), 69-96.
- Cai, F., & Wong, H. (2010). The effect of IFRS adoption on global market integration. *International Business and Economics Research Journal*, 9(10), 25-34.
- Chalmers, K., Clinch, G., & Godfrey, J. M. (2011). Changes in value relevance of accounting information upon IFRS adoption: Evidence from Australia *Australian Journal of Management*, 36(2), 151-173.
- Chen, C., Ding, Y., & Xu, B. (2011). Convergence of accounting standards and foreign direct investment. *Working paper, City University of Hong Kong and China Europe International Business School*.
- Cheong, C. S., Kim, S., & Zurbrugg, R. (2010). The impact of IFRS on financial analysts' forecast accuracy in the Asia-Pacific region: The case of Australia, Hong Kong and New Zealand. *Pacific Accounting Review*, 22(2), 124-146.
- Christensen, H. B., Lee, E., & Walker, M. (2008). Incentives or standards: What determines accounting quality changes around IFRS Adoption? *SSRN eLibrary*.
- Christensen, H. B., L. Hail, & Leuz, C. (2010). Capital-market effects of securities regulation: The role of implementation and enforcement. *SSRN eLibrary*.
- Christensen, H. B., L. Hail & Leuz, C. (2012). Mandatory IFRS reporting and changes in enforcement. *SSRN eLibrary*.
- Chua, W. F., & Taylor, S. L. (2008). The rise and rise of IFRS: An examination of IFRS diffusion. *Journal of Accounting and Public Policy*, 27(6), 462-473.
- CICA. (2012). IFRS Frequently Asked Questions. *Chartered Accountants of Canada*.
- Cotter, J., Tarca, A., & Wee, M. (2012). IFRS adoption and analysts' earnings forecasts: Australian evidence. *Accounting and Finance*, 52(2), 395-419.
- Cox, J., & Greene, E. (2007-08). Financial regulation in a global market place: Report of the Duke global capital market roundtable. *Duke Journal of Comparative and International Law*, 18, 239-252.
- Daske, H., Hail, L., Leuz, C., & Verdi, R. S. (2008). Mandatory IFRS reporting around the world: Early evidence on the economic consequences. *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 5, pp. 1085-1142, 2008.
- Daske, H., Hail, L., Leuz, C., & Verdi, R. S. (2011). Adopting a Label: Heterogeneity in the economic consequences of IFRS adoptions. *SSRN eLibrary*.
- DeFond, M., Hu, X., Hung, M., & Li, S. (2011). The impact of mandatory IFRS adoption on foreign mutual fund ownership: The role of comparability. *Journal of Accounting and Economics*, 51(3), 240-258.
- Dobija, D., & Klimczak, K. M. (2010). Development of accounting in Poland: Market efficiency and the value relevance of reported earnings. *The International Journal of Accounting*, 45(3), 356-374.
- Epstein, B. (2009). The economic effects of IFRS adoption. *The CPA Journal*(March), 26-31.
- Erickson, D., Esplin, A., & Maines, L. A. (2009). One world – One accounting. *Business Horizons*, 52(6), 531-537.
- Ernstberger, J., Krotter, S., & Stadler, C. (2008). Analysts' forecast accuracy in Germany: The effect of different accounting principles and changes of accounting principles. *BuR Business Research Journal*, Vol. 1, No. 1, May 2008.
- European Securities and Markets Authority (ESMA). (2011). Activity report on IFRS enforcement in 2010. Brussels.
- Fifield, A. (2007). Korea moves towards full adoption of IFRS. *Financial Times*.

- Florou, A., & Pope, P. F. (2012). Mandatory IFRS adoption and investor asset allocation decisions. *The Accounting Review*, forthcoming.
- Francis, J., Huang, S. & Khurana, I. (2012). The role of international GAAP in cross-border mergers and acquisitions. Working paper, University of Arkansas.
- Frost, C., Gordon, E., & Hayes, A. (2001). Stock exchange disclosure and market liquidity: An analysis of 50 international exchanges. *Journal of Accounting Research*, 44(3), 437-483.
- Gebhardt, G. & Novotny-Farkas, Z. (2011). Mandatory IFRS adoption and accounting quality of European banks. *Journal of Business Finance & Accounting*, 38(3-4), 289-333.
- Gjerde, O., Knivsflå, K. H., & Sættem, F. (2008). The value-relevance of adopting IFRS: Evidence from 145 NGAAP restatements. *SSRN eLibrary*.
- Gordon, L. A., Loeb, M. P., & Zhu, W. (2012). The impact of IFRS adoption on foreign direct investment. *Journal of Accounting and Public Policy*, 31(4), 374-398.
- Hegarty, J., Gielen, F., & Barros, A. (2004). The implementation of international accounting and auditing standards: Lessons learned from the World Bank's Accounting and Auditing ROSC Program: The World Bank.
- Helleiner, E., & Pagliari, S. (2009). Towards a new Bretton Woods? The first G20 leaders summit and the regulation of global finance. *New Political Economy*, 14(2), 275-287.
- Hodgdon, C., Tondkar, R. H., Harless, D. W., & Adhikari, A. (2008). Compliance with IFRS disclosure requirements and individual analysts' forecast errors. *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, 17(1), 1-13. doi: 10.1016/j.intaccudtax.2008.01.002
- Hope, O.-K., Jin, Y. J., & Kang, T. (2006). Empirical evidence on jurisdictions that adopt IFRS. *SSRN eLibrary*.
- Horton, J., Serafeim, G., & Serafeim, I. (2012). Does mandatory ifrs adoption improve the information environment? *Contemporary Accounting Research*, forthcoming.
- IASPLUS (2012). AcSB reflects on Canadian IFRS adoption strategy. www.iasplus.com. 12 september 2012.
- Ionas, I., Ionas, M., Olimid, L., & Artemisa Calu, D. (2007). An empirical evaluation of the costs of harmonizing Romanian accounting with international regulations (EU Directives and IAS/IFRS). *Accounting in Europe*, 4(2), 169-206.
- Jackson, H. E., & Pan, E. J. (2008). Regulatory competition in international securities markets: Evidence from Europe Part II. *Virginia Law and Business Review*, 3(2), 207-273. doi: 10.2139/ssrn.266176
- Jackson, H. E., & Roe, M. J. (2009). Public and private enforcement of securities laws: Resource based evidence. from Harvard Law School http://www.law.harvard.edu/programs/olin_centre
- Jaruga, A., Fijalkowska, J., Jaruga-Baranowska, M., & Frenzdel, M. (2007). The impact of IAS/IFRS on Polish accounting regulations and their practical implementation in Poland. *Accounting in Europe*, 4(1), 67-78.
- Jarva, H., & Lantto, A.-M. (2010). The value-relevance of ifrs versus domestic accounting standards: Evidence from Finland. *SSRN eLibrary*.
- Jeffrey, G. (2007). The end of Canadian GAAP? *CGA Canada*.
- Jiao, T., Koning, M., Mertens, G., & Roosenboom, P. Mandatory IFRS adoption and its impact on analysts' forecasts. *International Review of Financial Analysis*.

- Jones, S., & Higgins, A. D. (2006). Australia's switch to International Financial Reporting Standards: A perspective from account preparers. *Accounting and Finance*, 46(4), 629-652.
- Kadri, M. H., & Zulkifli, M. (2008). Relationship between market value and book value of Malaysian firms under pre and post FRS. *SSRN eLibrary*.
- Kvaal, E., & Nobes, C. (2011). IFRS Policy Changes and the Continuation of National Patterns of IFRS Practice. *European Accounting Review*, 21(2), 343-371.
- Kvaal, E., & Nobes, C. W. (2010). International differences in IFRS policy choice. *Accounting and Business Research*, 40(2), 173-187.
- La Porta, R., F. Lopez-de-Silanes, A. Shleifer, and R. Vishny. (1997). Legal determinants of external finance. *Journal of Finance*, LII(3), 1131-1150.
- La Porta, R., Lopez-de-Silanes, F., Shleifer, A., & Vishny, R. (1998). Law and finance. *Journal of Political Economy*, 106(6), 1113.
- Landsman, W. R., Maydew, E. L., & Thornock, J. R. (2011). The information content of annual earnings announcements and mandatory adoption of IFRS. *Journal of Accounting and Economics*, 53(1-2), 34-54.
- Lang, M. H., & Lundholm, R. J. (1996). Corporate disclosure policy and analyst behavior. *The Accounting Review*, 71(4), 467-492.
- Lang, M. H., Maffett, M. G., & Owens, E. L. (2010). Earnings comovement and accounting comparability: The effects of mandatory IFRS adoption. *SSRN eLibrary*.
- Lee, G., & Fargher, N. (2010). Did the adoption of IFRS encourage cross-border investment? . *Working paper, Australian National University*.
- Leuz, C., Nanda, D., & Wysocki, P. (2003). Earnings management and institutional factors: An international comparison. *Journal of Financial Economics*, 69(3), 505-527.
- Leventis, S., Dimitropoulos, P., & Anandarajan, A. (2011). Loan loss provisions, earnings management and capital management under IFRS: The case of EU commercial banks. *Journal of Financial Services Research*, 40(1), 103-122.
- Li, S. (2010). Does mandatory adoption of International Financial Reporting Standards in the European Union reduce the cost of equity capital? *The Accounting Review*, 85(2), 607-636.
- Malaysian Accounting Standards Board (MASB). (2008). Malaysia's Convergence with IFRS in 2012. Available at http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1239:malaysias-convergence-with-ifrs-in-2012&catid=24:press-release-2008&Itemid=37.
- Marques-Ramos, L. (2011). European accounting harmonization: Consequences of IFRS and adoption on trade in goods and foreign direct investments. *Emerging Markets Finance and Trade*, 47(5), 42-57.
- Misawa, M. (2005). The Japanese issues and perspectives on convergence of accounting standards. *Northwestern Journal of International Law and Business*, 25(3), 711-745.
- Palea, V. (2007). The effects of the IAS/IFRS adoption in the European Union on the financial industry. *The European Union Review*, Vol. 12, No. 1-2, 2007.
- Pan, E. (2008). The new internationalization of US securities regulation: Improving the prospects for a trans-Atlantic

- marketplace. *European Company Law*, 5(08/2).
- Pan, E. J., & Jackson, H. E. (2008). Regulatory competition in international securities markets: Evidence from Europe - Part II. *Virginia Law and Business Review* 3(2), 208-273.
- Panaretou, A., Shackleton, M. B., & Taylor, P. A. (2012). Corporate risk management and hedge accounting. *Contemporary Accounting Research*, forthcoming.
- Ramanna, K., & Sletten, E. (2009). Why do countries adopt International Financial Reporting Standards? *SSRN eLibrary*.
- Ramanna, K., & Sletten, E. (2011). Network effects in countries' adoption of IFRS. *SSRN eLibrary*.
- Rezaee, Z., Smith, L. M., & Szendi, J. Z. (2010). Convergence in accounting standards: Insights from academicians and practitioners. *Advances in Accounting*, 26(1), 142-154. doi: 10.1016/j.adiac.2010.01.001
- Rottier, S., & Veron, N. (2010a). An assessment of the G20's initial action items (Vol. 2010/8, pp. 1-13): Bruegel Policy Contribution.
- Rottier, S., & Veron, N. (2010b). Not all financial regulation is global. (Vol. PB10-22, pp. 1-9). Washington, DC.
- Saito, S. (2008). Significance of convergence and the role of IFRS in Japan: To encourage IFRS to be accepted by converging countries. *Working paper, Meiji Gakuin University Japan*.
- Shima, K. M., & Gordon, E. A. (2011). IFRS and the regulatory environment: The case of U.S. investor allocation choice. *Journal of Accounting and Public Policy*, 30(5), 481-500. doi: 10.1016/j.jaccpubpol.2011.07.001
- Street, D. (2012). IFRS in the US: If, when and how. *Australian Accounting Review* (forthcoming September).
- Sucher, P., & Jindrichovska, I. (2004). Implementing IFRS: A case study of the Czech Republic. *Accounting in Europe*, 1(1), 109-141.
- Tan, H., Wang, S., & Welker, M. (2011). Analyst following and forecast accuracy after mandated IFRS adoptions. *Journal of Accounting Research*, 49(5), 1307-1357.
- Veron, N. (2012). Financial reform after the crises: An early assessment (Vol. 2010/8, pp. 1-15): Bruegel working paper.
- The World Bank. (2011). Reports on the Obseance of Standards and Codes (ROSC). Available at http://www.worldbank.org/ifa/rosc_aa.html.
- Walker, M. (2010). Accounting for varieties of capitalism: The case against a single set of global accounting standards. *British Accounting Review*, 42, 137-152.
- Wan Ismail, W. A., Dunstan, K. L., & Van Zijl, T. (2010). Earnings quality and the adoption of IFRS-based accounting standards: Evidence from an emerging market. *SSRN eLibrary*.
- Wang, J., & Yu, W. (2009). The information content of stock prices, reporting incentives and accounting standards: International evidence. *SSRN eLibrary*.
- Yu, G. (2009). Accounting standards and international portfolio holdings: Analysis of cross-border holdings following mandatory adoption of IFRS. *SSRN eLibrary*.
- Zéghal, D., Chtourou, S., & Sellami, Y. M. (2011). An analysis of the effect of mandatory adoption of IAS/IFRS on earnings management. *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, 20(2), 61-72.